

令和7年度産業関係調査等事業
(宝石・貴金属等取扱事業者を対象とした実態把握調査)

報告書

令和8年2月

株式会社矢野経済研究所

目 次

1 はじめに

1.1 事業目的	4
1.2 事業内容	4

2 宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン対策の現状と課題

2.1 FATF対日相互審査の状況.....	5
2.2 宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン対策の現状と課題.....	9
2.3 令和7年度履行調査の概要.....	11
2.4 アンケート調査・ヒアリング調査の概要.....	14

3 宝石・貴金属等取扱事業者に関するガイドライン・ガイドラインFAQ・リスク評価・モニタリング方針の方向性について

3.1 検討会の設置.....	18
3.2 第1回検討会での議論.....	18
3.3 第2回検討会での議論.....	22
3.4 第3回検討会での議論.....	25
3.5 対応の方向性.....	30

4 おわりに

参考資料：宝石・貴金属等取扱事業者向けのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する業界の実態把握及び検査監督強化に向けた検討会 開催状況.....	35
---	----

別紙1：新旧対照表案（宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン）.....	36
--	----

別紙2：宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）（案）.....	59
--	----

別紙3：宝石・貴金属等取扱事業者における顧客（個人・法人）のリスク評価項目（案）について.....	130
---	-----

1 はじめに

株式会社矢野経済研究所は、経済産業省製造産業局鉱物課より「令和7年度産業関係調査等事業（宝石・貴金属等取扱事業者を対象とした実態把握調査）」を受託し、本報告書は、以下の事業目的・内容について、調査結果を取りまとめたものである。

1.1 事業目的

宝石・貴金属等取扱事業者は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）において「特定事業者」とされており、マネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）及びテロ資金供与（以下「マネロン・テロ資金供与」という。）防止対策のため、顧客の取引時確認、確認記録・取引記録の作成・保存、行政庁への疑わしい取引の届出等の義務を負っている。

令和3年8月に公表されたFATF（金融活動作業部会）第4次対日相互審査報告書において、「監督対象に対するマネロン・テロ資金供与リスクの理解の不足」や「監督省庁のリスクに基づいたマネロン・テロ資金供与防止の対策の不足」等の指摘事項に対応するため、令和3年8月に策定された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」に基づき、宝石・貴金属等取扱事業者の所管課である経済産業省生活製品課及び鉱物課と共同で特定事業者向けの「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を令和4年2月に策定し、特定事業者のリスクベース・アプローチの取組強化を図っている。

一方で、令和6年4月に改定された「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」では、FATF第5次対日相互審査も見据えた「マネロン等対策の実効性向上及び対策の強化」について着実に対応する内容となっており、特定事業者によるリスクベース・アプローチに基づく取組の促進や、監督当局による検査監督強化が挙げられ、具体的には、ガイドラインの更新やガイドラインに関するよくある質問（FAQ）の策定、ベストプラクティスの共有等、更なる対応が求められている。

そこで、宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与リスクの低減を図るため、宝石・貴金属等取扱事業者に対し、法令遵守と健全な取引を促すとともに、業界特有の課題や実情を把握した上で、国として必要な対策を検討し、監督体制を強化することを目的に当該調査を実施した。

1.2 事業内容

上記の事業目的を踏まえ、本事業で具体的に（1）から（4）に掲げる事項を実施した。

- （1）宝石・貴金属等取扱事業者に係る犯罪収益移転防止法の履行に関する調査
- （2）業界の実態把握に向けたアンケート調査・ヒアリング調査
- （3）業界の実態把握及び検査監督強化に向けた検討会の運営
- （4）監督方針の提案

2 宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン対策の現状と課題

2.1 FATF対日相互審査の状況

FATFは、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策のための国際基準の策定・履行を行う多国間の枠組みであり、国際基準の履行を担保するために、加盟国間で相互審査を実施している。38 2 地域機関が加盟し、その他 9 つの FATF 型地域体を加えると、FATF 勧告は世界 200 以上の国・地域に適用されている。

FATFの相互審査では、①法制度の有効性（IO: Immediate Outcome、11 項目）¹と②法令等の整備状況（TC: Technical Compliance、40 項目）²について、それぞれ 4 段階で評価され、直近対日審査が行われた第 4 次審査では、その結果に応じて図 1 に示す通り分類されている。同図中の青字の箇所が不合格という扱いになっており、不合格の数が何個あるかで、通常フォローアップ国や重点フォローアップ国といった分類が分かれる。

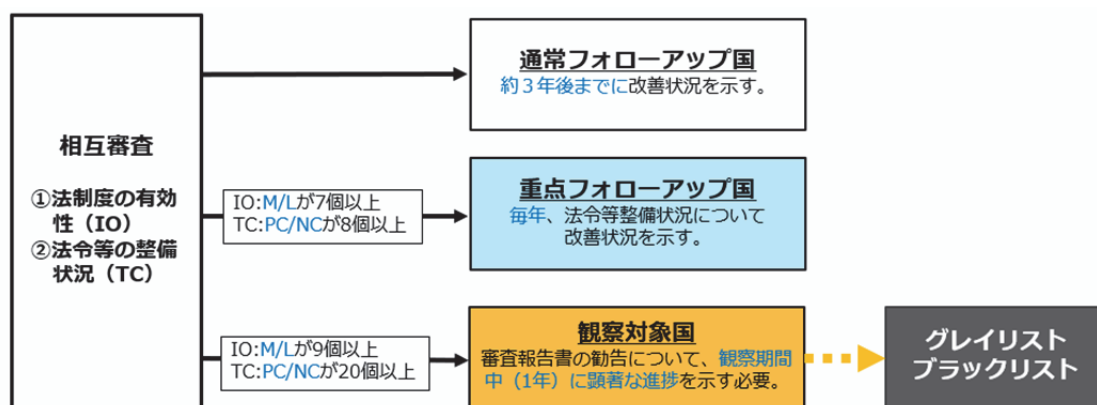


図 1 相互審査の結果による分類（第 4 次審査の基準）

FATF 勧告の対応範囲の変遷を図 2 に示す。FATF は薬物犯罪に関するマネロン対策における国際協力強化のため、先進主要国を中心に設立された。その後、米国同時多発テロ事件の発生を受けたテロ資金供与対策や、第 4 次 FATF 勧告による北朝鮮やイランを念頭に置いた大量破壊兵器の拡散資金供与（拡散金融）対策の追加など、新たなリスクや国際的な要請を踏まえて、これまで FATF 勧告の対応範囲は随時見直されてきた。

直近の第 4 次対日相互審査報告書は 2021 年 8 月に公表された。なお、2026 年 2 月現在、第 4 次相互審査はすべての加盟国で終えており、2025 年 10 月の FATF 全体会合より、第 5 次相互審査報告書の審議が開始されている。

¹ 評価が高い方から①[H]:High, ②[S]:Substantial, ③[M]:Moderate, ④[L]:Low の 4 段階評価であり、上位 2 段階までが合格とされる。

² 評価が高い方から①[C]:Compliant, ②[LC]:Largely-Compliant, ③[PC]:Partially-Compliant, ④[NC]:Non-Compliant の 4 段階評価であり、上位 2 段階までが合格とされる。



図2 FATF勧告の対応範囲

出典：財務省ホームページ³

FATF第4次相互審査を受けたFATF加盟国の結果を図3に示す。日本は①「法制度の有効性」の審査でM/L評価が8個、②「法令等の整備状況」の審査でPC/NC評価が11個存在し、重点フォローアップ国として位置付けられている。法令等の整備状況についてはその後3回のフォローアップを経てNC/PC評価0個になった。

通常 フォローアップ国	12か国	スペイン、 <u>イタリア</u> 、ポルトガル、イスラエル、 <u>英国</u> 、ギリシャ、香港、ロシア、 <u>フランス</u> 、オランダ、ルクセンブルク、インド
重点 フォローアップ国	23か国	ノルウェー、オーストラリア、ベルギー、マレーシア、オーストリア、 <u>カナダ</u> 、シンガポール、スイス、 <u>米国</u> 、スウェーデン、デンマーク、アイルランド、メキシコ、サウジアラビア、中国、フィンランド、韓国、ニュージーランド、 <u>日本</u> 、 <u>ドイツ</u> 、インドネシア、ブラジル、アルゼンチン
観察対象国	3か国	アイスランド、トルコ、南アフリカ

「重点フォローアップ」の基準

- 「法制度の有効性」の審査でL/Mが7/11個以上
- 「法令等の整備状況」の審査でNC/PCが8/40個以上など

「観察対象国」の基準

- 「法制度の有効性」の審査でL/Mが9/11個以上
- 「法令等の整備状況」の審査でNC/PCが20/40個以上など

(注1) 審査を実施した順番。下線付きはG7国。

(注2) GCCの審査はFATFとMENAFATFが合同で実施するも、FATF加盟国では無いため本表では省略

(※) 2025年1月現在

図3 FATF第4次相互審査を受けたFATF加盟国の結果

宝石・貴金属等取扱事業者は、特定非金融業者及び職業専門家（以下「DNFBPs」という。）に含まれており、FATF第4次対日相互審査報告書⁴において、DNFBPsについては、以下の通り指摘されている。

³ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/4.international.html#target02

⁴ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf

- ▶ DNFBPs は、マネロン・テロ資金供与リスクや AML/CFT⁵に係る義務について低いレベルの理解しか有していない。
- ▶ DNFBPs は、主に顧客の本人確認及び顧客が暴力団の構成員・関係者でない旨の確認といった、基本的な AML/CFT に係る予防的措置の適用に留まっている。また、全ての DNFBPs が、実質的支配者の概念に関する明確な理解があるわけではない。制裁者リストとの照合や高リスク国リストとの照合は、主に顧客が通常の取引形態や属性から逸脱した場合のみ実施されている。
- ▶ (疑わしい取引の) 届出義務が課されている DNFBPs セクターにおいて、ある程度のマネロン・テロ資金供与リスクに直面していると認識された分野も含め、届出のレベルは低い。
- ▶ 一般的に、監督当局は、リスクベースでの AML/CFT 監督を行っていない。いくつかの DNFBPs の監督当局は、AML/CFT の部分を含む一般的な義務の履行管理を行っている。また、これらを踏まえて、優先して取り組むべき行動として、以下のとおり指摘されている。
- ▶ 金融機関、暗号資産交換業者、DNFBPs が、AML/CFT に係る義務を理解し、適時かつ効果的な方法でこれらの義務を導入・実施するようにする。これらにおいては、事業者ごとのリスク評価の導入・実施、リスクベースでの継続的な顧客管理、取引のモニタリング、資産凍結措置の実施、実質的支配者情報の収集と保持を優先する。
- ▶ (監督当局は、) リスクベースでの AML/CFT 監督を強化する。これには、特定事業者において実施されている予防的措置の評価のためのオフサイト・モニタリングとオンサイト検査の組み合わせについて、その頻度及び包括性を強化することや、金融機関、DNFBPs、暗号資産交換業者による義務履行における肯定的な効果を確保するために、抑止力のある行政処分と是正措置が適用することを含む。

F A T F の要求水準は審査を重ねるごとに年々高くなっていく中で、F A T F 第 4 次対日相互審査報告書を受けて政府一体となって強力に対策を進めるべく、2018 年 1 月に設置されたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議⁶では、F A T F 第 5 次対日相互審査も見据えた、①マネロン等対策の実効性向上及び②リスク環境の変化に応じたマネロン等対策の強化を目的に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画(2024-2026 年度)⁷ (以下「行動計画」という。))」を策定している。

行動計画の中で、「I0.4 マネロン・テロ資金供与対策に係る特定非金融業者及び職業専門家 (DNFBPs) の監督・予防措置」に関する項目と行動内容の抜粋を表 1 に示す。

⁵ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策のこと。F A T F 第 4 次対日相互審査報告書においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」を「AML/CFT」と略している。

⁶ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html

⁷ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/20240417.pdf

表1 I0.4 マネロン・テロ資金供与対策に係る DNFBP の監督・予防措置（抜粋）

	項目	行動内容
(1)	DNFBPs のリスク理解向上とリスクベースアプローチに基づく取組の促進等	<p>マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドライン等の周知徹底により、DNFBPs のリスク理解を向上させ、適切なリスクベースアプローチに基づく取組を促す。その上で、必要に応じて、ガイドラインの更新やガイドラインに関するよくある質問（FAQ）の策定を行う。</p> <p>また、マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドラインの実施期限を明確化する。</p> <p>取引モニタリングを強化するとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進しつつ、DNFBPs による取引時確認及び継続的顧客管理の実効性を確保する。</p>
(2)	監督当局による DNFBP に対するリスクベースアプローチに基づく検査監督の強化	<p>「政策会議」等において、モニタリング手法や参考事例、ベストプラクティスを共有することにより、監督当局によるマネロン・テロ資金供与対策に係るリスクベースでの検査監督を強化する。</p> <p>各業界団体と政府当局との定期協議の場を設けるとともに、関係省庁間で連携して地方公共団体を含む担当者の能力向上のための研修プログラムを作成し、実施する。</p> <p>監督当局によるリスクベースでの検査監督を実施するため、モニタリング方針を策定する。</p>
(3)	疑わしい取引の届出の推進強化及び向上	<p>疑わしい取引の届出の実効性を高めるため、必要に応じて、疑わしい取引の参考事例を作成・更新するとともに、疑わしい取引参考事例の共有やアウトリーチの実施等により DNFBP の理解を深めることにより、疑わしい取引の届出の推進強化及び質・件数の向上につなげる。</p>

FATF 第5次対日相互審査は、2027年後半から2028年前半にかけて日本から法令等の整備状況（TC）や法制度の有効性（IO）に関する自己申告書を提出したのち、2028年7月頃にオンサイト審査が行われ、2029年2月のFATF全体会合にて第5次対日相互審査報告書が審議される見込みとなっている。

第5次対日相互審査では、法令等の整備状況（TC）よりも法制度の有効性（IO）の審査が重視される中で、第4次相互審査まではI0.3「特定事業者の監督」、I0.4「特定事業者の予防措置」と、金融機関・暗号資産交換業者とDNFBPsとが特定事業者として一体に審査され、マネロン・テロ資金供与対策の取組が進む金融機関の取組を中心として評価がされてきたが、第5次相互審査からは、I0.3「金融機関の監督・予防措置」、I0.4「DNFBPsの監督・予防措置」と、金融機関・暗号資産交換業者とDNFBPsとが分かれて審査・評価されることとなったことについては、留意が必要である。また、審査結果については、通常フォローアップ国となる条件がこれまでよりも厳格化されるとともに、第5次相互審査報告書の作成と同時に、各2～3個程度の重要勧告を達成期限とともに設定されることになっている。仮に重要勧告に未達成項目がある場合、当該国に対して、①ハイレベルミッション派遣、②国名公表、③メンバーシップの停止・除名と言った措置が行われる可能性がある。

FATF 勧告の遵守が不十分な国・地域は、改善状況をモニターするため、「行動要請対

象の高リスク国・地域⁸（いわゆるブラック・リスト）、「強化モニタリング対象国・地域⁹」（いわゆるグレイ・リスト）として公表され、ブラック・リストについては、対象国と関連する取引に対して対抗措置の実施を要請される場合がある。

2.2 宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン対策の現状と課題

我が国のマネロン対策等に関する法制度は、犯罪収益移転防止に関する年次報告書¹⁰で図4のとおり示されている。犯罪収益移転防止法の他、外為法や組織的犯罪処罰法等で措置されている。

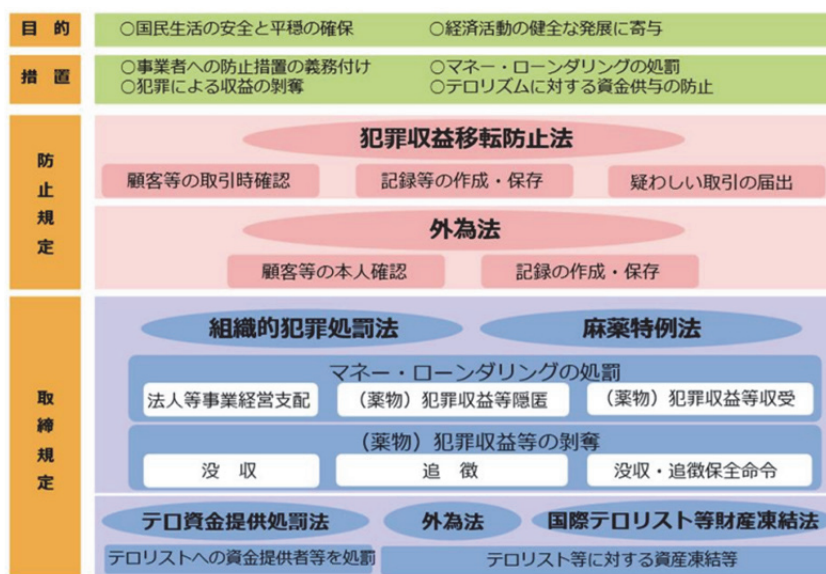


図4 マネロン対策等に関する法制度

国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査¹¹において、宝石・貴金属は、「財産的価値が高く、その小さなその小さな形状から持ち運びも容易であり、世界のいずれの地域においても多額の現金等と容易に交換することができる。また、取引された物の流通経路・所在を追跡するための手段が少なく匿名性が高い。そのため、現金取引による原資の匿名性及び財産的価値が高く、容易に現金に換えることのできる変換性という特性は、商品・サービスの脆弱性となり、マネロン等の有効な手段になり得る」旨が指摘されているが、こうした特性を有することから、宝石・貴金属等取扱事業者は、犯罪収益移転防止法において特定事業者として定義され、法令上の義務が課されている。

⁸ 2026年2月現在、イラン、北朝鮮、ミャンマーの3か国。

⁹ 2026年2月現在、アルジェリア、アンゴラ、ボリビア、ブルガリア、カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ハイチ、ケニア、ラオス、レバノン、モナコ、ナミビア、ネパール、南スーダン、シリア、クウェート、パプアニューギニア、英領バージン諸島、ベネズエラ、ベトナム、イエメンの22か国

¹⁰ https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/data/jafic_2024.pdf

¹¹ <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm#p2>

具体的には、犯罪収益移転防止法では、宝石・貴金属等の取引であって、200万円を超える現金取引や、マネロンのリスクの高い取引について、顧客等の取引時確認、確認記録や取引記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務を課すとともに、取引時確認等を的確に行うための措置として、使用人に対する教育訓練の実施、取引時確認等の措置を実施に関する規程（社内規則、マニュアル）の作成などの努力義務を課している。ここで努力義務としているのは、事業者によっては、大企業から個人店まで規模・特性や業務実態等が異なるため、全ての宝石・貴金属等取扱事業者が一律に取り組まなければならないとはせずに、自由度を持たせながら最大限対応を求めるものとされている。

また、犯罪収益移転防止法では、基本的な事項を想定して規定されているが、マネロン・テロ資金供与対策について講ずべき措置は国際情勢の動向やリスクの変化等に機動的に対応し、リスク管理体制を有効性のある形で維持していく必要があることから、その法律を補完する形で、令和4年2月3日付けで経済産業省は「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）¹²を策定し、公表している。

ガイドラインは、事業所におけるリスクベースアプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減に係る措置及びその有効性を確保するため、事業者において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」等を明確化するとともに、事業者による管理体制の構築・維持に当たっては、関係法令やガイドライン等の遵守することのみを重視し、法令違反の有無のみを形式的にチェックすることとならないように留意を促すものとなっている。

ガイドラインに記載されている事項として、例えば、顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス）について、特に個々の顧客に着目し、事業者自らが特定・評価したリスクを前提として、顧客に係る基本的な情報（人物・団体、その団体の実質的支配者、取引目的、資金の流れ等）や当該顧客が行う取引の内容等を調査し、調査の結果をリスク評価の結果と照らし、高リスク取引と判断した場合には追加的措置を実施し、低リスク取引と判断した場合には簡素な顧客管理を実施するといったメリハリをつけた上で、講ずべき低減措置を判断・実施すること等が求められている。また、管理体制について、マネロン・テロ資金供与対策の実効性の確保のため、事業者自らのマネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等を策定・整備し、リスクの特定・評価・低減という一連の対応を明確化した上で、経営陣による関与の下、全社的に徹底すること、前記の方針・手続・計画等の実効性は定期的に検証し、必要に応じ管理体制の見直しを含めたマネロン・テロ資金供与対策の改善を不断に図るなど、PDCA サイクルを回していくこと、及びマネロン・テロ資金供与対策を、経営戦略等における重要な事項の1つとして位置づけて経営陣が主体的かつ積極的に関与し、対応の高度化を推進していく必要があるといったこと等が求められて

¹² https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/hoseki_kikinzoku/pdf/guidelines_20220203.pdf

いる。

さらに、経済産業省では、宝石・貴金属等取扱事業者に対し、顧客との取引実態と、法的義務や努力義務への対応（顧客管理措置など）がどのように行われているか等をより詳細に実態把握するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律の履行に関する調査（以下「履行調査」という。）を毎年実施している。令和6年度履行調査は、業界団体に所属又はインターネットで把握した1,473者に調査票を配布し、そのうち412者から回答があった。この数字は、存在を把握できている宝石・貴金属の取扱事業者が他の政府調査や民間レポートと比較して少なく、事業者を補足しきれていないことを示している。また、履行調査自身の回答率も低い状況にある。履行調査の結果については後述する。

犯罪収益移転危険度調査書によれば、マネロンに悪用された主な取引等の事例は、窃盗により得た金塊を知人によって法人名義で金買取業者に売却させたり、薬物事犯により得た犯罪収益でダイヤモンドを購入し、専門家の鑑定を求めるといった理由で外国に移転しようとした事例等である。

また、犯罪収益移転防止に関する年次報告書に記載された疑わしい取引の届出の年間通知件数は、全体として増加傾向であるものの、宝石・貴金属等取扱事業者をはじめDNFBPsからの届出件数は相対的に少ない状況にある。

過去、経済産業省は、主に金地金の取引を行う事業者に対して、履行調査の回答に基づき、行政処分等を実施しているが、現時点においては積極的な行政処分等を行われていない。

2.3 令和7年度履行調査の概要

令和7年度履行調査は、犯罪収益移転防止法で規定する宝飾品（ダイヤモンド、その他の貴石・半貴石、真珠、貴金属製品）・貴金属（金、白金、銀）の地金の売買を行っている特定事業者（計1,730者）に対して、顧客との取引実態、法的義務や努力義務への対応（顧客管理措置など）の実態を把握するため、令和7年10月10日から11月13日まで履行状況に関する調査を実施し、計378者から回答を得た。調査票の回収率の向上を期待し、調査はWEB形式で実施し、また、特殊詐欺の抑止対策に協力するため、調査票と併せて警察庁が作成した特殊詐欺の注意喚起チラシを同封した。

履行調査の回答内容の集計・分析結果を以下に示す。

（1）基本的事項

回答者のうち、一番多く占めているのは宝飾品と貴金属地金を取り扱っている業者で、直近3年間の業種別の内訳を照合しても、その傾向に変化はなかった。回答者を、資本金別に集計した結果は、直近3年間の内訳を照合しても、回答者に偏りはなかった。

宝石・貴金属等の買取を行っていると思定される古物営業法の許可を取得している事業者も、昨年度と同じく、全体の約8割を占めた。

(2) 犯罪収益移転防止法に関する理解度

従業員が犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等の遵守状況について、業種別の内訳では、「十分理解している」と「だいたい理解している」と回答した事業者が、①宝飾品と貴金属地金の両方を取り扱っている事業者が計158者、②宝飾品のみが計131者、③貴金属地金のみが計52者で、いずれも9割を超えていた。ガイドラインを認知している事業者について、業種別の内訳では、①宝飾品と貴金属地金の両方を取り扱っている事業者が計145者、③貴金属地金のみが計49者は全体の9割を占めていたが、②宝飾品のみは計105者であった。

従業員が犯罪収益移転防止法に基づく本人確認等の遵守状況について、資本金別の内訳では、「十分理解している」と「だいたい理解している」と回答した事業者が、①資本金3千万円以上の企業が計129者、②資本金1千～3千万円未満の企業が計111者、③資本金1千万円未満の企業が計120者で、いずれも全体の9割を超えていた。ガイドラインを認知している事業者について、資本金別の内訳では、①資本金3千万円以上の企業が計123者、②資本金1千～3千万円未満の企業が計95者、③資本金1千万円未満の企業が計98者であった。そのため、資本金が小さい企業に対してどのようにして、理解度や認知度を高めていくのが課題となっている。

従業員の理解で「だいたい理解している」と「ほとんど理解していない」と回答した者からの回答で、犯罪収益移転防止法の理解の機会として期待されているツールについては、資本金別の内訳では、①資本金3千万円以上の企業は、「ハンドブック」、「Q&A集」、「参考事例集」、「説明会」の順、②資本金1千～3千万円未満の企業は、「ハンドブック」、「Q&A集」、「参考事例集」、「説明会」の順、③資本金1千万円未満の企業は、「ハンドブック」、「参考事例集」、「Q&A集」、「説明会」の順であったが、それぞれの数値に大きな偏りは見られず、「ハンドブック」、「Q&A集」、「参考事例集」を充実させて欲しいという要望が多かった。

(3) ガイドラインへの対応状況

ガイドラインのマネロン資金供与対策への活用について、ガイドラインの認知で「知っている」と回答した事業者の中で、「ガイドラインを知っているが活用はしていない」と回答した事業者は、業種別の内訳では、①宝飾品と貴金属地金の両方を取り扱っている事業者が計36者、③貴金属地金のみが計8者で全体の2割程度であったが、②宝飾品のみは計35者であった。資本金別の内訳では、①資本金3千万円以上の企業が計26者、②資本金1千～3千万円未満の企業が計31者、③資本金1千万円未満の企業が計31者であった。これは、ガイドラインは認知していても、活用していないという事業者が一定程度存在しており、また、「対応が期待される事項」は、「対応が求められる事項」に比べて参考にして

いる事業者が少ないということが示された。

ガイドラインの認知で「ガイドラインを知っているが活用していない」と回答した者からの回答で、「ガイドラインを活用していない理由として「内容が難しく、自社取組への反映方法が分からない」と回答した事業者は、業種別の内訳では、①宝飾品と貴金属地金の両方を取り扱っている事業者が計 17 者、②宝飾品のみが計 18 者、③貴金属地金のみが計 3 者であった。資本金別の内訳では、①資本金 3 千万円以上の企業が計 13 者、②資本金 1 千～3 千万円未満の企業が計 14 者、③資本金 1 千万円の企業が計 17 者であった。これは、ガイドラインは整備していく中で、その先にどうやって事業者に分かり易く説明していくのかを今後も引き続き検討していく必要がある。前述の回答でもあったように、「ハンドブック」、「Q&A 集」、「参考事例集」が欲しいということであることから、それらを今後どのように充実していくのかということだと考えられる。

(4) リスク低減策

リスク低減策について、自らが行う取引を調査・分析してリスクの特定・評価を実施し、必要に応じてリスク低減策を講じていると回答した事業者は、業種別の内訳では、①宝飾品と貴金属地金の両方を取り扱っている事業者が計 93 者、②宝飾品のみが計 75 者、③貴金属地金のみが計 38 者であった。資本金別の内訳では、①資本金 3 千万円以上の企業が計 76 者、②資本金 1 千～3 千万円未満の企業が計 72 者、③資本金 1 千万円未満の企業が計 71 者であった。これは、リスク低減策を実効しているのは 6 割程度で、これまでの回答結果と比べるとやや低い結果となったが、資本金別では大きな差はなかった。

(5) 買取・販売状況

金地金における直近 3 年間の買取状況について、個人から買取した事業者数は、令和 4 年度が計 138 者、令和 5 年度が計 128 者、令和 6 年度が計 132 者で、法人から買取した事業者数は、令和 4 年度が計 72 者、令和 5 年度が計 74 者、令和 6 年度が計 78 者であった。直近 3 年間の販売状況は、個人へ販売した事業者数は、令和 4 年度が計 88 者、令和 5 年度が計 86 者、令和 6 年度が計 88 者で、法人へ販売した事業者数は、令和 4 年度が計 82 者、令和 5 年度が計 104 者、令和 6 年度が計 105 者であった。これは、事業者からの回答の中で、当該回答欄が空欄であったり、取引の有無が不明な未回答分は除外し、取引件数や金額の記載があった事業者数のみを計上しており、また、延べ件数ではないため直接的な比較は難しいが、買取件数は法人よりも個人の方が多く、販売件数は法人の方が若干多い程度であった。

宝飾品における直近 3 年間の現金 2 百万円超の買取を行った事業者数は、令和 4 年度が計 52 者、令和 5 年度が計 47 者、令和 6 年度が計 60 者であった。宝飾品における現金 2 百万円超の販売を行った事業者数は、令和 4 年度が計 54 者、令和 5 年度が計 64 者、令和 6 年度が計 81 者であった。これは、宝飾品においても、金地金と同様に、2 百万円を超える

現金の買取・販売が一定程度あることが分かった。

2.4 アンケート調査・ヒアリング調査の概要

本調査は、業界の実態をより詳細に把握するため、商流の類型化（宝飾品の流通ルート、宝飾品の買取・リサイクルルート）を整理しつつ、令和7年11月27日から令和8年1月16日まで業界団体・事業者（計35者）にアンケート調査・個別ヒアリングを依頼し、計26者から回答を得た。

宝飾品の流通ルート（2024年）を図20に、宝飾品の買取・リサイクルルートの概念図を図21に示す。リサイクルビジネスの商品（ジュエリー、ブランド品など）の流れは、ジュエリーリサイクルの中間流通では、ジュエリーが再販されるものと、宝石と貴金属に分けて処分されるものに分かれ、貴金属地金や貴金属地金製品は溶解・精錬・インゴットとして再販売される。買取店ではジュエリーも貴金属地金類も隔てなく買取るが、中間流通のルートでは重複したり、分離したりと複雑な流れとなる。そのためCtoB（Consumer to Business）市場ではできるだけジュエリーに絞って規模を推定し、貴金属類については中間流通で合算して推定している。

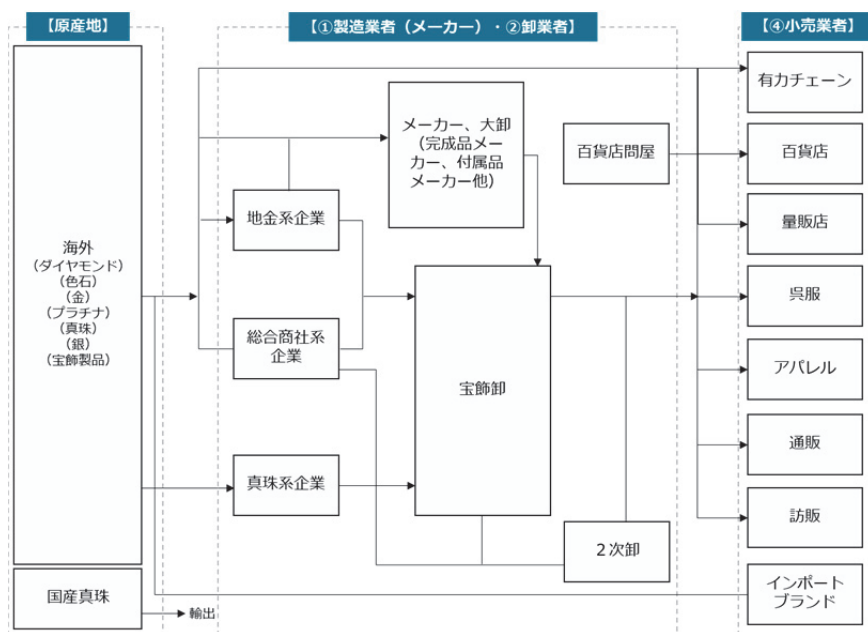


図20 宝飾品の流通ルート（2024年）

- ①製造業者（メーカー）：基本的にBtoB（Business to Business）
 鉱山会社、商社、宝石商などから地金、宝石を購入し、ジュエリーに加工して卸業者、小売、消費者に販売する。
- ②卸業者：基本的にBtoB（Business to Business）
 国内外からジュエリーを仕入れ、2次卸・3次卸、小売、消費者に販売する。
- ③輸入代理店（※大きなカテゴリーではないため、流通ルートには含めていない）：BtoB（Business to Business）

スーパーブランドを除いて、海外ブランドは日本において輸入代理店を通じて販売している。

④小売業者：BtoC (Business to Consumer)

- 宝飾専門店 全国にある旧来型の宝飾店。地域密着型の常連客への販売が中心。
- 百貨店 フロアで価格帯や売り方を分けている。店頭以外に上顧客を対象にした外商販売も多い。
- 宝飾チェーン店 基本的には店頭での接客販売だが、店頭やホテルで催事販売を行うこともある。
- 異業種 呉服やアパレルブティック等が、自社・自店の顧客に対して宝飾品も販売する。

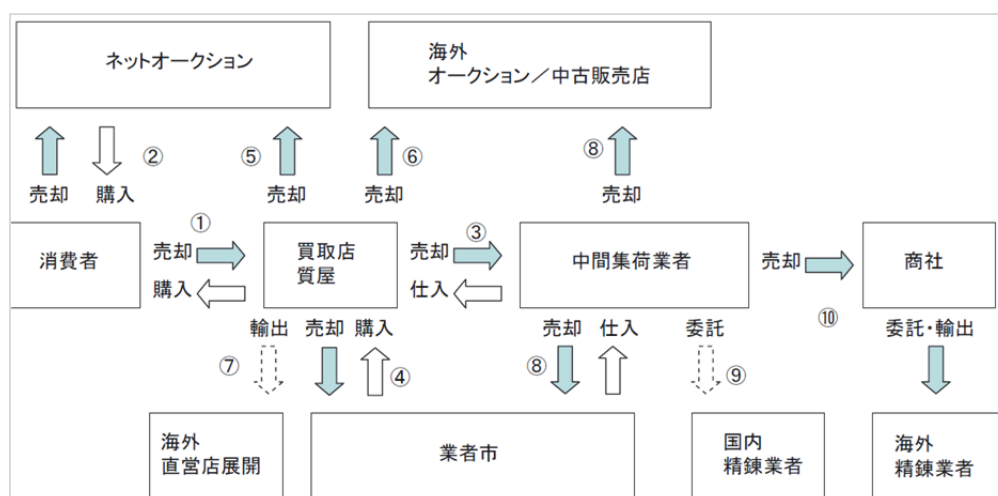


図 21 宝飾品の買取・リサイクルルートの概念図

- ①消費者は中古ブランド販売店や質屋などに商品を持ち込んで売却する。
- ②ネットオークションへ出品し売却することもある。最近ではフリマアプリ「メルカリ」の利用も増えてきた。
- ③買取店は商品を中間集荷業者に売却。商品を購入することもある。
- ④業者市に出品または主催して売却。または商品を仕入れることもある。
- ⑤買取店はネットオークションや自社サイトによる売却も行われる。最近では越境 EC で海外客に販売するケースも増えている。
- ⑥大手買取店やノウハウがある店は、海外オークションに参加して売却することもある。
- ⑦また海外直営店展開する買取店も出てきている。
- ⑧中間集荷業者は商社市、海外オークション、国内オークションなどさまざまなルートで仕入れた商品を売却する。
- ⑨ジュエリーの場合はダイヤモンドなど石を外し、貴金属部分は国内精錬業者に委託して溶解してインゴットとして受け取る。
- ⑩中間集荷業者は総合商社に貴金属を売却し、商社は内外の精錬業者で溶かしてインゴットにして売却する。

アンケート調査・ヒアリング調査であった回答の概要を（１）から（１０）に整理する。この中での特記事項としては、（２）「マネロン・テロ資金供与対策について/対応が難しい

点について」では、対応するスタッフによる判断の統一化・確立化、(6)「疑わしい取引の遭遇する事例/疑わしい取引の届出の指標について」では、現場（販売員）が違和感を抱いてもらうために何を提供することができるのか、(7)「マネロン・テロ資金供与対策における経済産業省に求めることについて」では、F A T F との関係で対応が難しい内容も含めて様々な回答があったが、それ以外にも、顧客や事業者に対する啓発・周知広報の在り方等に関する検討や、疑わしい取引の届出を届け出る行政庁のシステムに関する意見等があった。

(1) 宝石・貴金属の商流等について

- 銀行振込やクレジットカード決済を原則とし、現金決済が可能な金額を設定したり、BtoB が中心であり、取引先が限定されているという回答があった一方で、一定程度、一見の顧客とも取引を行っているという回答もあった。

(2) マネロン・テロ資金供与対策について/対応が難しい点について

- 百貨店作成のマニュアルや自社の業務等に合わせたマニュアルの作成や、取り扱う商品や業務のリスクに応じたヒアリングや監査、研修等を実施しているという回答があった。
- 対応するスタッフによる判断の差が生じてしまうことや、顧客から「なんでこんなことを聞かれなければならないのか」と言われるなど顧客への説明が困難であるという回答があった。

(3) 犯罪者等が役員等に就任している事業者との取引遮断について

- 新規取引時には民間の反社チェックや、外部のデータベース、与信評価会社等のサービス等を活用しているという回答があった。
- 役員全員の調査や、定期的に継続的な管理を行っているという回答もある一方、対応にはばらつきがあるという回答があった。

(4) マネロンガイドラインで理解が難しい点/F A Q で補足説明して欲しい点

- ガイドラインの記載内容が難しく、実務担当者向けのわかりやすいものが必要という回答があった。
- 定義集の充実や、疑わしい取引等の具体例、低リスクの判断や継続的顧客管理の水準、簡素な措置に関する内容、「専門知識を有する者」の解釈等を求める回答があった。

(5) リスク評価の指標/リスク低減の取組について

- リスク評価における指標として、顧客の属性・理解度、取引金額・頻度、商品形状、調達方法が挙げられた。

- 低減策として、銀行振込や第三者機関の評価、海外製は一定量以上の買取は行わないといった回答があった。

(6) 疑わしい取引の遭遇する事例/疑わしい取引の届出の指標について

- 各社からの回答では、取引のヒアリング時に現場（販売員）で抱いた違和感や振込停止で発覚する事例が多かった。
- 届出は、定量的（取引金額）な指標から定性的（現場情報）な指標まで、各社で重要視している点が異なっていた。

(7) マネロン・テロ資金供与対策における経済産業省に求めることについて

- マネロン対策に関する周知徹底（リーフレット、チェックリスト等の作成）、密輸対策や特殊詐欺に対する警察庁・財務省との連携や罰則の強化、犯罪収益移転防止法履行調査の設問見直しといった要望があった。
- 疑わしい取引の届出システムの簡略化・柔軟化、制度面（税制等）の見直し、（宝飾業の）特定業種対象からの除外に関する回答もあった。

(8) (百貨店向け) テナントに対して求める対策/監査の実施状況

- インバウンド回復に伴い、テナントでも外国人対応が必須といった回答があった。
- 各社ともテナントに対する定期的な監査はしていないとのことだが、本社と各店舗で情報連携と対応確認を行っているという回答があった。

(9) 新たなサービス・取引等について

- 新たなサービス・取引として「ライブコマース」が挙げられた。新たなサービス・取引等がないという事業者においても、リスク低減策として、現金取引は縮減・取りやめるといった回答があった。
- また、非対面取引時の本人・現物確認の強化や、委託先法人の審査・信用調査を活用しているという回答もあった。

(10) マネロン・テロ資金供与対策における金額の考え方について

- 各社で金額に対する捉え方は異なる回答であったが、億単位の取引では慎重に対応しているという回答があった。
- また、マネロンの可能性は、「金額」だけでなく、商品特性（含有金量・地金比率）、購入頻度・パターンを総合的に判断し、違和感がある場合に注意を払うというスタンスで対応しているという回答もあった。

3 宝石・貴金属等取扱事業者に関するガイドライン・ガイドラインFAQ・リスク評価・モニタリング方針の方向性について

3.1 検討会の設置

宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与リスクの低減を図ることを目的に、業界実態の把握及び検査監督強化の在り方等について検討を行うため、有識者による検討会（以下「検討会」という。）を設置し、以下の事項について、検討を行った。

- ①宝石・貴金属等取扱事業者の実態把握の在り方
- ②ガイドライン改正及び宝石・貴金属等取扱事業者向け「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」の策定
- ③事業者による顧客のリスクの特定・評価
- ④国による事業者のリスク評価
- ⑤モニタリング方針

3.2 第1回検討会での議論

第1回検討会では、FATF対日相互審査の状況や、宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン対策の現状と課題について事務局から説明をした後、①事業者の実態把握の在り方、②ガイドライン改正及び宝石・貴金属等取扱事業者向け「マネロン・テロ資金供与対策に関するガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」（以下「ガイドラインFAQ」）の策定、③事業者による顧客のリスクの特定・評価、④国による事業者のリスク評価、⑤モニタリング方針、について議論を行った。検討会を通じて、主に以下のような意見があった。

（第1回検討会での主なご意見とそれを踏まえた対応の方向性について）

①事業者の実態把握の在り方について

具体的に、以下の内容について意見を求めた。

- ・宝石・貴金属等取扱事業者の存在及び実態の把握を実効性ある形で行うためには、どうすべきか。
- ・犯罪者等が、宝石・貴金属等取扱事業者の役員及び実質的支配者となることを防止するためには、どうすべきか。

第1回検討会での主なご意見	対応の方向性（第2回検討会で提示）
○（犯罪収益移転防止法履行調査で）回答率が低い事業者には、犯罪収益移転防止法犯収法 15 条の報告命令の活用を検討してはどうか。その際には、任意で回答を求めて、何回も提出に応じない事業者	○委員からの指摘を踏まえ、履行調査を実施した上で、履行調査の回答が得られない事業者に対しては、犯罪収益移転防止法第 15 条に基づく報告命令の活用することも含め、今後策定するモニタリング

<p>には段階を引き上げるという二段階で報告命令を実施するという進め方があるのではないか。</p>	<p>方針へ考え方の反映を検討する。</p>
<p>○商流の実態を把握し、類型化をした上で、事業者が気をつけるべき対策のポイントが変わってくる。また、業界の持っているリスクがどこにあるのかを分析し、犯罪収益移転防止法犯収法上の対策やガイドラインベースでの対策をどこまで講じているのか、実態把握が必要ではないか。</p> <p>○（犯罪者等の事業者役員や実質的支配者の防止は、）業界ルールとして犯罪者等との取引遮断の方法を考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>○アンケート調査・ヒアリング調査について、商流の類型化を踏まえて、調査対象や項目を見直し、事業者のリスク評価方法や、犯罪者等が関与する事業者との取引遮断の取組について把握を進める。また、その結果を事業者によるリスク評価に反映する方向で検討する。</p>

②ガイドライン更新及びガイドラインFAQ策定について

具体的に、以下の内容について意見を求めた。

- ・事業者のリスク理解を向上させ、適切なリスクベース・アプローチに基づく取組を促すために、ガイドラインに追記すべき事項及びFAQに掲載すべき事項はあるか。
- ・事業者の目から見て判断に困るので明確にしてほしい事項など、ガイドラインやFAQで記載してほしい事項はあるか。

第1回検討会での主なご意見	対応の方向性（第2回検討会で提示）
<p>○FAQを策定する際に、業界で業容様々であることを前提として、どこまで、求めていくかっていうことは考えていく必要があるのではないか。</p>	<p>○FAQについては今回の検討の中では一般論として画一化して整理することとする。一方で、事業者への周知等に当たっては、段階的に誰に何をどこまで求めていくのかについて、今後、検討していくこととする。</p>
<p>○ガイドラインは、遵守しないとどういう不利益が及ぶのかをポイントとして挙げておく必要があるのではないか。</p> <p>○自分の商売にどう悪影響があるのか、デメリットに繋がるのかが分かれば行動が変わってくるのではないか。一方で、これを明確に示すのは難しいかもしれないし、行政でその辺で縛りを設けること自体は早</p>	<p>○ガイドラインの遵守が不十分な場合の不利益については、現行ガイドラインに記載しているとおり、必要に応じて報告徴収や是正命令を行うほか、海外取引の停止や事業継続性への影響、意図せぬマネロン関与のリスクなど実務上の不利益が生じ得ることも確認されている。これらの点については、事業者が理解しやすいよう、FAQ</p>

急には避けた方が良いのではないか。	等での周知を検討することとする。
○疑わしい取引の届出は提出しているが、届出対象となる基準が分からないのが現状。本当にマネロン・テロ防止に対して有効なのかどうか、現場でも判断に迷っているところ。現時点では少しでも疑わしいなと思ったところは報告するようにしているが、一方で、営利企業としては深くやり過ぎると顧客が離れてしまうため、そのバランスが難しい。マネロン対策の注意点がFAQ等で具体的に示されれば、判断基準ができるのではないか。	○疑わしい取引の判断に迷うとの指摘については、具体的な場面や判断に苦慮した事例を共有いただくことで、事務局としても知見を蓄積し、FAQ等により分かりやすく反映していきたい。また、適切に顧客管理を行う事業者が不利益を被らないよう、顧客への周知の在り方についても、関係機関と連携しながら検討を進めることとする。

③事業者による顧客のリスクの特定・評価について

具体的に、以下の内容について意見を求めた。

- ・どのようにリスクを特定・評価したのか。また、特定・評価の際に、どのような考え・指標等に基づいてそのような判断を行ったのか。

第1回検討会での主なご意見	対応の方向性（第2回検討会で提示）
○リスク評価書の作成は必要だと思うが、業態業容がかなり広く、業者の規模によって書くべき内容も変わってくる中で、ひな形を作ると実効性がなくなるので、ある程度ポイントを整理し、業界団体の皆様と協議しながら周知を努めていく必要があるのではないか。	○リスク評価書の在り方については、アンケート調査・ヒアリング調査を通じて、業態・規模の違いから画一的なひな形の提示は適切でないとの意見や、具体的な評価方法を公にすると不正利用を招くおそれがあるとの懸念が示されたことを踏まえ、今回の検討では公表されている情報を前提に検討することとする。
○リスク評価の中で、買取業者に伺う内容のほとんどが、どうしてその品物を買って大丈夫なのかという質問となる。特定事業者がどのようなリスク評価を行っているのかを規制当局（経済産業省）から提示して貰えると、事業者側の業務にかかるウェイトも減らすことができ、全体の状況把握に繋がるのではないか。	
○インバウンドが百貨店でどのような買い方をしているのか実態が全く見えない。買取業者や宝飾小売店でも本人確認の方法	○アンケート調査・ヒアリング調査を通じて、業態や社内での対応者によってもマネロン等対策への意識に差があることが明

は異なる。疑わしい取引の確認に対する認識の低さは、特に小売業界では非常に低い。	らかとなったため、事業者への周知等に当たっては、今後、(本検討会とは別に)段階的に求める内容を整理し、適切な対応水準を検討していくこととする。
---	---

④国による事業者のリスク評価

具体的に、以下の内容について意見を求めた。

- ・国が事業者に対してリスクベースのモニタリングを実施するにあたり、事業者が有するリスク要因としてどのような点を考慮すべきか(例:取引件数、非対面取引の有無、履行調査への未回答等)。

第1回検討会での主なご意見	対応の方向性(第2回検討会で提示)
○業態業容の分類をする上では、件数・規模・顧客属性(特に、取引相手が個人なのか法人なのか、居住者相手なのか非居住者も含むのか)・取引手段(決済方法は現金なのか、海外のペイメントサービスやその他の取引なのか)は重要なのではないか。	○業態等の要素を踏まえた評価の考え方については、今後策定するモニタリング方針に反映する方向で検討する。業態等の要素を踏まえた評価の考え方については、今後策定するモニタリング方針に反映する方向で検討する。

⑤モニタリング方針

具体的に、以下の内容について意見を求めた。

- ・事業者のモニタリングを通して法令等遵守状況に加え、マネロン等ガイドラインに基づく態勢整備状況も含めて検証することについて、今後どのように進めていくべきか(例:履行調査の拡大、報告徴収や立入検査の実施等)。

第1回検討会での主なご意見	対応の方向性(第2回検討会で提示)
○まずは実態把握をして、法的根拠を持って犯罪収益移転防止法履行調査に回答して貰うのが優先ではないか。	○「①事業者の実態把握の在り方について」における対応の方向性と同様に、今後策定するモニタリング方針へ考え方の反映を検討したい。

⑥その他

その他の意見として、以下のご意見があった。

第1回検討会での主なご意見	対応の方向性(第2回検討会で提示)
○疑わしい取引の届出の行政庁に届け出るシステムが、今の時代に合っていない。もっと簡単に届出ができるようにできないか。	○疑わしい取引届出の利便性に関する指摘については、紙での提出も可能である一方、電子届出の改善に向け、関係省庁との情報共有を進めることとする。

3.3 第2回検討会での議論

第2回検討会では、第1回検討会における委員意見やアンケート調査・ヒアリング調査の結果を踏まえ、①ガイドライン改正案、②ガイドラインFAQ案、③事業者による顧客のリスク評価案、④国による事業者のリスク評価案、⑤モニタリング方針案に関する、それぞれの骨子（改正のポイント）について事務局から説明後、議論を行った。検討会等を通じて、主に以下のような意見があった。

（第2回検討会等での主なご意見とそれを踏まえた対応の方向性について）

①ガイドライン改正案及び②ガイドラインFAQ案

第2回有識者検討会等での主なご意見	対応の方向性（第3回検討会で提示）
<p>○拡散金融への対応についてはFATFの勧告上も求められているため、ガイドラインに盛り込む方針に異論はない。一方で、ガイドラインの中に「拡散金融」という語を追加するだけでは事業者には十分認識されないため、マネロン対策として何が変わるのかというところはFAQで示す必要がある。</p>	<p>○拡散金融の追加により「対応が求められている事項」は、ガイドライン改正案に追加しており、まずはガイドラインの取組を着実に求めていくこととする。</p>
<p>○拡散金融リスクには暗号資産が含まれている。事業者によってはステーブルコインによる決済も行われているため、リスク評価を行う場合、取引の適否や必要な確認事項、想定されるリスクについて整理したものが欲しい。</p> <p>○暗号資産取引は、金融庁のリスク評価でも非常にハイリスクとされ、業界自体でも取り扱われている。特に、個人保有の暗号資産は現金取引と同様のリスクがあると考えられる。FAQへの記載は、ハードルが高いという印象はあるが、リスク評価上どう取り扱っていくのかということについては、何かしらの形で注意喚起が必要。</p>	<p>○電子決済手段や暗号資産については、犯罪収益移転度調査書において、他の業態よりも相対的に危険度が高い取引とされ、特に匿名による取引は危険度がより一層高まるものとされている。</p> <p>○従って、暗号資産等による取引自体のリスクが高いことを理解した上で、取引を行う場合には、本人確認の厳格化等を行うことが必要など、事業者によるリスク評価の中で、必要な注意喚起を行うこととする。</p>
<p>○（ガイドラインFAQの作成の参考とした）金融庁のFAQは分量が多く、そのまま流用すると宝石・貴金属等取扱事業者の多くが音を上げるものと危惧。宝石・貴金</p>	<p>○宝石・貴金属事業者向けとして適切な内容となるよう、FAQの記載項目を大幅に見直すこととする。</p>

<p>属向けの内容を追加することも大事だが、(宝石・貴金属等取扱事業者にとっては)過剰で実態に合わない部分もあり、金融事業者と同じ基準をそのまま適用することは難しく、調整が必要。</p>	
<p>○短期間で課題を解決してガイドラインを改訂しても、周知徹底には疑問。特に顧客に対する認知度が極めて低いが、顧客にどう説明をしたらいいかはそれぞれの会社に任せているのが実態。いくつか段階を踏んで周知を図っていくことが必要。</p> <p>○拡散金融の追加は国際基準やF A T Fとの整合性から必要と理解はできるが、国内の宝飾事業者の実務や実態との乖離がさらに拡大した印象。アンケート・ヒアリング調査の精度を改善するためにも、事業者向けに分かりやすい文章にした説明資料の整備が必要。</p>	<p>○周知の在り方は、(本検討会後の)今後の重要な課題として認識。</p>

③事業者による顧客のリスク評価案

第2回有識者検討会等での主なご意見	対応の方向性(第3回検討会で提示)
<p>○犯罪収益移転危険度調査書において「リスクが高い」とされる取引類型や顧客属性をリスク評価に反映させる必要がある。現行案では差分として上げられていないものがあるので整理が必要であり、同調査書の内容をもう少し噛み砕く必要がある。</p> <p>○貴金属事業は小売事業者やBtoBで貴金属を仕入れる事業者などで商売の形態が異なり、直面するリスクも異なるため、リスク評価は事業形態等に応じて細分化して整理する必要がある。一方で、リスク評価を細分化しすぎると、「その項目だけやればよい」と誤解を招くおそれがあり、バランスは気をつける必要がある。</p> <p>○貴金属と宝飾品の取引のリスク評価は、基</p>	<p>○今回の検討では、まずは公表資料を基にした一般的な事項に関するリスク評価とする。その上で、ご指摘を踏まえ、リスク評価項目の整理を見直す。</p> <p>○事業や取引の形態によってリスクとなる部分が異なる点を踏まえ、事業者ごとのリスク評価項目の細分化や周知方法については、今後さらに検討を進めることとする。</p>

<p>本的にかなり異なるため、優先順位をつけて項目を絞り込んで周知を図っていただきたい。</p>	
<p>○リスク評価の内容を公表すると対策を取られる懸念があるとの指摘はその通りだが、一方で反社会的勢力や制裁対象者との取引は注意すべきといった点は、予防・牽制効果の観点からむしろ公表する方がよい。</p>	<p>○公表資料を基にした一般的な事項に関するリスク評価であることを踏まえ、今回の検討で策定するリスク評価項目は公表することとする。</p>

④国による事業者のリスク評価案及び⑤モニタリング方針案

第2回有識者検討会等での主なご意見	対応の方向性（第3回検討会で提示）
<p>○リスク評価の項目の案にある「非居住者、外国籍顧客との取引」は、自社の直接の取引相手は確認できるが、その先（取引先の顧客）の属性までは把握できず、実務上確認は困難。</p> <p>○自社の直接の取引相手は管理ができて、その相手の顧客までを把握することは難しい。しかし、金融機関はそうしたリスク管理も求められる方向になってきている。（宝石・貴金属等取扱事業者で）同様の対応をすぐに求めることは難しいが、将来的にはポイントになってくるところ。</p> <p>○貴金属以外にもブランド品など様々な動産を扱う事業者はリスクの高い物品の取扱いに慎重な傾向があるが、貴金属のみを扱う事業者はリスク意識が低い場合があり、貴金属しか取り扱っていない事業者には気をつけている。取引先の実態が十分把握できない場合があるため、こういった事業者かよりわかる仕組みあるといい。○本人確認書類により非居住者かどうかは判断できるが、国籍の確認は難しい。項目として設けること自体は構わないが、確認出来ない場合にマイナス評価につながらな</p>	<p>○個人顧客に対して、本人確認等の必要性を周知するためのポスターやチラシ等の広報の在り方については、今後検討する。</p> <p>○法人の顧客や法人間の取引に対しては、まずは取引先への確認を基本としつつ、確認が困難な場合もあるとの実態も踏まえ、どのような対応が可能か、関係省庁とも相談する。</p>

いようにすべき。	
----------	--

⑥その他

第2回有識者検討会等での主なご意見	対応の方向性（第3回検討会で提示）
<p>○地金の相場の影響で、200万円未満の分割取引が急増している。疑わしい取引の届出について、マネロンと関係がなさそうな取引まで届出しており負担が大きい。特に、「200万円未満の取引であれば税金がかからない」という誤解から分散取引を行っている顧客が存在している。現状、疑わしい取引の届出対象とせざるを得ないが、犯罪収益移転防止法上のリスクは低いと思われるため、関連法令も含めて顧客への周知徹底を強化すべきである。</p> <p>○脱税は犯罪収益移転防止法上の前提犯罪に該当するため、脱税の疑いがある取引は疑わしい取引として届出が必要という理解でよい。分割取引のリスクについて啓発していくことで、真面目な事業者が不利にならない環境作りをしていくことが大切。</p> <p>○地金の分割・小分け取引は、事業者に対しては脱税幫助の疑い顧客に対しては脱税をしている可能性があるとしている。</p> <p>○顧客向けの周知広報については、一般消費者とBtoB取引での顧客は明確に区別して行うべきである。併せて、犯罪収益移転防止法に多少でも注意を向けてもらうため、小規模事業者に向けた分かりやすい周知チラシの作成を検討すべき。</p>	<p>○顧客や事業者に対する啓発・周知広報は必要と認識。適切な広報の在り方については、今後の課題とする。</p>

3.4 第3回検討会での議論

第3回検討会では、第2回検討会における委員意見を踏まえ、①ガイドライン改正案、②ガイドラインFAQ案、③顧客のリスク評価項目案、④モニタリング方針案について議論を行った。検討会を通じて、主に以下のような意見があった。

(第3回検討会での主なご意見とそれを踏まえた対応の方向性について)

①ガイドライン改正案及び②ガイドラインFAQ案

第3回検討会等での主なご意見	対応の方向性
<p>○FAQ案は全体のボリュームはスリムになった印象。一方で、ガイドラインやFAQの周知については、別途、犯罪収益移転防止法の取引時確認の改正が進められており、対面取引でも本人確認書類の提示に加えてICチップの読み取りが必要となるなど実務手続きに大きな影響を与える。来年4月施行予定と理解しているが、時間的余裕をもって周知が必要であり、関係省庁や業界団体と連携し、体制整備の周知と併せて進めるべきではないか。</p> <p>○周知については政府一丸となった取組をお願いしたい。</p>	<p>○取引時確認の改正に伴うICチップ読み取り義務化への対応については、宝石・貴金属取扱事業者に限らず、対面取引・非対面取引の双方で手続きが厳格化されるものであり、来年4月の施行に向けて広報して行く必要がある。警察庁が全体を取りまとめていることから、関係省庁と連携しながら適切な周知方法について調整をしてきたい。</p>
<p>○周知の在り方について、具体的な方法や重点ポイントが見えず、実務を担当していない業界団体として何を周知すべきなのか判断できない。小売、卸、海外取引など対象によって必要な周知は異なるため、2028年のFATF審査を見据え、重点的に周知すべきことを明確に示してもらわないと、業界団体として全く動きようがない。</p>	<p>○周知における重点ポイントの明確化に関する指摘については、引き続き周知の段階的な進め方や重点箇所について検討を深めていきたい。</p>
<p>○危険度調査書では現金取引が最もリスクが高いとされる一方、その他の取引はリスクが低いと位置付けられている。金融機関を通しただけで何でも低リスクになるという訳ではないが、アナウンスとしては「200万円以上の現金取引はすべて疑わしい取引の対象になる」という理解でいいか。積極的にアナウンスすることで疑わしき取引の届出件数も上がっていく効果が期待できるのではないか。一方で、疑わしい取引の届出を出さなかった業者がいたときに、行政庁が当該取引を「疑わしい取</p>	<p>○200万円以上の現金取引すべてが直ちに高リスクと判断されるものではない。また、犯罪収益移転危険度調査書では、金融機関を通じた取引であれば危険度は低いとしている一方、預金口座を通じた取引であってもリスクが高まる場合があることから、一律に低リスクとは言えないと認識。なお、一般的なリスクを「中リスク」とした上で、リスクが高いものは何かという観点で整理している。</p>

<p>引」と判断するのか、あるいは危険度調査書にある通り、「低リスク取引」とみなすのかによってアナウンスの仕方も若干変わるのではないか。</p>	
<p>○ガイドライン全体の内容を全国の店舗スタッフに浸透させることは非常に難しい。現場では「三つの防御線」のうち、リスクチェックと処理管理の精度向上が重要と認識している。経営陣の体制としては現段階のものを踏襲しつつ、改正案を理解していくようにする。ただし、ガイドラインの文言は金融業界のものを参考としているため、宝飾事業者には難解であり、社内教育では新聞程度の平易な表現に置き換えることが必要。</p> <p>○「拡散金融」という用語自体が業界内で浸透しておらず、どのような対策につなげるべきか不明確である。また、ガイドラインに記載されたマネロン・テロ資金供与・拡散金融等の「高度化」や「効率化」が具体的に何を意味するのか理解しづらく、説明が必要。</p> <p>○社内周知の方法は企業規模によって大きく変わってくる。ガイドラインをそのまま示しても現場担当者が理解するのは難しいため、営業マニュアルへの落とし込みなど、実務に即した形での周知方法が求められる。また、「高度化」という表現は抽象的で、むしろ法令やガイドラインが増えることで「複雑化」している面もある。リスクベースの考え方に沿い、すべてを一律に実施するのではなく、リスクの高い取引を重点的に対応することが「効率化」のポイントとなる。</p> <p>○「200万円」という基準はわかりやすい一方で、実際は200万円以下でも疑わしい取</p>	<p>○ガイドラインはどうしても抽象的な表現にならざるを得ないところもあるが、今後も引き続き、平易な説明方法について検討していくとともに、FAQでは具体例も含めてわかりやすい表現となるよう検討していきたい。ガイドラインの辞書的な位置づけでFAQを活用していただきたい。</p>

<p>引が存在するため、社員教育の現場では迷いがある。表現として整理して欲しい。また、金相場の変動によって同じ取引をしても分割取引となる場合があり、疑わしい取引の届出の判断においては、相場状況といった事情も適切に反映することを考えることも必要。</p> <p>○(ガイドラインやFAQは)非常に文章量も多く、現場の実務担当者にとっては「具体的に何をすべきか」を簡潔に書いてもらったほうがいい。「危険度が高いものをリスク評価する」といった表現では、現場での具体的な行動に結びつきにくい。</p>	
--	--

③顧客のリスク評価項目案

第3回有識者検討会等での主なご意見	対応の方向性
<p>○取引形態の中の分割取引について、犯罪収益移転防止法の定義としては、1回当たりが少額でも合計200万円を超えるととして考えられているが、実務の観点で金額だけでなく、持ち込まれる地金の形状(切り取られた金や宝飾品でもないのに加工して丸められた地金など)にも注意する必要がある。</p> <p>○決済手段については、クレジットカードや金融機関を通じた取引を中リスクとする場合、どのような低減措置を求めるのか明確にする必要がある。法律上は現金以外の取引が低リスクとされている一方、本人名義の確認ができないケースや海外送金などは追加の注意が必要。また、海外の決済サービスをどう扱うのかについては明確化すべきではないかと思うが、事業者のニーズを踏まえて拡充するか検討いただいてはどうかと思う。</p>	<p>○持ち込まれる地金の形状や加工状況など、実務で留意すべき点については、引き続き事業者から意見を伺い、今後、必要に応じてリスク評価項目への反映や補足説明の追加を検討する。</p> <p>○現金を用いない決済手段に関するリスク区分については、犯罪収益移転危険度調査書との整合性を踏まえる必要があることから、今後、関係省庁とも議論していきたい。海外決済手段については、外国との取引にあたるとして危険度が高いものとして見ていただくことになる。</p>
<p>○宝飾事業者における疑わしい取引の届出</p>	<p>○疑わしいと判断したものについては、しっ</p>

<p>件数は極めて少なく、数百店舗規模の企業でも届出が非常に少ない。これは事業者規模が小さく、マネロンや犯収法への認識が十分に浸透していないため、疑わしいかどうかを判断する段階に至っていないことが背景にある。そのため、届出件数の少なさがFATF審査においてどの程度重視されるのか、行政として整理した上で、なぜ届出が重要なのかという点も含め、事業者への周知内容に適切に反映してほしい。</p>	<p>かりと届出を出してもらうことが必要。どのようなポイントで出してもらうのがいかにということについては、今後、周知後方の在り方を検討する中で検討する。</p> <p>○なお、FATFの国際会議では、疑わしい取引の届出件数があまりにも少ないと、他国から、そもそもマネロンの疑いを捕捉できていないと見られてしまうため、あまりにも少ない場合は指摘になってしまうおそれがある。</p>
---	---

④モニタリング方針案

第3回有識者検討会等での主なご意見	対応の方向性
<p>○モニタリングの実施方法について、対象期間や対象事業者の範囲をどのように設定するのか。また、小規模事業者に対してはモニタリングが行政指導ではなく、法令や求められる対応を説明する場として位置付けられることを団体として強く希望する。</p>	<p>○オフサイトモニタリングとしての履行調査は来年度も実施する。オンサイトモニタリングや予防的な定期検査については、リスク評価を踏まえつつ来年度から開始を予定。対象規模については未確定であるが、取扱量の大きい事業者に加え、小規模事業者についても周知啓発の観点から対象に含める可能性がある。具体的なやり方については今後検討していく。</p>
<p>○事業者に対して「届出件数を増やす」ことを目標のように伝えるのは不適切であり、本来は「適切なチェックを実施する」ことが重要である。適切なリスク評価が行われた上で届出がされていないことは問題ないが、リスク評価をしていないのであれば、届出件数が適切なのかという話になる。現状、事業者は「何をもってリスク評価とするのか」が分かっておらず、窓口取引や業態ごとの典型的な疑わしい取引の事例が不足しており、疑わしい取引の届出事例の拡充が必要である。特に BtoC・BtoB等を区分した具体事例の提示が重要。</p>	<p>○犯罪者側の手口の巧妙化により、FATFも形式主義からリスクベース・アプローチや有効性の議論へと進化してきた経緯がある。最終目的はマネロンの把握であり、統計的にリスクが高いとされる大口の現金取引や外国取引などを起点に、議論が深化してきている。モニタリングは極めて重要な論点と認識している。</p>

<p>○取引時確認は法的義務として当然であり、加えてガイドラインに沿った最低限の対応として、各事業者がリスク評価書を作成することが必要。事業規模・業態に応じて多少個性はあるが、基本的には定型化できる。リスク低減措置はパターン化が可能であり、業態ごとにまとめた形で周知することが望ましい。</p> <p>○モニタリング方針の中で「リスク評価書を作成しているか」という点を示すことで、当局からのメッセージを明確化できる。ガイドラインに書かれていても、事業者が理解できていない現状があり、その橋渡しが課題である。</p>	
<p>○リスク評価の結果として、「リスクが高い」と評価した場合に、その後事業者としてどのような対応が求められるのかが分かりにくい。</p>	<p>○「リスクが高い」という評価した後の対応については一律の解があるわけではなく、リスクベース・アプローチの理念に照らし、各事業者が自らの業態・取引の実情に応じた判断を行うことが必要であり、行政としてもその理解が進むよう適切な情報提供や整理を行っていききたい。</p>

3.5 対応の方向性

上記の事業目的・事業内容を踏まえ、宝石・貴金属等取扱事業者に対し、リスクベース・アプローチに基づく取組の推進と監督当局による検査監督強化を図るため、FATFへの各国の対応状況や、事業内容を通じて得られた業界の特徴や関係省庁の取組等を踏まえ、以下のとおり方向性を整理してリスク評価や監督方針に関する素案を取りまとめた。

(1) ガイドライン改正の方向性

ガイドラインの改正については、国際基準（FATF）との整合性を図る観点から、「拡散金融」を追加した。また、金融庁より令和8年1月にパブリックコメントで公表されたガイドラインの改正案（以下「金融庁改正ガイドライン案」という。）を受けて、以下の3点のとおりに対応方針を整理し、ガイドライン改正案を別紙1に示す。

- ・金融庁改正ガイドライン案で、「対応が期待される事項」は対応が望ましい（必ずしも対応しなくても良い）」といった誤解を招くことから廃止し、FAQに記載を移動させる点については、宝石・貴金属等取扱事業者向けのガイドラインにおける取組が浸透してい

ない現時点においては、ガイドラインから削除することは対応しなくても良いという誤解を招く恐れがあることから、今回の改正案では反映しない。

- ・金融庁改正ガイドライン案で、警察庁・金融庁が預金取扱金融機関向けに口座不正利用対策の強化の要請文で対応を求めている事項についてその他業態でもリスクベースで対応することが考えられるものを、ガイドラインやFAQに追記する点については、宝石・貴金属等取扱事業者においては、まずは現行のガイドラインに対応して頂くことが優先であることを踏まえ、今回の改正案では反映しない。
- ・金融庁改正ガイドライン案で、FATF第5次審査を見据え、マネロン等リスク管理業務を外部委託する際は、外部委託先の態勢検証も求められる旨を明記する点と、「Ⅱ-2（5）新技術の活用」において、新技術・ITの活用をリスクベースで検討することが求められていることを明確化すべく、「自らの規模・特定・業容等を踏まえ」を明記したうえで、「対応が求められる事項」に変更する点については、金融機関に限らない話であるので、その趣旨を踏まえ、今回の改正案でも反映した。

（2）ガイドラインFAQ策定の方向性

ガイドラインFAQの策定については、金融庁ガイドラインのFAQ（計186問）を参考としつつ、アンケート調査・ヒアリング調査の結果を受けて、宝石・貴金属関連の独自項目（6問）を追加するとともに、宝石・貴金属等取扱事業者に過度な負担とならないよう、段階的な取組を促す観点から項目を削除した。また、ガイドライン等で使用される文言の定義を含め、より平易な言葉や図を用いてガイドラインを捕捉することで整理し、ガイドラインFAQの策定案を別紙2に示す。

（3）リスク評価の方向性

i）事業者による事業者/顧客のリスク評価

事業者による事業者/顧客のリスク評価項目案については、アンケート調査・ヒアリング調査の結果を受けて、具体的なリスク評価の考え方を顧客等に知られると対策をされてしまう可能性もあるといった意見があったことを踏まえ、今回は公表されている情報を前提に検討し、その上で、「犯罪収益移転危険度調査書」や「疑わしい取引の参考事例」で挙げている公表事例を参考としつつ、「犯罪収益移転危険度調査書」において「リスクが高い」とされる取引類型や顧客属性を中心にリスク評価項目（案）を整理し、宝石・貴金属等取扱事業者における顧客（個人・法人）のリスク評価項目案を別紙3に示す。

また、リスク評価項目（案）は、検討会において、公表事例を整理していることや、公表することで予防効果や牽制効果に繋がるといった意見を踏まえ、ここで整理したリスク評価項目（案）は、公表することを前提に議論した。

ii) 国による事業者のリスク評価

国による事業者のリスク評価項目案については、公表されている「犯罪収益移転危険度調査書」や「疑わしい取引の参考事例」で挙げている事例をリスク評価の項目として整理し、リスク評価の項目案を表2に示す。また、リスク評価の項目ごとに、高リスク、中リスク、低リスクと分類し、その総合評価にて評価することで整理した。

表2 国による事業者のリスク評価の項目（案）

リスク評価の項目（案）
➤ 取引規模／資本金の規模
➤ 200万円超の取引の有無
➤ 非居住者・外国籍の顧客との取引の有無
➤ 現金取引の有無
➤ 分割取引の有無
➤ 特別の注意を要する取引の有無（例：多額の現金、収入・資産等に見合わない取引、取引の特異性）
➤ ハイリスク取引の有無

(4) 国によるモニタリング方針の方向性

国によるモニタリング方針について、宝石・貴金属等取扱事業者の監督及びマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに関する予防的措置を図る観点から、オフサイトモニタリングについては、履行調査を引き続き実施するとともに、その履行調査で一定程度回答がなかった事業者、もしくはその履行調査の中で疑義がある事業者については、ヒアリング、犯収法に基づく報告徴収や指導等を実施することとして整理した。

オンサイトモニタリングは、上記オフサイトモニタリングの結果を踏まえて、①「国による事業者のリスク評価」においてリスクの高いとされた事業者や、②履行調査への回答が一定程度なかった事業者、もしくは、③「情報提供」その他経済産業省が特にモニタリングすべきと判断した事業者を基準として、ヒアリング、犯罪収益移転防止法上に係る立入検査等のオンサイトモニタリングとして実施することとして整理した。

また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに関する予防的措置の実効性を確保する観点から、オフサイトモニタリングやオンサイトモニタリングの結果を踏まえ、何かあったら検査するというのではなく、事業者への理解促進を目的とした定期検査という考え方で、国による事業者のリスク評価の結果で、リスク評価が高いと判断された事業者に対して、立入検査を毎年、（立入検査の候補と時期を記載した）実施計画を作成し、計画的に実施することとして整理した。

なお、国が事業者のリスク評価の具体的な閾値について公表を行った場合、悪意のある事業者はその高リスクに該当しないよう、対策をすることも想定されることが考えられる

ので、検討会において、最終的な国によるリスク評価の指標及びモニタリング方針については、評価対象となる事業者のいる場で決めることはせずに、有識者委員や関係省庁の意見等を踏まえたうえで決定することとし、その詳細な内容については座長に一任されることとなった。

4 おわりに

本事業では、宝石・貴金属等取扱事業者に対し、法令遵守と健全な取引を促し、マネロン・テロ資金供与リスクの取組を強化することを目的に、F A T F 第5次対日相互審査も見据え、ガイドライン改正、F A Qの整備、顧客管理の実施にあつての参考となる事業者における顧客リスク評価項目（案）の提示、国によるリスクベースでの検査監督を実施するためのモニタリング案を取りまとめたところである。

有識者の皆様に対し、この場を借りて深く感謝申し上げます。

検討の中では、今後の課題として以下のとおり指摘されているところであり、マネロン・テロ資金供与リスクの低減措置をより実効性あるものにしていくためにも、更なる検討が望まれる。

(1) 業界への周知・浸透の課題

- ガイドライン・F A Qの理解が事業者全体で十分でなく、特に小規模事業者・現場担当者には負担が大きい。対面取引におけるI Cチップ読み取り義務化など実務に影響が大きい制度変更と合わせ、事業者に向けた統一的な周知が不可欠。
- 小売、卸、買取、BtoB/海外など、業態に応じた段階的・重点的な周知方法を明確化する必要がある。

(2) 顧客・一般消費者への周知

- 本人確認必要性など、顧客向けに分かりやすい周知資料（チラシ・ポスター等）が必要である。顧客の理解が不十分のため、適切な顧客管理を行っている事業者が不利とならないように、政府一体となって、顧客向け啓発が不可欠である。

(3) 疑わしい取引の判断基準

- 現場では「どこが疑わしいのか」の判断が難しく、届出件数が伸びない背景となっており、実務的ケースを踏まえた事例集の拡充が求められる。

参考資料 宝石・貴金属等取扱事業者向けのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する業界の実態把握及び検査監督強化に向けた検討会 開催状況

【第1回】

日時：令和7年11月13日（木）10：30～12：00

議題：

- （1）検討会の設置について
- （2）FATF 第5次対日相互審査に向けた宝石・貴金属等取扱事業者における現状と課題について
- （3）今後のスケジュール

【第2回】

日時：令和8年1月9日（金）13：00～15：00

議題：

- （1）令和7年度犯罪収益移転防止法履行調査の集計状況について
- （2）宝石・貴金属等取扱事業者に関するガイドライン・FAQ・リスク評価・モニタリング方針の方向性について

【第3回】

日時：令和8年2月4日（水）13：00～15：00

議題：

- （1）宝石・貴金属等取扱事業者に関するガイドライン・FAQ・リスク評価・モニタリング方針について
- （2）その他

【別紙1】

新旧対照表案（宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン）

[改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。]

改正後		改正前	
表紙	宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン	表紙	宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン
目次		目次	
I 基本的考え方	I-1 マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る基本的考え方	I 基本的考え方	I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る基本的考え方
I-2 宝石・貴金属等取扱事業者に求められる取組	(1) マネロン・テロ資金供与リスク・拡散金融管理体制 (2) (略)	I-2 宝石・貴金属等取扱事業者に求められる取組	(1) マネロン・テロ資金供与リスク管理体制 (2) (略)
I-3・I-4 (略)		I-3・I-4 (略)	
II リスクベース・アプローチ	II-1 (略)	II リスクベース・アプローチ	II-1 (略)
II-2 リスクの特定・評価・低減	(1)～(4) (略)	II-2 リスクの特定・評価・低減	(1)～(4) (略)
(5) 外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による義務の履行		(新設)	
III 管理体制とその有効性の検証・見直し	III-1 マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA)	III 管理体制とその有効性の検証・見直し	III-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCA)
III-2 (略)		III-2 (略)	
III-3 経営管理 (三つの防衛線等)	(1)・(2) (略)	III-3 経営管理 (三つの防衛線等)	(1)・(2) (略)
(3) 第3の防衛線 (内部監査部門)		(3) 第3の防衛線 (内部管理体制)	(新設)
(4) マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理に係る業務の外部委託先の管理		III-4・III-5 (略)	
III-4・III-5 (略)		IV (略)	
IV (略)		※監督当局とは、以下の行政庁等を指す。	※監督当局とは、以下の行政庁等を指す
監督対象	監督当局	監督対象	監督当局
行政庁等	担当部局	行政庁等	担当部局
経済産業省製造産業局	生活製品課日用品 (宝石) 担当	経済産業省	生活製品課日用品担当
宝石商		宝石商	

改 正 後		改 正 前	
貴金属商	経済産業省製造産業局	経済産業省	資源エネルギー庁鉱物資源課
古物商・質屋(注)	各都道府県公安委員会	各都道府県公安委員会	各都道府県警察本部
I 基本的考え方			
I-1 マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る基本的考え方			
我が国におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融(以下「マネー・ローン・テロ資金供与・拡散金融」という。)対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)(以下「犯収法」という。)等の関係法令において、取引時確認等の基本的な事項が規定されている。	我が国におけるマネー・ローンダリング及びびテロ資金供与(以下「マネロン・テロ資金供与」という。)対策については、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)(以下「犯収法」という。)等の関係法令において、取引時確認等の基本的な事項が規定されている。	(略)	(略)
また、各宝石・貴金属等取扱事業者が講ずべきマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策は、時々変化する国際情勢の動向やリスクの変化等に機動的に対応し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制を有効性のある形で維持していく必要がある。	また、各宝石・貴金属等取扱事業者が講ずべきマネロン・テロ資金供与対策は、時々変化する国際情勢の動向やリスクの変化等に機動的に対応し、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制を有効性のある形で維持していく必要がある。	(略)	(略)
リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の構築・維持は、国際的にみても、金融活動作業部会(Financial Action Task Force、以下「FATF」という。)の勧告等の中心的な項目であるほか、主要先進国でも定着しており、前記の機動的かつ実効的な対応の必要性も踏まえれば、宝石・貴金属等取扱事業者にとっては、当然に実施していくべき事項(ミニマム・スタンダード)である。	リスクベース・アプローチによるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の構築・維持は、国際的にみても、金融活動作業部会(Financial Action Task Force、以下「FATF」という。)の勧告等の中心的な項目であるほか、主要先進国でも定着しており、前記の機動的かつ実効的な対応の必要性も踏まえれば、宝石・貴金属等取扱事業者にとっては、当然に実施していくべき事項(ミニマム・スタンダード)である。	宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属等は、財産的価値が高く、運搬が容易で、世界中で換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在が追跡されにくく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融等の有効な手段となり得る。	宝石・貴金属等取扱事業者が取り扱う宝石・貴金属等は、財産的価値が高く、運搬が容易で、世界中で換金が容易であるとともに、取引後に流通経路・所在が追跡されにくく匿名性が高く、特に金地金については現金取引が中心であること等から、マネロン・テロ資金供与等の有効な手段となり得る。
実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で宝石・貴金属等を購入した事例や、密輸や盗品により得た宝石・貴金属等が買取店等に持ち込まれる事例があること等から、宝石・貴金属等は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融等に悪用される危険性があると認められる。	実際、他人になりすますなどし、犯罪により得た現金で宝石・貴金属等を購入した事例や、密輸や盗品により得た宝石・貴金属等が買取店等に持ち込まれる事例があること等から、宝石・貴金属等は、マネロン・テロ資金供与等に悪用される危険性があると認められる。	また、近年の金地金を取り巻く犯罪情勢等を踏まえると、マネロン・テロ資金供与・拡散金融等に悪用される危険度は高まっているものと認められる。	また、近年の金地金を取り巻く犯罪情勢等を踏まえると、マネロン・テロ資金供与等に悪用される危険度は高まっているものと認められる。
なお、テロ資金供与対策については、テロリストへの資金供与	なお、テロ資金供与対策については、テロリストへの資金供与	ことを踏まえ、宝石・貴金属等取扱事業者においては、テロリストへの資金供与	ことを踏まえ、宝石・貴金属等取扱事業者においては、テロリストへの資金供与

改正前	改正後
<p>ことを踏まえ、宝石・貴金属等取扱事業者においては、テロリストへの資金供与に自らが提供する商品・サービスが利用され得るという認識の下、実効的な管理体制を構築しなければならぬ。例えば、非営利団体との取引に際しては、全ての非営利団体が本質的にリスクが高いものではないことを前提としつつ、その活動の性質や範囲等によってはテロ資金供与に利用されるリスクがあることを踏まえ、国によるリスク評価の結果（犯収法に定める「犯罪収益移転危険度調査書」）やFATFの指摘等を踏まえた対策を検討し、リスク低減措置を講ずることが重要である。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>このほか、大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の防止のための対応も含め、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（外為法）や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）（国際テロリスト財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた体制の構築が必要である。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与対策が、実際の顧客との接点である事業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組みを進める必要がある。</p> <p>また、経営戦略の中で、将来にわたりその業務がマネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されることのないようフォワード・ルッキングに管理体制の強化等を図るとともに、その方針・手続・計画や進捗状況等に関し、データ等を交えながら、顧客・当局等を含む幅広い関係者に対し、説明責任を果たしていくことが求められる。</p>	<p>に自らが提供する商品・サービスが利用され得るという認識の下、実効的な管理体制を構築しなければならぬ。例えば、非営利団体との取引に際しては、全ての非営利団体が本質的にリスクが高いものではないことを前提としつつ、その活動の性質や範囲等によってはテロ資金供与に利用されるリスクがあることを踏まえ、国によるリスク評価の結果（国家公安委員会が作成・公表する「犯罪収益移転危険度調査書」、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議が公表する「拡散金融リスク評価書」。以下同じ。）やFATFの指摘等を踏まえた対策を検討し、リスク低減措置を講ずることが重要である。</p> <p>また、拡散金融への対応も重要である。FATFは、北朝鮮やイランによる大量破壊兵器開発に係る拡散金融対策のための国際基準を平成24年以降公表し、国連安保理決議に基づき北朝鮮やイランによる大量破壊兵器等の拡散に関する者等に對する「遅滞なき資産凍結」を求めている。</p> <p>他方、我が国を含む国際社会が協調して経済制裁を実施していても、これらの地域や国へ大量破壊兵器等及び関連物資・技術等の移転が行われてきた。こうした背景を鑑み、令和2年にFATF勧告が改訂され、マネロン・テロ資金供与に加えて、拡散金融についてもそのリスクを特定・評価し、かつ効果的なリスク低減策を実施することを各国に求めている。この改訂後の勧告等は、令和6年以降順次実施されている第5次相互審査で適用されることとなっている。</p> <p>以上を踏まえ、宝石・貴金属等取扱事業者は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関し、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（外為法）や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）（国際テロリスト等財産凍結法）をはじめとする国内外の法規制等も踏まえた体制の構築が必要である。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策が、実際の顧客との接点である事業部門において有効に機能するよう、経営陣が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組を進める必要がある。</p> <p>また、経営戦略の中で、将来にわたりその業務がマネロン・テロ資金供与・拡散金融に利用されることのないようフォワード・ルッキングに管理体制の強化等を図るとともに、その方針・手続・計画や進捗状況等に関し、データ等を交えながら、顧客・当局等を含む幅広い関係者に対し、説明責任を果たしていくことが求められる。</p> <p>監督当局としては、各宝石・貴金属等取扱事業者の取組をモニタリングし、そ</p>

改正後	改正前
<p>の結果得られた情報を宝石・貴金属等取扱事業者と共有しつつ、管理体制の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。</p> <p>本ガイドラインは、こうしたモニタリングに当たって、監督当局として、各宝石・貴金属等取扱事業者において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方等を示すものである。</p> <p>そのほか、日々変化するマネロン・テロ資金供与・拡散金融の動向を踏まえ、特に、規模が小さい又は取引範囲が限定的な宝石・貴金属等取扱事業者における体制構築に資するよう、業界団体等の役割や、当局との連携のあり方についても記載している。</p>	<p>監督当局としては、各宝石・貴金属等取扱事業者の取組みをモニタリングし、その結果得られた情報を宝石・貴金属等取扱事業者と共有しつつ、管理体制の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。</p> <p>本ガイドラインは、こうしたモニタリングに当たって、監督当局として、各宝石・貴金属等取扱事業者において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方等を示すものである。</p> <p>そのほか、日々変化するマネロン・テロ資金供与の動向を踏まえ、特に、規模が小さい又は取引範囲が限定的な宝石・貴金属等取扱事業者における体制構築に資するよう、業界団体等の役割や、当局との連携のあり方についても記載している。</p>
<p>I-2 宝石・貴金属等取扱事業者に求められる取組</p> <p>(1) マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、その取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等を全社的に把握してマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講ずることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>なお、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融には、取引の目的、規模・金額、注意を要する国・地域が異なる場合があるなどの違いがあるが、宝石・貴金属等の適切な取引環境を維持するために必要な基本的方策のあり方に変わりはなく、本ガイドラインにおいては、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与及び拡散金融対策を併せ記述している。</p> <p>また、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づき資産凍結等の対象者に指定された者（以下「制裁対象者」という。）に対する各種の経済制裁違反リスクについてもリスク評価や体制の整備等を行い、リスクに見合ったリスク低減措置を実施する必要がある。なお、こうした制裁違反リスクの特定及び評価並びにリスク低減措置の実施は、宝石・貴金属等取扱事業者が行っているマネロン・テロ資金供与に係るリスク評価に制裁違反リスクを加味する対応で差し支えなく、マネロン・テロ資金供与に係るリスク低減措置と内容が重複するものについては、当該リスク低減措置をもって、制裁違反リスクに係るリスク低減措置も合わせて実施することとして差し支えない。</p>	<p>I-2 宝石・貴金属等取扱事業者に求められる取組</p> <p>(1) マネロン・テロ資金供与リスク管理体制</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、その取り扱う商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等を全社的に把握してマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価しつつ、自らを取り巻く事業環境・経営戦略、リスクの許容度も踏まえた上で、当該リスクに見合った低減措置を講ずることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>なお、マネー・ローンダリングとテロ資金供与には、取引の目的、規模・金額、注意を要する国・地域が異なる場合があるなどの違いがあるが、宝石・貴金属等の適切な取引環境を維持するために必要な基本的方策のあり方に変わりはなく、本ガイドラインにおいては、マネー・ローンダリング対策、テロ資金供与及び拡散金融対策を併せ記述している。</p> <p>また、外為法及び国際テロリスト等財産凍結法に基づき資産凍結等の対象者に指定された者（以下「制裁対象者」という。）に対する各種の経済制裁違反リスクについてもリスク評価や体制の整備等を行い、リスクに見合ったリスク低減措置を実施する必要がある。なお、こうした制裁違反リスクの特定及び評価並びにリスク低減措置の実施は、宝石・貴金属等取扱事業者が行っているマネロン・テロ資金供与に係るリスク評価に制裁違反リスクを加味する対応で差し支えなく、マネロン・テロ資金供与に係るリスク低減措置と内容が重複するものについては、当該リスク低減措置をもって、制裁違反リスクに係るリスク低減措置も合わせて実施することとして差し支えない。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 経営陣の関与・理解 前記の管理体制の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮するなど、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関与することが不可欠である。</p> <p>例えば、フォワード・ルッキングなギャップ分析の実施、関連部門が複数に跨る組織横断的な対応、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人材確保・教育・資源配分等が必要となることが考えられる。また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する取組を全役職員に浸透させるには、業績評価においてマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を勘案するなど、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する経営陣の積極的な姿勢やメッセージを示すことも重要である。</p> <p>さらには、経営陣がマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを適切に理解した上でマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進していくことも重要である。また、前記 I-1 で述べた管理体制の強化や方針等に関する説明責任も、一義的には経営陣がその責務を担っている。</p>	<p>(2) 経営陣の関与・理解 前記の管理体制の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮するなど、マネロン・テロ資金供与対策に関与することが不可欠である。</p> <p>例えば、フォワード・ルッキングなギャップ分析の実施、関連部門が複数に跨る組織横断的な対応、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人材確保・教育・資源配分等が必要となることが考えられる。また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する取組を全役職員に浸透させるには、業績評価においてマネロン・テロ資金供与対策を勘案するなど、マネロン・テロ資金供与対策に関する経営陣の積極的な姿勢やメッセージを示すことも重要である。</p> <p>さらには、経営陣がマネロン・テロ資金供与リスクを適切に理解した上でマネロン・テロ資金供与対策に関する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進していくことも重要である。また、前記 I-1 で述べた管理体制の強化や方針等に関する説明責任も、一義的には経営陣がその責務を担っている。</p>
<p>I-3 業界団体や中央機関等の役割 リスクベース・アプローチに関する先進的な取組や国際的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の動向の把握等について、各宝石・貴金属等取扱事業者による個別の情報収集のみでは限界がある場合もある。マネロン・テロ資金供与・拡散金融の手法や態様は常に変化しており、特に、規模が小さい宝石・貴金属等取扱事業者等においては、十分な情報や対応のノウハウの蓄積が困難なことも考えられる。</p> <p>我が国の宝石・貴金属等の取引環境全体の底上げの観点からは、業界団体等が、当局とも連携しながら、宝石・貴金属等取扱事業者にとつて参考とすべき情報や対応事例の共有、体制構築に関する支援等を行うほか、必要かつ適切な場合には、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係るシステムの共同運用の促進、利用者の幅広い理解の促進等も含め、宝石・貴金属等取扱事業者による対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要である。</p>	<p>I-3 業界団体や中央機関等の役割 リスクベース・アプローチに関する先進的な取組や国際的なマネロン・テロ資金供与対策の動向の把握等について、各宝石・貴金属等取扱事業者による個別の情報収集のみでは限界がある場合もある。マネロン・テロ資金供与の手法や態様は常に変化しており、特に、規模が小さい宝石・貴金属等取扱事業者等においては、十分な情報や対応のノウハウの蓄積が困難なことも考えられる。</p> <p>我が国の宝石・貴金属等の取引環境全体の底上げの観点からは、業界団体等が、当局とも連携しながら、宝石・貴金属等取扱事業者にとつて参考とすべき情報や対応事例の共有、体制構築に関する支援等を行うほか、必要かつ適切な場合には、マネロン・テロ資金供与対策に係るシステムの共同運用の促進、利用者の幅広い理解の促進等も含め、宝石・貴金属等取扱事業者による対応の向上に中心的・指導的な役割を果たすことが重要である。</p>
<p>I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 我が国の宝石・貴金属等の取引環境がマネロン・テロ資金供与・拡散金融に利用されず健全にその機能を維持していくことは、極めて重要な課題であり、監督</p>	<p>I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応 我が国の宝石・貴金属等の取引環境がマネロン・テロ資金供与に利用されず健全にその機能を維持していくことは、極めて重要な課題であり、監督当局として</p>

改正後	改正前
<p>当局としては、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていく。</p> <p>こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴収・是正命令等の法令に基づく行政対応を行い、宝石・貴金属等取扱事業者の管理体制の改善を図る。</p> <p>また、「対応が求められる事項」に係る体制整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する宝石・貴金属等取扱事業者の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載している。</p> <p>なお、平成28年10月に施行された改正犯収法においては、国や特定事業者によるリスク評価が導入されているところ、本ガイドラインにおいては、犯収法のみならずFATFからの勧告も包含しながら、宝石・貴金属等取扱事業者におけるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの特定・評価・低減に係る措置及びその実効性を確保するために「対応が求められる事項」 「対応が求められる事項」等を記載している。本ガイドラインで言及していない部分であっても、特定事業者全般に係る「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」「疑わしい取引の参考事例」等に留意する必要があることはいまうまでもない。</p> <p>また、リスクベース・アプローチをはじめとする実効的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策は、宝石・貴金属等取扱事業者に求められる国際的要請である。こうした観点から、FATF等の国際機関等が発出する文書等にも十分留意する必要がある。</p> <p>本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、宝石・貴金属等取扱事業者を対象とする。</p>	<p>は、本ガイドラインを踏まえたマネロン・テロ資金供与対策への対応状況等について、適切にモニタリングを行っていく。</p> <p>こうしたモニタリング等を通じて、本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分であるなど、マネロン・テロ資金供与リスク管理体制に問題があると認められる場合には、必要に応じ、報告徴収・是正命令等の法令に基づく行政対応を行い、宝石・貴金属等取扱事業者の管理体制の改善を図る。</p> <p>また、「対応が求められる事項」に係る体制整備を前提に、特定の場面や、一定の規模・業容等を擁する宝石・貴金属等取扱事業者の対応について、より堅牢なマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の構築の観点から対応することが望ましいと考えられる事項を「対応が期待される事項」として記載している。</p> <p>なお、平成28年10月に施行された改正犯収法においては、国や特定事業者によるリスク評価が導入されているところ、本ガイドラインにおいては、これらも包含しながら、宝石・貴金属等取扱事業者におけるリスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価・低減に係る措置及びその実効性を確保するために「対応が求められる事項」 「対応が期待される事項」等を記載している。本ガイドラインで言及していない部分であっても、特定事業者全般に係る「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」「疑わしい取引の参考事例」等に留意する必要があることはいまうまでもない。</p> <p>また、リスクベース・アプローチをはじめとする実効的なマネロン・テロ資金供与対策は、宝石・貴金属等取扱事業者に求められる国際的要請である。こうした観点から、FATF等の国際機関等が発出する文書等にも十分留意する必要がある。</p> <p>本ガイドラインは、犯収法第2条第2項に規定する特定事業者のうち、宝石・貴金属等取扱事業者を対象とする。</p>
<p>II リスクベース・アプローチ</p> <p>II-1 リスクベース・アプローチの意義</p> <p>マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策におけるリスクベース・アプローチとは、宝石・貴金属等取扱事業者が、自らのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p>	<p>II リスクベース・アプローチ</p> <p>II-1 リスクベース・アプローチの意義</p> <p>マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチとは、宝石・貴金属等取扱事業者が、自らのマネロン・テロ資金供与リスクを特定・評価し、これをリスク許容度の範囲内に実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p>

改正後	改正前
<p>マネロン・テロ資金供与・拡散金融の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、IT技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化している。</p> <p>手法や態様の変化に応じ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策は、不断に高度化を図っていく必要がある。近年では、情報伝達の容易性や即時性の高まり等により、高度化に後れをとる宝石・貴金属等取扱事業者が瞬時に標的とされてマネロン・テロ資金供与・拡散金融に利用されるリスクも高まっている。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った体制の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。</p> <p>国際的にみても、リスクベース・アプローチの実施は、FATF勧告において第1の勧告として勧告全体を貫く基本原則となっているなど、標準的なアプローチとなっている。(注)</p> <p>(注) 同勧告において、国は「自国におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融のリスクを特定及び評価」し、宝石・貴金属等取扱事業者は「自らが取り扱う商品・サービス等のマネロン・テロ資金供与・拡散金融のリスクを特定・評価するための適切な手段を講ずる」こととするなど、国、宝石・貴金属等取扱事業者のそれぞれについて、リスクベース・アプローチの実施を求めている。</p>	<p>マネロン・テロ資金供与の手法や態様は、その背景となる犯罪等の動向のほか、広く産業や雇用の環境、人口動態、法制度や、IT技術の発達に伴う取引形態の拡大、経済・金融サービス等のグローバル化の進展等、様々な経済・社会環境の中で常に変化している。</p> <p>手法や態様の変化に応じ、マネロン・テロ資金供与対策は、不断に高度化を図っていく必要がある。近年では、情報伝達の容易性や即時性の高まり等により、高度化に後れをとる宝石・貴金属等取扱事業者が瞬時に標的とされてマネロン・テロ資金供与に利用されるリスクも高まっている。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、マネロン・テロ資金供与リスクを自ら適切に特定・評価し、これに見合った体制の構築・整備等を優先順位付けしつつ機動的に行っていくため、リスクベース・アプローチによる実効的な対応が求められる。</p> <p>国際的にみても、リスクベース・アプローチの実施は、FATF勧告において第1の勧告として勧告全体を貫く基本原則となっているなど、標準的なアプローチとなっている。(注)</p> <p>(注) 同勧告において、国は「自国におけるマネロン・テロ資金供与のリスクを特定及び評価」し、宝石・貴金属等取扱事業者は「自らが取り扱う商品・サービス等のマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための適切な手段を講ずる」こととするなど、国、宝石・貴金属等取扱事業者のそれぞれについて、リスクベース・アプローチの実施を求めている。</p>
<p>II-2 リスクの特定・評価・低減</p> <p>リスクベース・アプローチにおいては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクへの対応を、リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。</p> <p>(1) リスクの特定</p> <p>リスクの特定は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点である。</p> <p>包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与・拡散</p>	<p>II-2 リスクの特定・評価・低減</p> <p>リスクベース・アプローチにおいては、マネロン・テロ資金供与リスクへの対応を、リスクの特定・評価・低減等の段階に便宜的に区分するなど、順を追って検討していくことが重要である。</p> <p>(1) リスクの特定</p> <p>リスクの特定は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点である。</p> <p>包括的かつ具体的な検証に当たっては、社内の情報を一元的に集約し、全社的な視点で分析を行うことが必要となることから、マネロン・テロ資金供与対策に</p>

改正後	改正前
<p>金融対策に係る主管部門に対応を一任するのではなく、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保する必要がある。</p> <p>なお、検証に際しては、国によるリスク評価の結果を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案することで、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定すること</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理体制の有効性も含めマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを検証すること</p> <p>⑤ マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. (略)</p> <p>(2) リスクの評価</p> <p>リスクの評価は、前記(1)において特定されたマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの自らへの影響度等を評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営戦略・経営戦略の特徴を反映したものである必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(1) リスクの特定」において特定され</p>	<p>係る主管部門に対応を一任するのではなく、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保する必要がある。</p> <p>なお、検証に際しては、国によるリスク評価の結果を踏まえる必要があるほか、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案することで、各業態が共通で参照すべき分析と、各業態それぞれの特徴に応じた業態別の分析の双方を十分に踏まえることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与・テロ資金供与リスクを特定すること</p> <p>②・③ (略)</p> <p>④ 新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理体制の有効性も含めマネロン・テロ資金供与・テロ資金供与リスクを検証すること</p> <p>⑤ マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与・テロ資金供与について、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. (略)</p> <p>(2) リスクの評価</p> <p>リスクの評価は、前記(1)において特定されたマネロン・テロ資金供与・テロ資金供与の自らへの影響度等を評価し、低減措置等の具体的な対応を基礎付け、リスクベース・アプローチの土台となるものであり、自らの事業環境・経営戦略の特徴を反映したものである必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(1) リスクの特定」において特定され</p>

改正後	改正前
<p>たマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクについて、評価を実施すること</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 定期的にリスク評価を見直すほか、<u>マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策</u>に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと</p> <p>⑥ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. (略)</p> <p>(3) リスクの低減</p> <p>(i) リスク低減措置の意義</p> <p>自らが直面する<u>マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク</u>を低減させるための措置は、<u>マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク</u>管理体制の実効性を決定付けるものである。</p> <p>(略)</p> <p>リスク低減措置は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、<u>マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク</u>が高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、<u>リスクが低い</u>と判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① (略)</p> <p>② 個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、<u>マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク</u>が高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること</p> <p>③ (略)</p> <p>(ii) 顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD)</p> <p>(略)</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての顧客について顧客リスク評価を実施するとともに、自らが、<u>マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク</u>が高いと判断した顧客については、いわゆる外国PEPs (Politically Exposed Persons) (注1) や特定国等 (注2) に係る取引を行う顧客も含め、リスクに応じた厳格</p>	<p>たマネロン・テロ資金供与リスクについて、評価を実施すること</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 定期的にリスク評価を見直すほか、<u>マネロン・テロ資金供与対策</u>に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと</p> <p>⑥ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. (略)</p> <p>(3) リスクの低減</p> <p>(i) リスク低減措置の意義</p> <p>自らが直面する<u>マネロン・テロ資金供与リスク</u>を低減させるための措置は、<u>マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与・テロ資金供与・テロ資金供与</u>管理体制の実効性を決定付けるものである。</p> <p>(略)</p> <p>リスク低減措置は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自らが定めるところに従って、<u>マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与</u>が高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、<u>リスクが低い</u>と判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① (略)</p> <p>② 個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、<u>マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与</u>が高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること</p> <p>③ (略)</p> <p>(ii) 顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD)</p> <p>(略)</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、これらの過程で確認した情報、自らの規模・特性や業務実態等を総合的に考慮し、全ての顧客について顧客リスク評価を実施するとともに、自らが、<u>マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与</u>が高いと判断した顧客については、いわゆる外国PEPs (Politically Exposed Persons) (注1) や特定国等 (注2) に係る取引を行う顧客も含め、リスクに応じた厳格な顧客管理</p>

改正後	改正前
<p>な顧客管理 (Enhanced Due Diligence : EDD) を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理 (Simplified Due Diligence : SDD) を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p>(注1) ・ (注2) (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価の結果 (II-2 (2)) で行うリスク評価を踏まえて、全ての顧客について顧客リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること</p> <p>⑦ マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと判断した顧客については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理 (EDD) を実施すること</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る数値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに際しては、顧客リスク管理 (SDD) を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること (注1) (注2)</p> <p>(注1) ・ (注2) (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること</p> <p>その際、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の名目で合理的な理由なく謝絶を行わないこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを勘案すること</p> <p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p>	<p>(Enhanced Due Diligence : EDD) を行う一方、リスクが低いと判断した場合には、リスクに応じた簡素な顧客管理 (Simplified Due Diligence : SDD) を行うなど、円滑な取引の実行に配慮することが求められる。</p> <p>(注1) ・ (注2) (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価の結果 (II-2 (2)) で行うリスク評価を踏まえて、全ての顧客について顧客リスク評価を行うとともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること</p> <p>⑦ マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと判断した顧客については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理 (EDD) を実施すること</p> <p>イ. ～ニ. (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>⑨ マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る数値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに際しては、顧客リスク管理 (SDD) を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること (注1) (注2)</p> <p>(注1) ・ (注2) (略)</p> <p>⑩ (略)</p> <p>⑪ 必要とされる情報の提供を利用者から受けられないなど、自らが定める適切な顧客管理を実施できないと判断した顧客・取引等については、取引の謝絶を行うこと等を含め、リスク遮断を図ることを検討すること</p> <p>その際、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の名目で合理的な理由なく謝絶を行わないこと</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを勘案すること</p> <p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p>
<p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p>	<p>(iii) 取引モニタリング・フィルタリング (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p>

改正後	改正前
<p>① 疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知すること め、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること ロ. 上記の基準に基づき検知結果や疑わしい取引の届出状況を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</p> <p>② 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引ファイルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること イ. (略)</p> <p>ロ. <u>国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が新たに指定、情報改訂又は削除された際には、遅滞なく、依頼者に係る情報と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等を遵守すること。照合の結果、制裁対象者と取引等があることを検知した場合は、取引未遂も含めて速やかに監督当局及び財務省国際調査課対外取引管理室に報告すること。また、指定された対象者の資産を保有し、当該資産を凍結している場合、外務省告示において当該対象者が削除された際には、監督当局に確認の上、速やかに当該資産の凍結解除を実施すること</u></p>	<p>① 疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知すること め、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること ロ. 上記の基準に基づき検知結果や疑わしい取引の届出状況を踏まえ、届出をした取引の特徴（業種・地域等）や現行の抽出基準（シナリオ・敷居値等）の有効性を分析し、シナリオ・敷居値等の抽出基準について改善を図ること</p> <p>② 制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引ファイルタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること イ. (略)</p> <p>ロ. <u>国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置を講ずること</u></p>
<p>(iv) 記録の保存 (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 本人確認資料等の証拠のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実施に必要な記録を保存すること</p> <p>(v) 疑わしい取引の届出 (略)</p> <p>また、宝石・貴金属等取扱事業者にとっても、疑わしい取引の届出の状況等その他の指標等と併せて分析すること等により、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の強化に有効に活用することができる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～⑦ (略)</p>	<p>(iv) 記録の保存 (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 本人確認資料等の証拠のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実施に必要な記録を保存すること</p> <p>(v) 疑わしい取引の届出 (略)</p> <p>また、宝石・貴金属等取扱事業者にとっても、疑わしい取引の届出の状況等その他の指標等と併せて分析すること等により、自らのマネロン・テロ資金供与リスク管理体制の強化に有効に活用することができる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①～⑦ (略)</p>
<p>(vi) IT システムの活用 (略)</p> <p>IT システムを的確にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に活用するには、例えば、前記シナリオ・敷居値等が自らが直面するリスクに見合ったものとなっているか、</p>	<p>(vi) IT システムの活用 (略)</p> <p>IT システムを的確にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に活用するには、例えば、前記シナリオ・敷居値等が自らが直面するリスクに見合ったものとなっているか、</p>

改正後	改正前
<p>ているか、制裁リスト等が最新かなどのシステムの運用面も含めてITシステムを適切に構築し、また、その有効性について検証を行っていき、適時に更新していくことが重要である。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営陣は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効果的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討すること</p> <p>③ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係るITシステムの導入に当たっては、ITシステムは、ITシステム的设计・運用等が、マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与の動向に的に対応し、自らが行うリスク管理に見合ったものとなっているか検証するとともに、導入後も定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ改善を図ること</p> <p>④・⑤ (略)</p>	<p>制裁リスト等が最新かなどのシステムの運用面も含めてITシステムを適切に構築し、また、その有効性について検証を行っていき、適時に更新していくことが重要である。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① (略)</p> <p>② 経営陣は、マネロン・テロ資金供与のリスク管理に係る業務負担を分析し、より効果的効果的かつ迅速に行うために、ITシステムの活用の可能性を検討すること</p> <p>③ マネロン・テロ資金供与対策に係るITシステムの導入に当たっては、ITシステム的设计・運用等が、マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与の動向に的に対応し、自らが行うリスク管理に見合ったものとなっているか検証するとともに、導入後も定期的に検証し、検証結果を踏まえて必要に応じ改善を図ること</p> <p>④・⑤ (略)</p>
<p>(vii) データ管理 (データ・ガバナンス)</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な、以下を含む情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切な管理を行い、必要に応じて当局等に提出できる体制としておくこと</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>ハ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況</p>	<p>(vii) データ管理 (データ・ガバナンス)</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な、以下を含む情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切な管理を行い、必要に応じて当局等に提出できる体制としておくこと</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>ハ、マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況</p>
<p>(4) 新技術の活用</p> <p>マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策においては、取引時確認や疑わしい取引の検知・届出等の様々な局面で、AI (人工知能)、ブロックチェーン、RPA (注) 等の新技術が導入され、実効性向上に活用されている。</p> <p>こうした新技術のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、宝石・貴金属等取扱事業者においては、当該新技術の有効性を積極的に検討し、他の宝石・貴金属等取扱事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対</p>	<p>(4) 新技術の活用</p> <p>マネロン・テロ資金供与対策においては、取引時確認や疑わしい取引の検知・届出等の様々な局面で、AI (人工知能)、ブロックチェーン、RPA (注) 等の新技術が導入され、実効性向上に活用されている。</p> <p>こうした新技術のマネロン・テロ資金供与対策への活用は、今後も大きな進展が見込まれるところであり、宝石・貴金属等取扱事業者においては、当該新技術の有効性を積極的に検討し、他の宝石・貴金属等取扱事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や</p>

改正後	改正前
<p>策の高度化や効率化の観点から、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じて、検討を行うことが重要である。</p> <p>(注) (略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>a. 新技術の有効性を検討し、他の宝石・貴金属等取扱事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の高度化や効率化の観点から、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じて、検討を行うこと</p>	<p>効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じて、検討を行うことが期待される。</p> <p>(注) (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 新技術の有効性を積極的に検討し、他の宝石・貴金属等取扱事業者の動向や、新技術導入に係る課題の有無等も踏まえながら、マネロン・テロ資金供与対策の高度化や効率化の観点から、こうした新技術を活用する余地がないか、その有効性も含めて必要に応じて、検討を行うこと</p> <p>(新設)</p>
<p>(5) 外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による義務の履行</p> <p>特にテロ資金供与・拡散金融に関して、平成13年9月の米国における同時多発テロ事件の発生や、北朝鮮による核・その他の大量破壊兵器等の開発を受け採択された国連安保理決議により、タリバーン関係者等テロリスト等、北朝鮮やイランによる大量破壊兵器等の拡散に関与する者等に対する「運滞なき資産凍結」の措置が各国に求められている。</p> <p>我が国では、安保理決議の要請等に基づき、外為法や国際テロリスト等財産凍結法によりタリバーン関係者やテロリスト等に対し資金その他資産の使用・資金の流れを防止するための資産凍結措置を実施している。</p> <p>外為法及び国際テロリスト等財産凍結法による資産凍結対象者については、外務省告示等により指定されており、措置対象となる個人・団体への支払いや資本取引等について規制されている。当該義務の履行のため、以下の事項を実施することが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 顧客等（その実質的支配者を含む）について、最新の制裁リスト（注1）と照合するなど、的確な運用を図ること</p> <p>② 制裁対象者が新たに指定又は情報改定された際には、遅滞なく、顧客等に係る情報と照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置を講ずること</p> <p>③ 上記の照合の結果、制裁対象者と取引等があることを検知した場合は、取引先等も含めて速やかに監督・規制当局（注2）に報告すること。また、預かり金等の当該対象者の資産を保有し、当該資産を凍結している場合において、当該対象者が削除された際には、監督・規制当局に確認の上、速やかに当該資産の凍結解除を実施すること</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>(注1) 経済制裁措置及び対象者リスト (財務省ホームページ)</p> <p>(注2) 対外取引：財務省国際調査課対外取引管理室、国内取引：警察庁警備局警備企画課警備課</p>	
<p>III 管理体制とその有効性の検証・見直し</p> <p>マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性の確保のためには、自らの方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与の下、これを全社的に徹底し、有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制を構築することが求められる。</p> <p>前記方針・手続・計画等に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性は、定期的に検証される必要があり、また、検証を踏まえて、必要に応じ管理体制の見直しを含めたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の改善を不断に図っていくことが求められる。</p> <p>こうした全社的な内部管理体制の構築のためには、役員の中から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任・権限を有する者を任命した上で、経営陣の積極的な関与・理解の下、各部門等が担う役割・責任等を明確にし、強固なガバナンス体制を構築することが必要である。</p> <p>また、宝石・貴金属等取扱事業者がグループを形成している場合や国際的に業務を行う場合には、傘下事業者等の業態やその属する国・地域等の相違も踏まえながら、グループ全体でマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に整合的な形で、これらを適用することが求められる。</p> <p>さらに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性は、実際に方針・手続・計画等に関わる全ての職員の理解に依拠することに留意が必要である。宝石・貴金属等取扱事業者においては、採用や研修等を通じ、職員のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る専門性・適合性を確保・維持していく必要がある。</p>	<p>III 管理体制とその有効性の検証・見直し</p> <p>マネロン・テロ資金供与対策の実効性の確保のためには、自らの方針・手続・計画等を策定した上で、経営陣による関与の下、これを全社的に徹底し、有効なマネロン・テロ資金供与リスク管理体制を構築することが求められる。</p> <p>前記方針・手続・計画等に基づくマネロン・テロ資金供与対策の実効性は、定期的に検証される必要があり、また、検証を踏まえて、必要に応じ管理体制の見直しを含めたマネロン・テロ資金供与対策の改善を不断に図っていくことが求められる。</p> <p>こうした全社的な内部管理体制の構築のためには、役員の中から、マネロン・テロ資金供与対策に係る責任・権限を有する者を任命した上で、経営陣の積極的な関与・理解の下、各部門等が担う役割・責任等を明確にし、強固なガバナンス体制を構築することが必要である。</p> <p>また、宝石・貴金属等取扱事業者がグループを形成している場合や国際的に業務を行う場合には、傘下事業者等の業態やその属する国・地域等の相違も踏まえながら、グループ全体でマネロン・テロ資金供与に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に整合的な形で、これらを適用することが求められる。</p> <p>さらに、マネロン・テロ資金供与対策の実効性は、実際に方針・手続・計画等に関わる全ての職員の理解に依拠することに留意が必要である。宝石・貴金属等取扱事業者においては、採用や研修等を通じ、職員のマネロン・テロ資金供与対策に係る専門性・適合性を確保・維持していく必要がある。</p>
<p>III-1 マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCAサイクル)</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者において、実効的なマネロン・テロ資金供与リスク管理リスク管理体制を確立し、有効に機能させるためには、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等を整備し、全社的に共有を図ることが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>リスクの特定・評価・低減の各プロセスの実効性を検証するためには、マネロ</p>	<p>III-1 マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し (PDCAサイクル)</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者において、実効的なマネロン・テロ資金供与リスク管理リスク管理体制を確立し、有効に機能させるためには、マネロン・テロ資金供与対策の方針・手続・計画等を整備し、全社的に共有を図ることが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>リスクの特定・評価・低減の各プロセスの実効性を検証するためには、マネロ</p>

改正後	改正前
<p>ン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る担当役員や主管部門における定期的な監視のほか、内部監査部門における各部門・営業店等へのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の浸透状況の確認等を行うことが重要となる。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用すること</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専任部室を設置すること</p> <p>b. 同様に、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けること</p> <p>c. マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受け、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること</p> <p>また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うこと</p>	<p>ン・テロ資金供与対策に係る担当役員や主管部門における定期的な監視のほか、内部監査部門における各部門・営業店等へのマネロン・テロ資金供与対策の浸透状況の確認等を行うことが重要となる。</p> <p>(略)</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 自らの業務分野・営業地域やマネロン・テロ資金供与に関する動向等を踏まえたリスクを勘案し、マネロン・テロ資金供与に係る方針・手続・計画等を策定し、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、全社的に整合的な形で、これを適用すること</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. マネロン・テロ資金供与対策を実施するために、自らの規模・特性・業容等を踏まえ、必要に応じ、所管する専任部室を設置すること</p> <p>b. 同様に、必要に応じ、外部専門家等によるレビューを受けること</p> <p>c. マネロン・テロ資金供与リスク管理体制の見直しや検証等について外部専門家等のレビューを受け、検証項目に照らして、外部専門家等の適切性や能力について、外部専門家等を採用する前に、経営陣に報告しその承認を得ること</p> <p>また、必要に応じ、外部専門家等の適切性や能力について、内部監査部門が事後検証を行うこと</p>
<p>III-2 経営陣の関与・理解</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者のマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクは、自らの経営戦略等を踏まえた業務運営により増減するものであり、その評価は、経営戦略全体の中でリスク許容度、資源配分方針の検証・見直し等の一環として、考慮・検討されるべきものである。</p> <p>また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の機能不全は、取引の解消といった経営上の問題に直結するものである。</p> <p>さらに、経営陣がこうしたリスクを適切に理解した上でマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に対する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進し、経営陣として明確な姿勢・方針を打ち出すことは、事業部門を含めた全役員に対しマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に対する意識を浸透させる上で非常に重要となる。</p> <p>こうしたことを踏まえ、宝石・貴金属等取扱事業者の経営陣においては、自ら</p>	<p>III-2 経営陣の関与・理解</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者のマネロン・テロ資金供与リスクは、自らの経営戦略等を踏まえた業務運営により増減するものであり、その評価は、経営戦略全体の中でリスク許容度、資源配分方針の検証・見直し等の一環として、考慮・検討されるべきものである。</p> <p>また、マネロン・テロ資金供与対策の機能不全は、取引の解消といった経営上の問題に直結するものである。</p> <p>さらに、経営陣がこうしたリスクを適切に理解した上でマネロン・テロ資金供与対策に対する意識を高め、トップダウンによって組織横断的に対応の高度化を推進し、経営陣として明確な姿勢・方針を打ち出すことは、事業部門を含めた全役員に対しマネロン・テロ資金供与に対する意識を浸透させる上で非常に重要となる。</p> <p>こうしたことを踏まえ、宝石・貴金属等取扱事業者の経営陣においては、自ら</p>

改正後	改正前
<p>のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に主導的に関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けること</p> <p>② 役員の中から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに必要な権限等を付与すること</p> <p>③ 当該役員に対し、必要な情報が適時・適切に提供され、当該役員が宝石・貴金属取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について内外に説明できる体制を構築すること</p> <p>④ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと</p> <p>⑤ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関わる役員・部門間での連携の枠組みを構築すること</p> <p>⑥ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること</p> <p>⑦ 経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する研修等につき、自ら参加するなど、積極的に関与すること</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 従業員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の遵守・取組状況等を適切に勘案すること</p>	<p>のマネロン・テロ資金供与対策に主導的に関与し、対応の高度化を推進していく必要がある。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けること</p> <p>② 役員の中から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに必要な権限等を付与すること</p> <p>③ 当該役員に対し、必要な情報が適時・適切に提供され、当該役員が宝石・貴金属取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策について内外に説明できる体制を構築すること</p> <p>④ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の重要性を踏まえた上で、所管部門への専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を行うこと</p> <p>⑤ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関わる役員・部門間での連携の枠組みを構築すること</p> <p>⑥ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方針・手続・計画等の策定及び見直しについて、経営陣が承認するとともに、その実施状況についても、経営陣が、定期的及び随時に報告を受け、必要に応じて議論を行うなど、経営陣の主導的な関与があること</p> <p>⑦ 経営陣が、職員へのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する研修等につき、自ら参加するなど、積極的に関与すること</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 従業員の人事・報酬制度等において、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の遵守・取組状況等を適切に勘案すること</p>
<p>III-3 経営管理（三つの防衛線等）</p> <p>宝石・貴金属取扱事業者においては、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制を構築する必要があり、事業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>以下では、宝石・貴金属取扱事業者に求められるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の機能を、三つの防衛線の概念の下で整理した上で「対応が求められる事項」を記載しているが、各宝石・貴金属取扱事業者において、業務の特</p>	<p>III-3 経営管理（三つの防衛線等）</p> <p>宝石・貴金属取扱事業者においては、その業務の内容や規模等に応じ、有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制を構築する必要があり、事業・管理・監査の各部門等が担う役割・責任を、経営陣の責任の下で明確にして、組織的に対応を進めることが重要である。</p> <p>(略)</p> <p>以下では、宝石・貴金属取扱事業者に求められるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の機能を、三つの防衛線の概念の下で整理した上で「対応が求められる事項」を記載しているが、各宝石・貴金属取扱事業者において、業務の特</p>

改正後	改正前
<p>業務の特性等を踏まえ、項目によっては異なる整理の下で管理体制等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築することも考えられる。その場合であっても、それぞれの管理体制の下で、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保することが求められる。</p> <p>(1) 第1の防衛線（事業部門）</p> <p>第1の防衛線（第1線）とは、事業部門を指している。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策においても、顧客と直接対面する活動を行っている事業部門が、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに最初に直面し、これを防止する役割を担っている。</p> <p>第1線が実効的に機能するためには、そこに属する全ての職員が、自らが関わりの持つマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを正しく理解した上で、日々の業務運営を行うことが求められる。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を整備・周知し、研修等の機会を設けて徹底を図るなど、第1線が行う業務に応じて、その業務に係るマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの理解の促進等に必要な措置を講ずることが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 第1線に属する全ての職員が、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を十分理解し、リスクに見合った低減措置を的確に実施すること</p> <p>② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等を分かりやすく明確に説明し、第1線に属する全ての職員に対し共有すること</p>	<p>性を踏まえ、項目によっては異なる整理の下で管理体制等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築することも考えられる。その場合であっても、それぞれの管理体制の下で、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保することが求められる。</p> <p>(1) 第1の防衛線（事業部門）</p> <p>第1の防衛線（第1線）とは、事業部門を指している。マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策においても、顧客と直接対面する活動を行っている事業部門が、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに最初に直面し、これを防止する役割を担っている。</p> <p>第1線が実効的に機能するためには、そこに属する全ての職員が、自らが関わりの持つマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを正しく理解した上で、日々の業務運営を行うことが求められる。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を整備・周知し、研修等の機会を設けて徹底を図るなど、第1線が行う業務に応じて、その業務に係るマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの理解の促進等に必要な措置を講ずることが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 第1線に属する全ての職員が、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を見合った低減措置を的確に実施すること</p> <p>② マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等を分かりやすく明確に説明し、第1線に属する全ての職員に対し共有すること</p>
<p>(2) 第2の防衛線（管理部門（コンプライアンス部門やリスク管理部門等））</p> <p>(略)</p> <p>マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策における管理部門には、これを主管する部門のほか、取引モニタリングシステム等を所管するシステム部門や専門性を有する人材の確保・維持を担う人事部門も含まれる。</p> <p>第1線に対する牽制と支援という役割を果たすために、管理部門には、第1線の業務に係る知見と、同業務に潜在するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに対する理解を併せ持つことが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 第1線におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計</p>	<p>(2) 第2の防衛線（管理部門（コンプライアンス部門やリスク管理部門等））</p> <p>(略)</p> <p>マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策における管理部門には、これを主管する部門のほか、取引モニタリングシステム等を所管するシステム部門や専門性を有する人材の確保・維持を担う人事部門も含まれる。</p> <p>第1線に対する牽制と支援という役割を果たすために、管理部門には、第1線の業務に係る知見と、同業務に潜在するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに対する理解を併せ持つことが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 第1線におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の遵守</p>

改正後	改正前
<p>面等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等により、マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制が有効に機能しているか、独立した立場から監視を行うこと</p> <p>② 第1線に対し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど、十分な支援を行うこと</p> <p>③ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の主管部門にとどまらず、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する全ての管理部門と他の関係部門と他の関係部門が協働する体制を整備し、密接な情報共有・連携を図ること</p> <p>④ 管理部門にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置すること</p>	<p>状況の確認や、低減措置の有効性の検証等により、マネロン・テロ資金供与・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制が有効に機能しているか、独立した立場から監視を行うこと</p> <p>② 第1線に対し、マネロン・テロ資金供与に係る情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど、十分な支援を行うこと</p> <p>③ マネロン・テロ資金供与・拡散金融の主管部門にとどまらず、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する全ての管理部門と他の関係部門と他の関係部門が協働する体制を整備し、密接な情報共有・連携を図ること</p> <p>④ 管理部門にマネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置すること</p>
<p>(3) 第3の防衛線 (内部監査部門) (略)</p> <p>また、内部監査部門は、独立した立場から、全社的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の有効性についても定期的に検証し、必要に応じて、方針・手続・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘することが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 以下の事項を含む監査計画を策定し、適切に実施すること</p> <p>イ. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の適切性</p> <p>ロ. ～々. (略)</p> <p>② 自らの直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに照らして、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 内部監査部門にマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置すること</p>	<p>(3) 第3の防衛線 (内部管理体制) (略)</p> <p>また、内部監査部門は、独立した立場から、全社的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の有効性についても定期的に検証し、必要に応じて、方針・手続・計画等の見直し、対策の高度化の必要性等を提言・指摘することが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① 以下の事項を含む監査計画を策定し、適切に実施すること</p> <p>イ. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の適切性</p> <p>ロ. ～々. (略)</p> <p>② 自らの直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに照らして、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする</p> <p>③・④ (略)</p> <p>⑤ 内部監査部門にマネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る適切な知識及び専門性等を有する職員を配置すること</p>
<p>(4) マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理に係る業務の外部委託先の管理</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理に係る業務を外部委託することも考えられる。外部委託に伴う様々なリスクの管理等について、関連する法令の規</p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>定をその適用関係に応じ遵守し、業態ごとの監督指針等に留意することは当然として、それに加えて、特にマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理に係る業務を外部委託する場合には、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から、外部委託する業務に係る外部委託先の体制を検証することが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理に係る業務を外部委託する場合には、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保する観点から外部委託先の体制を検証すること</p>	
<p>Ⅲ-4 グループベースの管理体制</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者がグループを形成している場合には、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に整合的な形で、必要に応じ傘下事業者等の業態等による違いも踏まえながら、これを実施することが重要である。</p> <p>特に、海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、当該拠点等が属する国・地域と我が国における地理的・政治的その他の環境等が異なるため、実効的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講ずるには、こうした違いを踏まえつつ、グループとして一貫性のある体制を整備することが必要となる。</p> <p>また、我が国と当該国・地域との間で、法規制等において求められるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策が異なることや、情報保護法制等の違いからマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に必要な情報共有等が困難となること等も考えられる。</p> <p>海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、こうした違いやグローバルに展開する他のグループのプラクティス等を踏まえながら、グループベースでの整合的な管理体制の構築や、グループ事業者等への監視等を実施していく必要がある。特に、海外業務が大きな割合を占める、又は、経営戦略上重要な位置付けとなっている宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に対する目線が急速に厳しさを増していることに鑑みると、その必要性は高いものと考えられる。</p> <p>外国に本社を置く宝石・貴金属等取扱事業者グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制について、当局等を含む関係者に説明責任を果たしていくことが求められる。</p>	<p>Ⅲ-4 グループベースの管理体制</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者がグループを形成している場合には、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に整合的な形で、必要に応じ傘下事業者等の業態等による違いも踏まえながら、これを実施することが重要である。</p> <p>特に、海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、当該拠点等が属する国・地域と我が国における地理的・政治的その他の環境等が異なるため、実効的なマネロン・テロ資金供与対策を講ずるには、こうした違いを踏まえつつ、グループとして一貫性のある体制を整備することが必要となる。</p> <p>また、我が国と当該国・地域との間で、法規制等において求められるマネロン・テロ資金供与対策が異なることや、情報保護法制等の違いからマネロン・テロ資金供与対策に必要な情報共有等が困難となること等も考えられる。</p> <p>海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、こうした違いやグローバルに展開する他のグループのプラクティス等を踏まえながら、グループベースでの整合的な管理体制の構築や、グループ事業者等への監視等を実施していく必要がある。特に、海外業務が大きな割合を占める、又は、経営戦略上重要な位置付けとなっている宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、マネロン・テロ資金供与対策に対する目線が急速に厳しさを増していることに鑑みると、その必要性は高いものと考えられる。</p> <p>外国に本社を置く宝石・貴金属等取扱事業者グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスク管理体制について、当局等を含む関係者に説明責任を果たしていくことが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p>

改正後	改正前
<p>【対応が求められる事項】</p> <p>① グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を策定し、業務分野や営業地域等を踏まえながら、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループ全体で整合的な形で、これを実施すること</p> <p>② グループ全体としてのリスク評価や、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性確保のために必要なグループ内での情報共有体制を整備すること</p> <p>③ 海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、各海外拠点等に適用されるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る法規制等を遵守するほか、各海外拠点等に内在するリスクの特定・評価を行い、可視化した上で、リスクに見合う人員配置を行うなどの方法により適切なグループ全体での低減措置を講ずること</p> <p>④ 海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、各海外拠点等に適用される情報保護法制や外国当局のスタンス等を理解した上で、グループ全体として整合的な形でマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を適時・適切に実施するため、異常取引に係る顧客情報・取引情報及びその分析結果や疑わしい取引の届出状況等を含む、必要な情報の共有や統合的な管理等を円滑に行うこと（海外業務展開の体制（必要なIT システムの構築・更新を含む。）を構築すること（海外業務展開の戦略策定に際しては、こうした体制整備の必要性を踏まえたものとする。）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 外国に本社を置く宝石・貴金属等取扱事業者グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制及び我が国宝石・貴金属等取扱事業者等との取引状況について、当局等を含むステークホルダーに説明責任を果たすこと</p>	<p>① グループとして一貫したマネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を策定し、業務分野や営業地域等を踏まえながら、顧客の受入れに関する方針、顧客管理、記録保存等の具体的な手法等について、グループ全体で整合的な形で、これを実施すること</p> <p>② グループ全体としてのリスク評価や、マネロン・テロ資金供与対策の実効性確保のために必要なグループ内での情報共有態勢を整備すること</p> <p>③ 海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、各海外拠点等に適用されるマネロン・テロ資金供与対策に係る法規制等を遵守するほか、各海外拠点等に内在するリスクの特定・評価を行い、可視化した上で、リスクに見合う人員配置を行うなどの方法により適切なグループ全体での低減措置を講ずること</p> <p>④ 海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいては、各海外拠点等に適用される情報保護法制や外国当局のスタンス等を理解した上で、グループ全体として整合的な形でマネロン・テロ資金供与対策を適時・適切に実施するため、異常取引に係る顧客情報・取引情報及びその分析結果や疑わしい取引の届出状況等を含む、必要な情報の共有や統合的な管理等を円滑に行うこと（海外業務展開の体制（必要なIT システムの構築・更新を含む。）を構築すること（海外業務展開の戦略策定に際しては、こうした体制整備の必要性を踏まえたものとする。）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 外国に本社を置く宝石・貴金属等取扱事業者グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与リスク管理体制及び我が国宝石・貴金属等取扱事業者等との取引状況について、当局等を含むステークホルダーに説明責任を果たすこと</p>
<p>III-5 職員の確保、育成等</p> <p>マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の実効性は、各店舗や営業・製造・加工といった事業部門等の職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有し、経営陣が定めた方針・手続・計画等を的確に実行することで確保されるものである。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、こうした専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等（関係する資格取得を含む。）を行うことにより、組織全体として、マネロン・テロ資金供与対策に係る理解を深め、専門性・適合性等を維持・向上させていくことが求め</p>	<p>III-5 職員の確保、育成等</p> <p>マネロン・テロ資金供与リスク管理体制の実効性は、各店舗や営業・製造・加工といった事業部門等の職員がその役割に応じた専門性・適合性等を有し、経営陣が定めた方針・手続・計画等を的確に実行することで確保されるものである。</p> <p>宝石・貴金属等取扱事業者においては、こうした専門性・適合性等を有する職員を必要な役割に応じ確保・育成しながら、適切かつ継続的な研修等（関係する資格取得を含む。）を行うことにより、組織全体として、マネロン・テロ資金供与対策に係る理解を深め、専門性・適合性等を維持・向上させていくことが求め</p>

改正後	改正前
<p>与・拡散金融対策に係る理解を深め、専門性・適合性等を維持・向上させていくことが求められる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関わる職員について、その役割に応じて、必要とされる知識、専門性のほか、研修等を経た上で取引時確認等の措置を的確に行うことができる適合性等について、継続的に確認すること</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいて、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修等を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修等の内容についても定期的に見直すこと</p> <p>b. 海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいて、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関わる職員が、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る国際的な動向について、有効な研修等や資格取得に努めるよう体制整備を行うこと</p> <p>IV 監督当局によるモニタリング等</p> <p>IV-1 監督当局によるモニタリング</p> <p>前記のとおり、監督当局としては、本ガイドラインを踏まえた宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への取組状況等について、適切にモニタリングを行い、その結果得られた情報を宝石・貴金属等取扱事業者と共有しつつ、管理体制の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。</p> <p>こうしたモニタリングを行うに当たっては、我が国におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る実質的なリスクに着目するアプローチを採ることとし、利用可能な情報を収集・集約し、宝石・貴金属等の取引システム全体を俯瞰した上で、各業態のリスク及び各業態における各宝石・貴金属等取扱事業者等のリスクを特定し、評価する。その上で、特定・評価したリスクの高低に応じて資源を配分して、実効的かつ効率的なモニタリングを行っていく。</p> <p>こうした業態間及び業態内のリスクの特定・評価においては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る国際的な動向も踏まえながら、様々な商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等の宝石・貴金属等取扱事業者の特性等を勘案</p>	<p>られる。</p> <p>【対応が求められる事項】</p> <p>① マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員について、その役割に応じて、必要とされる知識、専門性のほか、研修等を経た上で取引時確認等の措置を的確に行うことができる適合性等について、継続的に確認すること</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>【対応が期待される事項】</p> <p>a. 海外拠点等を有する宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいて、各海外拠点等のリスク評価の担当者に対して、単にリスク評価の手法についての資料等を作成・配布するのみならず、リスク評価の重要性や正確な実施方法に係る研修等を当該拠点等の特殊性等を踏まえて実施し、その研修等の内容についても定期的に見直すこと</p> <p>b. 海外拠点等を有し、海外業務が重要な地位を占める宝石・貴金属等取扱事業者グループにおいて、マネロン・テロ資金供与対策に関わる職員が、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向について、有効な研修等や資格取得に努めるよう体制整備を行うこと</p> <p>IV 監督当局によるモニタリング等</p> <p>IV-1 監督当局によるモニタリング</p> <p>前記のとおり、監督当局としては、本ガイドラインを踏まえた宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与対策への取組状況等について、適切にモニタリングを行い、その結果得られた情報を宝石・貴金属等取扱事業者と共有しつつ、管理体制の強化を促し、必要に応じて、監督上の措置を講ずることを検討していく。</p> <p>こうしたモニタリングを行うに当たっては、我が国におけるマネロン・テロ資金供与に係る実質的なリスクに着目するアプローチを採ることとし、利用可能な情報を収集・集約し、宝石・貴金属等の取引システム全体を俯瞰した上で、各業態のリスク及び各業態における各宝石・貴金属等取扱事業者等のリスクを特定し、評価する。その上で、特定・評価したリスクの高低に応じて資源を配分して、実効的かつ効率的なモニタリングを行っていく。</p> <p>こうした業態間及び業態内のリスクの特定・評価においては、マネロン・テロ資金供与に係る国際的な動向も踏まえながら、様々な商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等の宝石・貴金属等取扱事業者の特性等を勘案し、監督当</p>

改正後	改正前
<p>し、監督当局によるフォワード・ルッキングなモニタリングに活用していく。</p> <p>前記のようなリスクの特定・評価・分析を行うに当たっては、種々の定量・定性情報等の客観的資料が必要となる。監督当局としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等が必要に応じて宝石・貴金属等取扱事業者より提出を受けることや、各宝石・貴金属等取扱事業者の内部管理体制に関するヒアリングを行うこと等により、監督当局によるリスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客属性別等の内訳） ✓ 内部監査や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の実施状況 ✓ 特定事業者作成書面等 ✓ マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況（略） <p>また、前記モニタリングの過程で見られた事例や外国当局等から入手した情報について、我が国宝石・貴金属等取扱事業者のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の全体の水準の底上げに資すると考えられるものについては、監督当局と積極的に宝石・貴金属等取扱事業者との共有を図っていく。（略）</p>	<p>局によるフォワード・ルッキングなモニタリングに活用していく。</p> <p>前記のようなリスクの特定・評価・分析を行うに当たっては、種々の定量・定性情報等の客観的資料が必要となる。監督当局としては、既に入手可能なデータのほか、例えば以下の情報等が必要に応じて宝石・貴金属等取扱事業者より提出を受けることや、各宝石・貴金属等取扱事業者の内部管理体制に関するヒアリングを行うこと等により、監督当局によるリスクベース・アプローチの実効性の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客属性別等の内訳） ✓ 内部監査や研修等（関係する資格の取得状況を含む。）の実施状況 ✓ 特定事業者作成書面等 ✓ マネロン・テロ資金供与リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況（略） <p>また、前記モニタリングの過程で見られた事例や外国当局等から入手した情報について、我が国宝石・貴金属等取扱事業者のマネロン・テロ資金供与対策の全体の水準の底上げに資すると考えられるものについては、監督当局として、積極的に宝石・貴金属等取扱事業者との共有を図っていく。（略）</p>
<p>IV-2 官民連携・関係当局との連携等</p> <p>高まりをみせるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに対して、我が国宝石・貴金属等の取引環境全体の健全性を維持するためには、個別の宝石・貴金属等取扱事業者における対応のみならず、内外の関係当局、業界団体、宝石・貴金属等取扱事業者等の民間事業者が連携・協働して対応を進めていく必要がある。</p> <p>特に、時々変化するマネロン・テロ資金供与・拡散金融の動向に機動的に対応するためには、国際的な議論・先進的な取組み等についての情報収集が重要となるが、個別の宝石・貴金属等取扱事業者において収集できる情報には限界があることも考えられるほか、対応のノウハウを蓄積する上でも、非効率となりかねない。</p> <p>こうした観点から、監督当局としては、従前以上に業界団体や、関係省庁、外国当局との連携を深めて情報収集を強化し、モニタリング等で得た参考となる事例等も含め、こうした過程で収集した優良事例等について、宝石・貴金属等取扱事業者と共有を図っていく。また、業界団体等と連携しながら、個別宝石・貴金属等取扱事業者とも継続的に対話等を行うなどして、マネロン・テロ資金供与・</p>	<p>IV-2 官民連携・関係当局との連携等</p> <p>高まりをみせるマネロン・テロ資金供与リスクに対して、我が国宝石・貴金属等の取引環境全体の健全性を維持するためには、個別の宝石・貴金属等取扱事業者における対応のみならず、内外の関係当局、業界団体、宝石・貴金属等取扱事業者等の民間事業者が連携・協働して対応を進めていく必要がある。</p> <p>特に、時々変化するマネロン・テロ資金供与の動向に機動的に対応するためには、国際的な議論・先進的な取組み等についての情報収集が重要となるが、個別の宝石・貴金属等取扱事業者において収集できる情報には限界があることも考えられるほか、対応のノウハウを蓄積する上でも、非効率となりかねない。</p> <p>こうした観点から、監督当局としては、従前以上に業界団体や、関係省庁、外国当局との連携を深めて情報収集を強化し、モニタリング等で得た参考となる事例等も含め、こうした過程で収集した優良事例等について、宝石・貴金属等取扱事業者と共有を図っていく。また、業界団体等と連携しながら、個別宝石・貴金</p>

改正後	改正前
<p><u>拡散金融対策</u>に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。</p> <p>また、業界団体等においては、当該業界の特性を踏まえながら、宝石・貴金属等取扱事業者に対して、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る最新の動向や、課題・解決策のあり方や事例、諸外国における取組等についての情報提供を行うほか、宝石・貴金属等取扱事業者のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実施・高度化に係る支援を行うなど、中心的な役割を果たすことが求められる。</p> <p>さらに、こうしたマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理に係る業務の効率化の観点からは、前記のような積極的な情報共有に加え、顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィードバック等の様々な分野において、テクノロジー等を使った高度化、アウトソーシング等による共同化といった取組を、その有効性を高めつつ促進していくことも重要である。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、こうした我が国監督当局の取組は、国内における関係省庁との連携の下、有効に行われる必要がある。また、必要に応じ、外国当局と情報交換を行うことも有効である。</p> <p>監督当局としては、このように、業界団体、個別宝石・貴金属等取扱事業者、関係省庁、外国当局と密接に情報交換・連携を図り、我が国における実効的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を確保するための施策を講じていく。</p> <p>令和4年2月3日 制定 令和 年 月 日 改正</p>	<p>属等取扱事業者とも継続的に対話等を行うなどして、マネロン・テロ資金供与対策に係る課題や解決策、環境整備等についての継続的な検討を促していく。</p> <p>また、業界団体等においては、当該業界の特性を踏まえながら、宝石・貴金属等取扱事業者に対して、マネロン・テロ資金供与に係る最新の動向や、課題・解決策のあり方や事例、諸外国における取組等についての情報提供を行うほか、宝石・貴金属等取扱事業者のマネロン・テロ資金供与対策の実施・高度化に係る支援を行うなど、中心的な役割を果たすことが求められる。</p> <p>さらに、こうしたマネロン・テロ資金供与リスク管理に係る業務の効率化の観点からは、前記のような積極的な情報共有に加え、顧客管理、リスク評価、取引モニタリング・フィードバック等の様々な分野において、テクノロジー等を使った高度化、アウトソーシング等による共同化といった取組を、その有効性を高めつつ促進していくことも重要である。</p> <p>(略)</p> <p>さらに、こうした我が国監督当局の取組は、国内における関係省庁との連携の下、有効に行われる必要がある。また、必要に応じ、外国当局と情報交換を行うことも有効である。</p> <p>監督当局としては、このように、業界団体、個別宝石・貴金属等取扱事業者、関係省庁、外国当局と密接に情報交換・連携を図り、我が国における実効的なマネロン・テロ資金供与対策を確保するための施策を講じていく。</p> <p>令和4年2月3日 制定</p>

【別紙2】

令和8年XX月XX日
経済産業省製造産業局

宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング、テロ資金
供与及び拡散金融対策ガイドラインに関するよくあるご質問（F A
Q）（案）

<目 次>

定義集	7
I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に係る基本的考え方	12
【Q】	12
I-2 宝石・貴金属等取扱事業者に求められる取組	13
(2) 経営陣の関与・理解	13
【Q】	13
I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応	14
【Q】	14
II-2 リスクの特定・評価・低減	15
II-2 (1) リスクの特定	15
【Q 1】	15
【Q 2】	15
【対応が求められる事項】 ②	16
【Q】	16
【対応が求められる事項】 ③	17
【Q】	17
【対応が求められる事項】 ④	18
【Q】	18
【対応が求められる事項】 ⑤	19
【Q 1】	20
【Q 2】	20
【対応が期待される事項】 a.	21
【Q】	21
(2) リスクの評価	22
【対応が求められる事項】 ①	22
【Q 1】	22
【Q 2】	23
【対応が求められる事項】 ②	24
【Q 1】	24
【Q 2】	24
【対応が求められる事項】 ⑤	25
【Q】	25
【対応が求められる事項】 ⑥	26
【Q】	26
【対応が期待される事項】 a.	26

【Q】	26
Ⅱ－2 リスクの特定・評価・低減.....	28
(3) リスクの低減	28
(i) リスク低減措置の意義.....	28
(柱書)	28
【追加Q1】	28
【追加Q2】	28
【対応が求められる事項】①.....	29
【Q1】	29
【Q2】	29
【Q3】	29
【Q4】	30
【対応が求められる事項】②.....	30
【Q】	30
【対応が求められる事項】③.....	31
【Q】	31
(ii) 顧客管理（カスタマー・デュー・ディリジェンス：CDD）	32
【対応が求められる事項】①.....	32
【Q1】	32
【Q2】	32
【Q3】	32
【Q4】	33
【対応が求められる事項】②.....	34
【Q】	34
【対応が求められる事項】③.....	34
【Q1】	34
【Q2】	35
【追加Q3】	35
【Q4】	35
【追加Q5】	36
【対応が求められる事項】④.....	36
【Q1】	37
【Q2】	37
【対応が求められる事項】⑤.....	38
【Q】	38
【対応が求められる事項】⑥.....	38

【Q 1】	38
【Q 2】	39
【Q 3】	39
【Q 4】	39
【対応が求められる事項】 ⑦	40
【Q 1】	40
【Q 2】	41
【対応が求められる事項】 ⑧	41
【Q 1】	41
【Q 2】	41
【対応が求められる事項】 ⑨	42
【Q 1】	42
【Q 2】	42
【Q 3】	43
【Q 4】	44
【Q 5】	44
【対応が求められる事項】 ⑩	45
【Q 1】	45
【Q 2】	45
【Q 3】	46
【Q 4】	46
【Q 5】	47
【Q 6】	47
【Q 7】	47
【Q 8】	48
【対応が期待される事項】 a	48
【Q】	48
(iii) 取引モニタリング・フィルタリング	49
(柱書)	49
【Q】	49
【対応が求められる事項】 ①	49
【Q 1】	49
【対応が求められる事項】 ②	50
【Q 1】	50
【Q 2】	51
【Q 3】	51

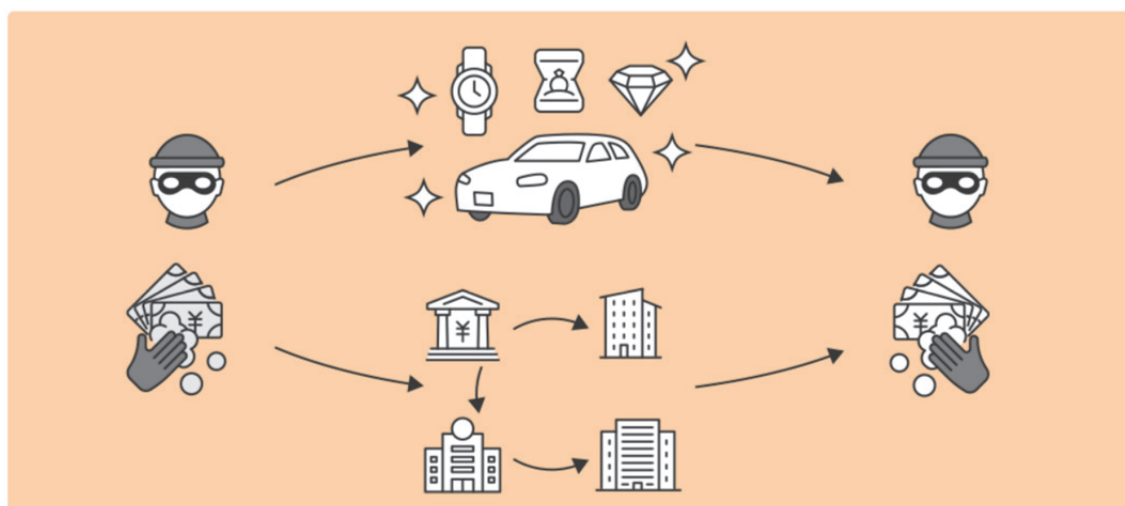
(iv) 記録の保存	52
【対応が求められる事項】①	52
【Q1】	52
【Q2】	52
(v) 疑わしい取引の届出	53
(柱書)	53
【Q】	53
【対応が求められる事項】①	54
【Q】	54
【対応が求められる事項】④	54
【Q】	54
【対応が求められる事項】⑥	55
【Q】	55
【対応が求められる事項】⑦	55
【Q1】	55
【Q2】	56
(vi) ITシステムの活用	57
【対応が求められる事項】①	57
【Q】	57
(vii) データ管理（データ・ガバナンス）	58
【対応が求められる事項】③	58
【Q】	58
Ⅲ-1 マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・ 検証・見直し（PDCA）	59
【対応が求められる事項】②	59
【Q】	59
Ⅲ-2 経営陣の関与・理解	60
【対応が求められる事項】②	60
【Q1】	60
【Q2】	60
Ⅲ-3 経営管理（三つの防衛線等）	61
(柱書)	61
【Q】	61
(1) 第1の防衛線（事業部門）	62
【対応が求められる事項】①	62
【Q】	62

【対応が求められる事項】②.....	63
【Q】	63
(2) 第2の防衛線（管理部門（コンプライアンス部門やリスク管理部門等））	64
【対応が求められる事項】①.....	64
【Q】	64
【対応が求められる事項】②.....	65
【Q】	65
(3) 第3の防衛線（内部監査部門）	66
【対応が求められる事項】①.....	66
【Q】	66
【対応が求められる事項】②.....	66
【Q】	66
Ⅲ-4 グループベースの管理体制.....	68
(柱書)	68
【Q】	68
【対応が求められる事項】②.....	68
【Q1】	68
【Q2】	69
【対応が求められる事項】⑥.....	70
【Q】	70
Ⅲ-5 職員の確保、育成等.....	71
【対応が求められる事項】④.....	71
【Q】	71

定義集

■ 「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融」

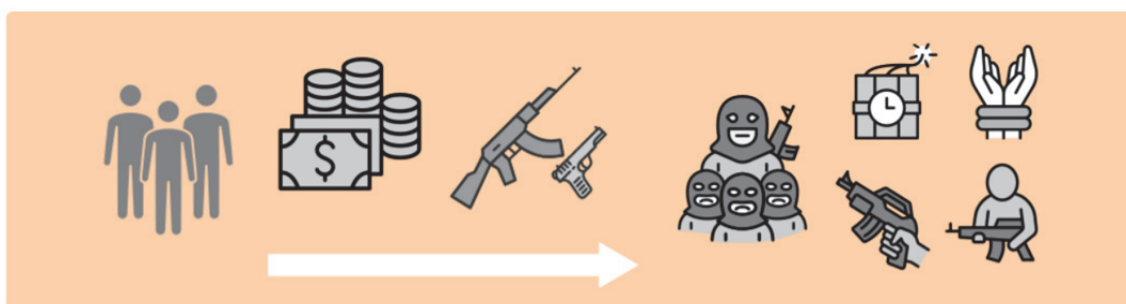
「マネー・ローンダリング」とは、犯罪によって得た収益（犯罪により取得した財産を転売するなどして得た収益も含むが、これに限らない。）を、偽名を使用して盗品等を売却すること等で、その出所や真の所有者を分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を指す。



図：マネー・ローンダリングについて

（出典）財務省 HP「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」

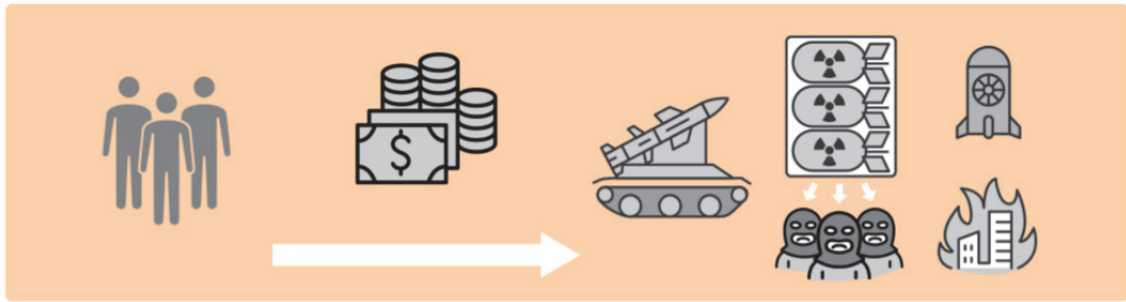
「テロ資金供与」とは、テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指す。



図：テロ資金供与について

（出典）財務省 HP「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」

「拡散金融」とは、大量破壊兵器（核・化学・生物兵器）等の開発、保有、輸出等に関するとして資産凍結等措置となっている者（注）に、資金または金融サービスの提供をする行為を指す。



図：拡散金融について

(出典) 財務省 HP「教えて！マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策」

FAQ においては、「マネー・ローンダリング」は「マネロン」と表記し、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融」は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融」と表記する。

(注) 財務省 HP において、最新の経済制裁措置及び対象者リストが公表。

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

■ 「宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関するガイドライン」

宝石・貴金属等取扱事業者等の取組のモニタリングに当たり、宝石・貴金属等取扱事業者の監督当局として、各宝石・貴金属等取扱事業者において「対応が求められる事項」「対応が期待される事項」を明確化するとともに、今後の当局としてのモニタリングのあり方を示すもの。

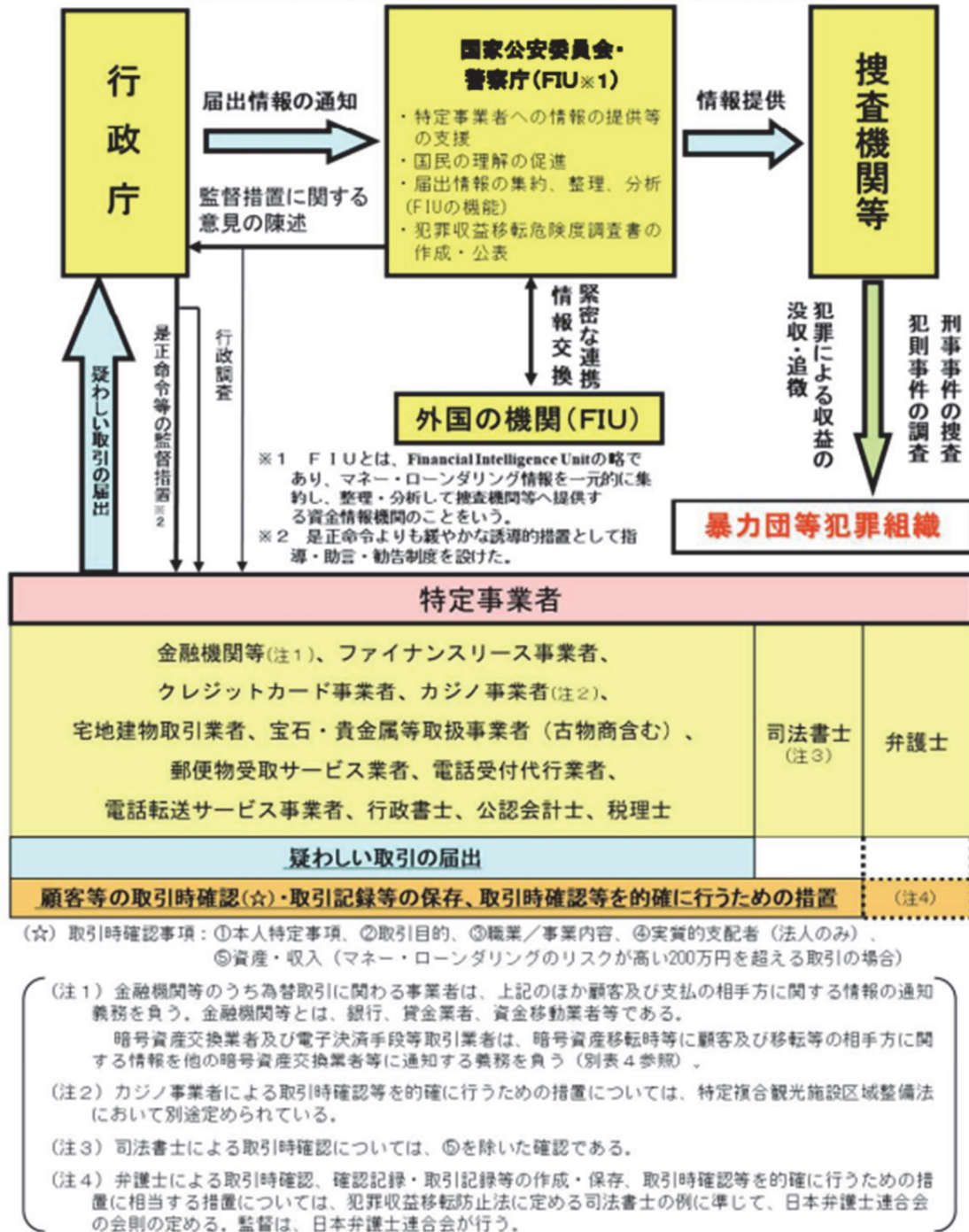
FAQ においては「本ガイドライン」と表記する。

■ 犯罪による収益の移転防止に関する法律

犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること等から、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたもの。

FAQ においては「犯収法」と表記する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律



図：犯罪による収益の移転防止に関する法律

(出典) JAFIC HP「犯罪収益移転防止法の概要」

- 宝石・貴金属等取扱事業者
 宝石・貴金属は、財産的価値が高く、運搬が容易で、世界中で換金が容易で

あるとともに、取引後に流通経路・所在が追跡されにくく匿名性が高いこと等から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融の有効な手段となり得ると考えられている。

そのため、犯収法の「特定事業者」として、以下の売買を業として行う者を定義しており、法令上の義務（取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出、取引時確認等を的確に行うための措置）が課されている。

- ① 金、白金、銀及びこれらの合金（貴金属）
- ② ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠（宝石）
- ③ ①及び②の製品

■ Financial Action Task Force（金融活動作業部会）

1989年、アルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合である。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融の手口を分析し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の国際基準（40の勧告）を策定・継続的に強化し、またその履行状況について相互審査を実施するなどの施策を実施している。

FAQにおいては、「FATF」と表記する。

■ 犯罪収益移転危険度調査書（National Risk Assessment）

犯罪による収益の移転に係る情報や疑わしい取引に関する情報を集約、整理及び分析する立場にある国家公安委員会が、特定事業者を監督する行政庁から、各特定事業者が取り扱う商品・サービスの特性やマネロン等への対策の状況等に関する情報等を得た上、その保有する情報や専門的知見をいかし作成・公表するもの。

FAQにおいては「NRA」と表記する。

（掲載先）

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

■ 犯罪収益移転防止に関する年次報告書

マネロン対策等を効果的に推進するために、捜査機関等による取締りはもとより、官民一体となった対策や国際的な連携による活動を積極的に継続して推進していくことが必要である。そのためには、特定事業者やその顧客等となる国民の理解と協力が必要不可欠であることから、広く国民の理解と協力を得ること、ひいては、犯罪による収益の移転防止等を図り、国民生活の安全と平穩の確保、経済活動の健全な発展へ寄与することを目的として、特定事業者を監督する行政庁の取組や各特定事業者の取組状況等について、国家公安委員会が

作成・公表するもの。

(掲載先)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

■ 取引フィルタリング

「フィルタリング」という業務は、宝石・貴金属等取扱事業者が反社会的勢力の排除や経済制裁等法規制に違反する取引を検知、防止、管理するものである。

本ガイドライン及び FAQ における「取引フィルタリング」は、取引前やリストが更新された場合等に、反社会的勢力や制裁対象等のリストとの照合等を通じて、反社会的勢力や制裁対象者等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法を意味しており、いわゆる「ネームスクリーニング」という業務も含む概念として用いている。

なお、「ネームスクリーニング」とは、新規顧客や既存顧客の名義が照合対象となる制裁リストに該当しないかを確認することを念頭に置いているが、本ガイドラインでは、Ⅱ-2(3)(ii)顧客管理【対応が求められる事項】④及び⑤がこれに対応している。

■ マネロン担当役員

本ガイドラインⅢ-2「経営陣の関与・理解」【対応が求められる事項】②にいう、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う者」として任命された役員を意味する。

<本 文>

I-1 マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に係る基本的考え方

(中略)

宝石・貴金属等取扱事業者においては、こうしたマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策が、実際の顧客との接点である事業部門において有効に機能するよう、**経営陣**が主導的に関与して地域・部門横断的なガバナンスを確立した上で、同ガバナンスの下、関係部署が継続的に取組を進める必要がある。

(省略)

【Q】

本ガイドラインにおける「経営陣」の定義とは何ですか。

【A】

本ガイドラインにおける「経営陣」とは、代表権を有する役員のほか、リスク管理、システム投資、事務を含むマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に責任を有する役員や関係する事業部門・監査部門に責任を有する役員を含み得る概念ですが、経営陣の範囲やそのあり方等については、宝石・貴金属等取扱事業者において、経営トップ等のリーダーシップの下、十分に議論・検討していただくことが重要であると考えます。

なお、本ガイドラインにいう「経営陣」の内訳及びその責任分担については、内部規程等の文書により明確化されることが望ましいものと考えます。

I-2 宝石・貴金属等取扱事業者に求められる取組

(2) 経営陣の関与・理解

(柱書)

前記の管理体制の構築に当たっては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが経営上重大なリスクになり得るとの理解の下、関連部門等に対応を委ねるのではなく、**経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する**など、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関与することが不可欠である。

(省略)

【Q】

「経営陣が、管理のためのガバナンス確立等について主導性を発揮する」とは、いかなる態様が考えられますか。

【A】

経営陣による関与については、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが経営上の重大なリスクになりかねないことを的確に認識し、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けることや、経営陣の責任において組織横断的な枠組みを構築し、戦略的な人材確保・教育・資源配分等を実施することが考えられます。

なお、取締役会等において、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けていることの証跡としては、議事録において、報告の内容や経営陣からの指示、コメントが残されていること、ディスクロージャー誌や年次報告書において、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを経営上の課題として認識し、リスクに応じた取組を適切に行っている旨の記載がなされていることなどが考えられます。

I-4 本ガイドラインの位置付けと監督上の対応

(柱書)

(省略)

こうしたモニタリング等を通じて、**本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」に係る措置が不十分である**など、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制に問題があると認められる場合には、業態ごとに定められている監督指針等も踏まえながら、必要に応じ、報告徴収・業務改善命令等の法令に基づく行政対応を行い、宝石・貴金属等取扱事業者の管理体制の改善を図る。

(省略)

【Q】

「『対応が求められる事項』に係る措置が不十分であるなど」の場合には、行政対応が行われると記載されていますが、法律又は政省令に違反していない場合にも、行政処分を行うこともあるのでしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける「対応が求められる事項」は、犯収法の趣旨に鑑み、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制に係る着眼点等を明らかにしたものであり、この点に係る措置が不十分であるなど、管理体制に問題があると認められる場合において、犯収法に基づき行政指導等の対応を行う場合があります。

また、管理体制が不十分な場合、FATFの相互審査において、日本がマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策が不十分な国として認知され、海外送金や海外取引を行うことができなくなるというリスクが考えられます。宝石・貴金属等取扱事業者単位では、国際基準に則った対応を行っていない事業者として、海外事業者から取引を遮断される可能性が考えられます。

Ⅱ-2 リスクの特定・評価・低減

Ⅱ-2 (1) リスクの特定

【対応が求められる事項】①

国によるリスク評価の結果等を勘案しながら (Q1)、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し (Q2)、自らが直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定すること

【Q1】

「国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、(中略)、自らが直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定すること」とは具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

NRA のリスク項目だけでなく、本ガイドラインや本 FAQ を参考にしながら、当該宝石・貴金属等取扱事業者が提供する商品・サービス、取引形態、直接・間接の取引に係る国・地域、顧客属性等を包括的に洗い出し、その上で、実務に即して具体的なリスク項目を特定するための検証を行うことが求められます。

なお、NRA や本ガイドラインに加えて、自らのリスクの特定に有用と考えられる資料等 (FATF の公表しているリスクベース・アプローチに関するガイダンス等) を参照してマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定することは、リスク管理体制を整備する上で有益であると考えられますので、NRA 及び本ガイドライン以外の資料等を追加で参照することを否定するものではありません。

【Q2】

リスクの「包括的かつ具体的な検証」とは、どのような方法で行えばいいのでしょうか。

【A】

「包括的かつ具体的な検証」の方法は、個々の宝石・貴金属等取扱事業者によって異なり得ますが、自らの提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等について、漏れがないよう包括的に洗い出しを行う必要があります。その上で、項目として大まかで抽象性のあるものではなく、実務に即して具体的なリスク項目を特定するための検証を行うことが求められます。

例えば、自ら提供している商品・サービスを特定する場合、「宝飾品の販売」、「宝飾品の買取」、「貴金属地金の販売」、「貴金属地金の販売」、「宝石・貴金属

のリモデル・再精錬」など、BtoB、BtoC を問わず、提供している商品・サービス1つ1つについて検証し、リスクを特定する必要があります。同様に、顧客が利用する上で関係する全ての取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等についても、1つ1つを、前記と同様の水準で検証して、リスクを特定する必要があります。

なお、この検証作業に際しては、国によるリスク評価の結果、外国当局や業界団体等が行う分析等についても適切に勘案する必要があるほか、自ら届出を行った疑わしい取引の分析を含め、自ら直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの特性を考慮する必要があります。

【対応が求められる事項】②

包括的かつ具体的な検証に当たっては、**自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等**、自らの個別具体的な特性を考慮すること

【Q】

「自らの営業地域の地理的特性」、「事業環境」や「経営戦略」を考慮するとありますが、何が求められているのでしょうか。

【A】

「自らの営業地域の地理的特性」については、当該地域の地理的な要素の特性を意味しています。例えば、自らの営業地域が、貿易が盛んな地域に所在する場合や、反社会的勢力による活発な活動が認められる場合、反社会的勢力の本拠が所在している場合に、当該地域のリスクに関する独自の特性を考慮する必要があります。

地理的特性を考慮してリスクを検証する際には、例えば、貿易が盛んな地域に自らの営業地域が存在している場合、貿易や水産物等を取り扱うなどの取引先が多いと考えられますので、顧客の取扱商品や輸出・輸入先の把握を通じた経済制裁等への対応等、地域的特性から精緻に検証し、リスク項目を洗い出すことが必要になるものと考えます。

「事業環境」については、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する規制の状況、競合他社のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の動向等、自らの事業に関する要素を考慮した上で、リスクを検証する必要があります。

例えば、競合他社が参入する場合（基本的には、自らの競合他社が参入する場合）には、新たな競合他社の参入により、競争の激化やサービスの変化、取引量の増減等によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融の固有リスクが変化する

る可能性があります。したがって、例えば、新たな競合他社の参入により市場全体のマネロン・テロ資金供与・拡散金融に関するリスクが影響を受ける場合には、新たに検証すべきリスク項目がないかについて、年に1回程度予定されている定期的なリスク評価書の改訂を待つのではなく、可能な限り早い段階で洗い出す必要があると考えます。

なお、顧客が海外との取引を行っている場合、その相手先の国・地域のマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクも踏まえた顧客リスク評価を行うことが求められています。

「経営戦略」については、収益の倍増、新規顧客の獲得強化、海外の宝石・貴金属等取扱事業者の買収等様々なものが考えられますが、自らが経営戦略上の重点分野として設定した事項について、当該経営戦略を推し進めた場合に、どのような形で自らの提供する商品・サービス等がマネロン・テロ資金供与・拡散金融に利用され得るかといったことを検証する必要があると考えます。

【対応が求められる事項】③

取引に係る国・地域について検証を行うに当たっては、FATF や内外の当局等から指摘を受けている国・地域も含め、包括的に、**直接・間接の取引可能性を検証し、リスクを把握すること**

【Q】

ここでいう「間接の取引」とは、どのような場合を指しているのでしょうか。

【A】

制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域と取引を行う場合や、顧客が行う商取引行為が制裁対象国等ハイリスク国・地域に関連している場合のほか、例えば、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと評価される国・地域に向けた取引が、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと評価されていない国・地域を経由して行われる場合等が考えられます。

また、顧客の所在地が日本である場合においても、当該顧客が、制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域において子会社・合弁会社を設立している場合には、当該会社を通じて、経済制裁対象国へ資金が流出する可能性もあります。

こうしたマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクについて、宝石・貴金属等取扱事業者は、当該顧客のリスク評価の一要素として、当該顧客の商流のみならず、当該顧客の子会社・合弁会社の実態等や必要に応じてその取引相手の実態等を把握することが考えられます。さらには、顧客がこれらの子会社等の

実態を把握しているか、顧客が子会社等に牽制機能を有しているかといった点を十分把握することが考えられます。

特に、制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域に所在する子会社・合弁会社については、取引相手や取引の商品も含め、これらの点に留意する必要があると考えますが、いかなる範囲の子会社・合弁会社等について、いかなる方法により実態を把握するかは、各宝石・貴金属等取扱事業者において、リスクに応じて、個別具体的に判断していただくことが重要であると考えています。

例えば、取引先はもちろんのこと、そうした先でなくとも、様々な情報等から、グローバルに業務を展開している可能性があると判断される企業については、状況に応じて、制裁対象国等ハイリスク国の周辺国・地域に所在する子会社・合弁会社の存在や、子会社・合弁会社と制裁対象者等との取引の可能性を確認していくといったことが考えられます。

【対応が求められる事項】④

新たな商品・サービスを取り扱う場合や、新たな技術を活用して行う取引その他の新たな態様による取引を行う場合には、**当該商品・サービス等の提供前に、当該商品・サービスのリスクの検証、及びその提供に係る提携先、連携先、委託先、買収先等のリスク管理体制の有効性も含めマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを検証すること**

【Q】

「当該商品・サービス等の提供前に（中略）マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを検証すること」について、留意すべき事項を教えてください。

【A】

これまで取扱いがなかった商品・サービス等の提供を開始する場合のほか、例えば、国内外の事業を買収することや業務提携等により、新たな商品・サービスの取扱いが発生する場合、直面するリスクが変化することから、事業部門と管理部門とが連携して、事前にマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを分析・検証することが求められます。

例えば、宝石・貴金属等取扱事業者が顧客に対してライブコマース等により取引を行うことを検討している場合や支払いを電子決済手段や暗号資産にて行う場合に、取引を行う事業者や顧客等の取引目的等を踏まえ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを検証することが考えられます。

NRAによると、一般的に非対面取引は、取引の相手方と対面することがないた

め、容貌や言動等を通じて、本人の同一性等の確認が困難となることから、本人特定事項の偽装やなりすましが行われる可能性が高くなり、取引時確認の精度も対面取引と比べ低くなる傾向がある。また、電子決済手段や暗号資産は、一般的に、匿名性が高いこと、国境を越えて取引を行うことができること、瞬時に移転が可能で追跡が困難になること、そして取引形態や各国間での規制の相違等の観点から、マネロン等に悪用される脆弱性を有していると考えられています。

また、他業態の事業者と提携して新たな商品・サービスを提供する場合や新たな決済方法を使用する場合に、例えば、当該他業態の事業者の取引時確認の結果に基づく場合には、当該他の事業者のマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の有効性を確認することが必要となるものと考えます。さらに、提携先等これらの実質的支配者を含む必要な関係者を確認し、反社会的勢力あるいは制裁対象者でないかといったことを検証することが必要となるものと考えます。

このほか、提携先等がどのようなマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに直面し、その提携等している業務のリスクに対して、どのようなマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理を行っているかを把握し、リスクに応じて継続的にモニタリングすることが考えられます。

また、新たな商品・サービス等の提供後に、当該商品・サービス等の内容の変更等により、事前に分析・検証したものと異なるリスクを検知した場合には、リスクの見直しを行った上で、見直し後のリスクを低減させるための措置を講ずる必要があります。

当然ながら、提携先等と連携して提供する業務が特定業務（犯収法別表及び同法施行令第6条）に該当する場合には、特定業務に係る取引を行った場合の取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出を行う義務があり、加えて、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出の措置を的確に実施するための体制整備を行う必要があります（犯収法第11条、同法施行規則第32条第1項各号参照。）。

【対応が求められる事項】⑤

マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと

【Q1】

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクについて、経営陣が、主導性を発揮して関係する全ての部門の連携・協働を確保した上で、リスクの包括的かつ具体的な検証を行うこと」とは、具体的に経営陣にどのような対応を求めているのでしょうか。

【A】

マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの特定段階で、経営陣に求められている対応としては、①組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを特定するための枠組みの確保、②経営レベルでの各部門の利害調整、③円滑かつ実効的にマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの特定を実施するための指導・支援を行うとともに、④それらを可能とする経営資源の配分に関する機関決定を主導的に実施することが必要であると考えます。

【Q2】

リスクを特定するための包括的かつ具体的な検証における、第1線及び第2線の連携・協働の方法に関する留意点を教えてください。

【A】

第1線（事業部門）の職員は、顧客の取引先や顧客の商流等の情報、商品・サービスの利用実態等に精通していると考えられるため、実務に即して具体的にリスク項目を特定するためには、商品・サービスや顧客等の実態をよく把握している第1線が保有している情報を活用することが必要であると考えられます。

その方法としては、第2線（管理部門）において、商品・サービスの性質や、顧客の属性等、リスクの特定のために必要な情報（非対面性、外国との取引が見込まれるか、現金の受入の有無、蓄財性、高リスク顧客の利用が見込まれるかなど）を整理した上で、該当する性質が、各商品・サービスや顧客に妥当するか否かなどを、第1線が精査した上で第2線に還元する方法や、第1線において自らが取り扱う商品・サービスや顧客属性等の情報を整理した上で第2線に提供する方法が考えられます。

なお、これらの役割分担の前提条件として、第2線は、第1線に対して、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの特定の方法について、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に即した適切な研修等を実施し、第1線がリスクの特定をはじめとするリスクベースのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理手法を理解している必要があると考えます。

【対応が期待される事項】 a.

自らの事業環境・経営戦略等の複雑性も踏まえて、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客の属性等に関し、**リスクの把握の鍵となる主要な指標を特定し**、当該指標についての定量的な分析を行うことで、自らにとって重要なリスクの高低及びその変化を適時・適切に把握すること

【Q】

「主要な指標」の具体的な指標の例を教えてください。例えば、頻繁な分割取引の件数や非対面による取引件数、非居住者の取引件数、疑わしい取引の届出件数等は該当しますか。

【A】

リスクの特定・評価に係る主要な指標には、ご指摘の指標も含まれ得るところ、いかなる指標を用いて、定量的な分析を行うかについては、各宝石・貴金属等取扱事業者の事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえて、判断されることとなります。例えば、個人の場合、売買代金のうち、現金の占める割合が考えられます。

Ⅱ－２ リスクの特定・評価・低減

(2) リスクの評価

【対応が求められる事項】①

リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立し、当該方針や手法に則って、**具体的かつ客観的な根拠に基づき、前記「(1) リスクの特定」において特定されたマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクについて、評価を実施 (Q1) (Q2) すること**

【対応が求められる事項】④

リスク評価の結果を文書化 (Q1) し、これを踏まえてリスク低減に必要な措置等を検討すること

【Q1】

「具体的かつ客観的な根拠に基づき（中略）評価を実施」や「リスク評価の結果を文書化」について、留意すべき事項を教えてください。

【A】

「具体的かつ客観的な根拠に基づき（中略）評価を実施」する場合については、具体的かつ客観的な実際の取引分析や評価、顧客属性、疑わしい取引の届出の内容や傾向、宝石・貴金属等を利用した犯罪被害の状況や手口の分析等を踏まえた評価とすることなどが考えられます。

こうした評価をするに当たっては、例えば、取引量（金額、取引件数等）・影響の発生率・影響度等の検証結果や、自らの事業環境・経営戦略・リスク特性等を踏まえる必要があると考えます。

なお、「影響の発生率」とは、有形無形の損失が発生する可能性の程度を示しています。また、「影響度」は、想定される有形無形の損失の大小等を指します。「有形無形の損失」の例としては、内外の当局による行政処分や制裁、コルレス関係解消、レピュテーションリスク等が含まれるものと考えます。

以上のような要素をどのように考慮し、どのように評価を行うかなどについては、各宝石・貴金属等取扱事業者において、事前に文書化しておく必要があると考えます。

NRA 等の国によるリスク評価や業界団体によるリスク評価、分析レポート、FATF によるリスク評価（注）といった評価手法を踏まえ、これらに含まれる業界、国におけるリスク認識とも整合性が取れるかといった点も考慮することが考えられます。

また、以上の分析を踏まえたリスク評価の結果を文書化する必要があり、「リ

リスク評価の結果を文書化」することとは、このような文書化の作業を意味しません。「リスク評価の結果を文書化する」過程においては、講じられているリスク低減措置（類型毎のリスク評価結果等に基づいた具体的な措置の詳細等）や、随時・定期的な有効性検証の実施内容及び評価等について記載することが求められます。

（注） FATF が公表しているメソドロジー（Methodology）、勧告（Recommendations）、解釈ノート（Interpretive Notes）、セクターごとのガイダンス（Guidance）、行動要請対象の高リスク国・地域（High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action）、強化モニタリング対象国・地域（Jurisdictions under Increased Monitoring）、内外の当局の経済制裁に関する情報等

【Q2】

リスク評価における事業部門との具体的な連携方法について、具体的な留意点があれば教えてください。

【A】

リスク評価は、宝石・貴金属等取扱事業者が保有するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを正確に把握することであり、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理の主管部署である第2線のみで、実態に即さないリスクの評価を行うことは避けるべきであると考えられます。具体的には、第1線と第2線がリスクの評価の作業を行う段階で緊密に連携し、顧客や商品・サービスの実態を最も理解している事業部門が保有している顧客の取引先や顧客の商流等の情報、商品・サービス、取引形態等のリスクを顧客リスク評価に反映させるなど、事業部門がこれまでに築いてきた顧客との信頼関係を基礎として把握した情報を全てリスク評価の過程で反映することが必要と考えます。

管理部門（第2線）は、事業部門（第1線）がリスク評価を実施するに当たって考慮すべき事情を明確に理解することができるよう、リスク評価の全社の方針や具体的手法を確立する必要があります。

また、管理部門（第2線）は、事業部門（第1線）の行ったリスク評価を踏まえつつ、疑わしい取引の分析結果等を勘案しながら、最終的なリスク評価を実施する必要があります。

なお、これらの連携の前提条件として、第2線は、第1線に対して、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価の方法について、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に即した適切な研修等を実施し、第1線がリスクの評価をはじめとするリスクベースのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理手法を理解している必要があると考えます。

【対応が求められる事項】②

上記①の評価を行うに当たっては、疑わしい取引の届出の状況等（Q1）の分析等を考慮すること

【対応が求められる事項】③

疑わしい取引の届出の状況等の分析（Q2）に当たっては、届出件数等の定量情報について、部門・拠点・届出要因・検知シナリオ別等に行うなど、リスクの評価に活用すること

【Q1】

「疑わしい取引の届出の状況等」の「等」について、具体的な内容を教えてください。

【A】

例えば、捜査機関等からの外部照会の状況を分析するほか、宝石・貴金属を利用した特殊詐欺等の犯罪が発生している場合に、警察からの凍結要請、顧客の申告状況、顧客に関する報道等の公知情報等から、その手口や被害状況等を分析して、リスクの評価に活用することが考えられます。

【Q2】

疑わしい取引の届出はどのように分析することが求められるのでしょうか。また、届出件数が少数である場合における分析、検証は、どのように行うことが求められるのでしょうか。

【A】

疑わしい取引の届出の分析として、届出をした顧客の顧客リスク評価を見直すのみならず、その疑わしい取引に関して、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性、届出理由、発覚経緯等といった要素に着目し整理を行った上で、自らが行うリスクの特定、評価、低減措置、顧客リスク評価の見直しに活用することが求められます。例えば、取引モニタリングの敷居値を設定する際に、疑わしい取引の届出状況の分析結果を踏まえ、一定の顧客属性や取引パターンのリスク評価を見直し、リスクが高くなる場合はリスクに応じて敷居値を下げるにより通常より検知感度を上げることなどが考えられます。

疑わしい取引の届出がある場合には、当該届出を分析することで、宝石・貴金属等取扱事業者におけるリスク評価の精度の向上等に活用することを求めたものであり、たとえ届出件数が少数であっても、例えば、届出の理由等が他の取引等（当該顧客との取引や、他の顧客との同種取引も含まれますがこれに限られません。）にも妥当する可能性がある場合には、過去において類似事案が発生し

ていないかを確認し、本来届け出るべきものを検証するなどして当該取引に係る疑わしさの調査や届出判断の手続を見直すと共に検証の結果をリスク評価に反映し、より実効的な対応ができるよう改善することなどが考えられます。

なお、サンプルチェック等の結果、疑わしい取引の参考事例等に該当するにもかかわらず届出が行われていない取引が一定数認められた場合等には、本来届出を行うべき取引が検知されない、又は検知されたものの提出に至っていない可能性があるため、疑わしい取引の届出を行う体制について、第3線（内部監査部門）が検証を行うこともあり得ます。

【対応が求められる事項】⑤

定期的にリスク評価を見直すほか、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に重大な影響を及ぼし得る新たな事象の発生等に際し、必要に応じ、リスク評価を見直すこと

【Q】

「定期的」の目安は1年に1度程度と考えて良いでしょうか。

【A】

少なくとも1年に1回は見直しを検討することが必要であるほか、新たなリスクが生じたり、新たな規制が導入されたりするなど、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクが変化した場合等に、随時見直すことが考えられます。

また、定期的に見直す場合にはその時期や期間、随時に見直す場合にはその見直しが必要となる状況等を、事前に検討して文書化しておくことで、より実効性が確保されるものと考えます。

なお、顧客リスク評価についても、リスクに応じた頻度で定期的に見直すとともに、リスク評価に影響を及ぼすような事象が発生した場合には、直ちに見直しを行う必要がありますので、当該事象の検知方法、判断基準、手続等を事前に文書化し、第1線を含む関係部署に周知徹底しておくことが必要と考えます。

【対応が求められる事項】⑥

リスク評価の過程に経営陣が関与し、リスク評価の結果を経営陣が承認すること

【Q】

「リスク評価の過程に経営陣が関与し」とありますが、具体的にどのような事項に対して、どこまで経営陣が関与すべきなのか、対応例等を教えてください。

【A】

マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価段階で、経営陣に求められている対応としては、①組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与リスクを評価するための枠組みの確保、②経営レベルでの各部門の利害調整、③円滑かつ実効的にマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価を実施するための指導・支援を行うとともに、④それらを可能とする経営資源の配分に関する機関決定を主導的に実施することであると考えます。

対応例としては、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う役員が、評価手法の検討・実施について承認し、リスク評価のプロセスが適切に行われるよう体制を整備した上で確認を行い、必要に応じて、遅滞なくこれらの評価手法やその実施体制について改善を図り、経営陣が、リスク評価の過程で、担当部署から随時報告を受け、リスク評価の結果について議論の上承認を行い、最終的なリスク評価を確定させる対応が考えられます。

【対応が期待される事項】a.

自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐にわたる場合に、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行うとともに、これらを組み合わせて再評価を行うなどして、全社的リスク評価の結果を「見える化」し（リスク・マップ）、これを機動的に見直すこと

【Q】

全社的リスク評価の結果を「見える化」する意義は、どのようなところにあるのでしょうか。

【A】

本ガイドラインⅡ-2（2）【対応が期待される事項】a.は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等が多岐に

わたる場合において、これらに係るリスクを細分化し、当該細分類ごとにリスク評価を行う場合を想定しています。さらに、これら評価結果を総合して、全社的リスク評価の結果を文書化し、経営陣や業務執行部内にも分かりやすく「見える化」することにより、全社的な理解と取組を促進することが考えられます。

Ⅱ－２ リスクの特定・評価・低減

(3) リスクの低減

(i) リスク低減措置の意義

(柱書)

(中略)

リスク低減措置は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものであり、自ら定めるところに従って、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められる一方、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される (Q1) (Q2)。

(中略)

【追加Q1】

「リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容される」のリスクが低いという基準を教えてください。また、例えば、お得意様が何度も200万円を超える現金取引を行う場合に、同様に取引時確認を行う必要があるのでしょうか。

【A】

各宝石・貴金属等取扱事業者において取り扱っている商品・サービス、そして取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等により、個別具体的に判断することになります。

また、お得意様が何度も200万円を超える現金取引を行う場合については、JAFIC (Japan Financial Intelligence Center : 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課犯罪収益対策室) にて公表している「犯罪収益移転防止法の概要」の「10. 既に取引時確認をしたことのある顧客等の取引」をご参照ください。

(掲載先)

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm

【追加Q2】

「より簡素な措置」を適用できる基準を教えてください。

【A】

各宝石・貴金属等取扱事業者において取り扱っている商品・サービス、そして取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等により、個別具体的に判断することになります。

【対応が求められる事項】①

自らが特定・評価したリスクを前提に、**個々の顧客・取引の内容等を調査し(Q1)、この結果を当該リスクの評価結果と照らして(Q2)、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること(Q3)(Q4)**

【Q1】

「個々の顧客・取引の内容等を調査」する場合の留意点を教えてください。

【A】

例えば、個々の顧客が利用する商品・サービスの内容や取引の状況を検証し、個々の顧客に対して、申告を求めたり、リスクに応じて信頼に足る証跡を求めたりするほか、個々の顧客に接触しなくとも、顧客に関する不芳情報（ネガティブ・ニュース）を取得したり、当該不芳情報が当該顧客のリスク評価に影響を与える場合、その背景・実態を追加調査したり、顧客の取引の内容について、過去の取引の態様、職業や取引目的等との整合性を確認したりするなどが考えられます。

いずれにせよ、調査方法については、対象となる顧客や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになります。

【Q2】

「この結果を当該リスクの評価結果と照らして」に関して、留意すべき事項を教えてください。

【A】

まず、自らが保有している顧客や取引の内容等の情報を基に、仮の顧客リスク評価を実施した上、さらに、最新の顧客や取引の内容等の情報を考慮することにより、顧客リスク評価を最新にすることが必要です。

顧客リスク評価を適切に実施することにより、適切なリスク低減措置を判断・実施することができるものと考えています。

【Q3】

「講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること」について、留意すべき事項やどのような対応が考えられるかを教えてください。

【A】

講ずべき実効的な低減措置については、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの低減のみを目的とする措置の有効性のほか、他の目的のために従前より実施していた各種取組の副次的な効果も踏まえ、総合的に判断・実施するこ

とが求められます。

例えば、取引時確認は、適切な本人確認手続を通じてなりすましを防ぐためのリスク低減措置として有効であるとともに、その際に、顧客リスク評価を実施すること、リスクに応じて追加的に行うヒアリング項目をあらかじめ決めておくこと、厳格な取引時確認の手続を文書化し周知徹底しておくことも取引開始時におけるリスク低減措置と考えられます。取引開始後においても、顧客リスク評価に応じた頻度及び顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した際にリスク評価を見直すこと、リスクに応じた取引モニタリングの敷居値を設定・変更することも有効なリスク低減措置です。さらに、顧客に事情等を十分に確認した上で、例えば、合理的な説明がなく居住地と勤務先のいずれからも遠方の店舗にて取引を要請された場合、追加的な説明を求めるとともに、必要に応じて総合的に判断し、契約自由の原則に基づき、それを認めない、あるいは留保することもリスク低減措置の1つと考えられます。なお、リスク低減措置を検討する場合には、業務実態に即して、必要な対応を実施することが重要であると考えます。

【Q4】

インターネット等を活用した非対面取引について、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク評価、低減措置の観点から留意すべき事項を教えてください。

【A】

インターネット等を活用した非対面取引については、乗っ取り、なりすましや取引時確認事項の偽りの可能性があることなど、非対面取引のリスクを踏まえた対応が必要であり、例えば、IP アドレスやブラウザ言語、時差設定等の情報、User Agent の組み合わせ情報（例えば、OS/ブラウザの組み合わせ情報）等の端末情報や画像解析度等を活用することにより、不審・不自然なアクセスを検知するといった対応が考えられます。

【対応が求められる事項】②

個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・計画等に従い、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること

【Q】

「個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて、自らの方針・手続・

計画等に従い、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高い場合にはより厳格な低減措置を講ずること」とはどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

事前に策定していたマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに対する方針・手続・計画等において、リスクの高い顧客に対するリスクに応じた具体的な対応策、具体的な対応策を講ずるタイミング、実施権限者、実施プロセス、実施部署等を定め、当該方針・手続・計画等に従い、個々の顧客に対する顧客リスク評価やリスクに応じた取引モニタリング等のリスクに応じた適切なリスク低減措置を実施することを求めています。

例えば、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと認められる場合には、取引目的や取引原資について、通常のアヒアリングによる判断に加えて、追加的な証跡を求めて判断するといったリスクに応じた厳格な低減措置をあらかじめ文書化しておくなどの対応が考えられます。

【対応が求められる事項】③

本ガイドライン記載事項のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること

【Q】

「本ガイドライン記載事項のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った低減措置を講ずること」とは、具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

より幅広い情報収集を実施することで、より効果的なリスク低減措置を講ずることが可能となります。そこで、各宝石・貴金属等取扱事業者は、NRA や本ガイドラインのみならず、業界団体、内外の当局等から公表されるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに係る公表物等を確認し、その内容から、自らが直面するリスクに見合った低減措置に至る可能性がある情報等を収集し、自らに適したリスク低減措置を講ずることが求められていると考えます。

Ⅱ-2 (3) リスクの低減

(ii) 顧客管理 (カスタマー・デュー・ディリジェンス : CDD)

【対応が求められる事項】①

自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引とそれへの対応を類型的・具体的に判断することができるよう、顧客の受入れに関する方針 (Q1、Q2、Q3、Q4) を定めること

【Q1】

「顧客の受入れに関する方針」と題するマニュアル等の策定を求めるものではなく、リスク評価に基づく顧客の受入れ方針について社内の何らかのマニュアル等に定めていれば良いのでしょうか。

【A】

「顧客の受入れに関する方針」と題する文書等の作成を機械的に求めるものではなく、当該宝石・貴金属等取扱事業者の顧客受入れ方針と手続を明確に定め、規程化し、特に第1線の職員に周知徹底していることを求める趣旨です。

なお、各宝石・貴金属等取扱事業者における規程体系については、各宝石・貴金属等取扱事業者において判断すべきものと考えています。

【Q2】

「顧客の受入れに関する方針」は、どのような内容が求められるのでしょうか。

【A】

自らが行ったリスクの特定・評価に基づいて、リスクが高いと思われる顧客・取引及び顧客に求める対応について、明確に判断するに足る内容が記載されている必要があると考えます。そのほか、謝絶や取引制限をする場合の適切な決裁権限等といった内容が盛り込まれている必要があると考えます。

【Q3】

いわゆる一見顧客への「受入れ」における留意点について教えてください。

【A】

①法令等の対応を適切に実施する、②リスクベースの対応を適切に実施する、③顧客説明を丁寧に実施するという3点が重要と考えます。

①については、犯収法等の法令等で求められている義務を確実に履行することが求められます。

②については、商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証して得られたリスク評価及びその低減措

置を、当該一見顧客の取引に適用し、事前に定められている低減措置を確実に実施することが求められます。

①及び②に関しては、法令に従った取引時確認等を実施した上、氏名、生年月日、住所等を確認した結果、反社会的勢力や制裁対象者に該当する場合には、契約自由の原則と社内規定、法令等に沿って、謝絶した上で、疑わしい取引の届出を行うなどの適切な対応が求められます。また、スクリーニングの結果、反社会的勢力や制裁対象者に該当する可能性がある場合には、上級管理職との協議を行い、取扱いの可否を判断し、疑わしい取引の届出を行うと共に、他拠点で同一顧客が一見取引を行った際のチェック体制の構築が想定されます。

加えて、例えば、一見顧客が A 店で取引を行おうとした結果、反社会的勢力等、取引不可先であることが判明した場合には、当該顧客が他の店舗等において取引しようとした場合においては、当該他の店舗等においても取引を適切に謝絶できる体制を構築することが求められます。

そして、③については、一見顧客は、これまで取引等がないことから、情報等も少なく、①及び②の手續に時間を要することが想定されますので、各種手續の内容や手續に要する時間等を顧客に対して丁寧に説明し、当該顧客に納得してもらうことも重要であると考えます。

なお、丁寧に説明をしても納得が得られないなど協力が得られない場合、又は合理的な理由なく申告された取引目的とは異なるような高額取引や把握された属性から外れるような取引が認められた場合には、内部規程に従って、上級管理職の判断を求めることも必要であると考えます。

【Q4】

外国 PEPs 等の場合、本人に資産・収入の状況等を確認することができても、その資金源まで追及するには実務上の限界があると推測されますが、留意点について教えてください。

【A】

資金源の確認については、通常取引の中で確認できる範囲で実施していただくことを想定しています。

【対応が求められる事項】②

前記①の顧客の受入れに関する方針の策定に当たっては、顧客及びその**実質的支配者**の職業・事業内容のほか、例えば、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等、顧客が利用する商品・サービス、取引形態等、顧客に関する様々な情報を勘案すること

【Q】

実質的支配者の定義は、犯収法における実質的支配者と同様という理解で良いでしょうか。

【A】

そのような理解で差し支えありませんが、その確認方法については、顧客リスク評価の結果を踏まえ、申告に加えて、実質的支配者に該当する証跡を求めるなど、最低基準である法令対応事項を超えた対応を実施することを妨げるものではないと考えます。

【対応が求められる事項】③

顧客及びその**実質的支配者 (Q1)** の本人特定事項を含む**本人確認事項 (Q2)**、**取引目的等の調査 (Q3)** に当たっては、**信頼に足る証跡 (Q4)** を求めてこれを行うこと **(Q5)**

【Q1】

顧客の「実質的支配者」の「本人確認事項」の「調査」に関して留意すべき事項を教えてください。

【A】

宝石・貴金属等取扱事業者が顧客と取引を行うに当たっては、実質的支配者が誰かということをはじめとする基本的な情報を調査し、講ずべき低減措置を判断・実施することが必要不可欠です。

そのため、取引開始時のみならず、継続的顧客管理の中でも、リスクに応じて適切に顧客の実質的支配者の本人確認事項を確認することが求められます。

【Q2】

調査に当たり信頼に足る証跡を求めている「本人確認事項」は、犯収法上の「本人特定事項」と同義でしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける「本人確認事項」については、犯収法上の「本人特定事項」のほか、例えば、顧客及びその実質的支配者の職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得るより広い概念です。あらゆる顧客や実質的支配者に対して、一律に各項目を確認・勘案等することを求める趣旨ではありませんが、リスクに応じてどの項目を確認・勘案等するのかについては、事前に検討して文書化しておくことで、実効性を確保することが考えられます。

【追加Q3】

「本人確認事項、取引目的等の調査」に当たって、宝石・貴金属等取扱事業者における特定取引では、200万円以下の取引であっても1回あたりの取引金額を減少させるために分割していることが一見して明らかなのは対象とみなされるが、その具体的な基準を教えてください。

【A】

顧客の職業・事業内容、経歴、資産・収入の状況や資金源、居住国等が含まれ得る等の顧客の状況や各事業者の業務・取扱いの製品やサービス等により総合的に判断が必要です。リスクに応じてどの項目を確認・勘案等するのかについては、事前に検討して文書化しておくことで、実効性を確保することが考えられます。

【Q4】

「信頼に足る証跡」とは、具体的にはどのようなものが該当するのでしょうか。例えば、本人確認事項の調査において、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類が該当するのでしょうか。

【A】

「信頼に足る証跡」は申告の真正性を裏付ける公的な資料又はこれに準じる資料を意味しています。

本人確認事項の調査に当たっては、犯収法施行規則第7条に定める本人確認書類のほか、経歴や資産・収入等を証明するための書類等が考えられますが、調査する事項に応じ、その他の書類等についても活用することが考えられます。例えば、株主名簿、有価証券報告書、法人税確定申告書の別表等を徴求することや公証人の定款認証における実質的支配者となるべき者の申告制度（注1）

や実質的支配者リスト制度（注2）を活用することなども考えられます。具体例としては、生命保険金の支払時において、受取人が団体である場合には、株主名簿や有価証券報告書等の証跡を取得するなどにより、その実質的支配者の調査を実施することが考えられます。ただし、信頼に足る証跡を求める場合には、必要に応じて複数の資料を検証することが必要であるものと考えます。

また、取引目的の調査に当たっては、例えば、取引目的が商取引であれば、取引先との取引履歴や、同取引に関する契約書等を徴求することが考えられません。

なお、犯収法令上定められた項目については、犯収法令上定められた方法、書類に従い確認を行った上で、リスクに応じて、追加的に証跡を取得することについて判断することとなります。

（注1） 法人設立時の定款認証において、公証人に実質的支配者となるべき者を申告させる制度のこと（2018年11月30日に改正公証人法施行規則の施行により開始）。

（注2） 登記所が株式会社からの申出によりその実質的支配者に関する情報を記載した書面を保管しその写しを交付する制度のことを指します（2022年1月31日に商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の施行により開始）。

【追加Q5】

「(中略) 調査に当たっては、信頼に足る証跡を求めてこれを行うこと」とあるが、家族名義で代理購入する際の本人確認の留意点を教えてください。

【A】

犯罪者やテロリストなどが、代理人を立て、その代理人名義で取引を行うことによって、捜査機関による追跡から逃れようとするのが考えられることから、犯収法上においては、代理人での取引であったとしても、顧客自身、代理人のいずれも取引時確認を同様に行うこととされています。

【対応が求められる事項】④

顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト(Q1)等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること(Q2)

【Q1】

制裁リストはどこで公表されているのか、教えてください。

財務省 HP において外為法に基づく「経済制裁措置及び対象者リスト」、警察庁 HP において国連決議に基づく「タリバーン関係者等リスト」を公表しています。

(掲載先：財務省 HP)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

(掲載先：警察庁 HP)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/todoke/yousei.htm#p1>

【Q2】

「国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること」について、留意すべき事項を教えてください。

【A】

国内外の制裁に係る法規制等の遵守については、例えば、国際連合安全保障理事会（以下「国連安保理」といいます。）決議等で指定される経済制裁対象者については、外国為替及び外国貿易法第 16 条及び第 21 条等に基づき、同決議等を踏まえた外務省告示が発出された場合に、直ちに該当する経済制裁対象者との取引がないことを確認し、取引がある場合には資産凍結等の措置を講ずるものとされています。さらに、国際的な基準等（注）を踏まえると、外務省告示の発出前においても、国連安保理決議で経済制裁対象者が追加されたり、同対象者の情報が変更されたりした場合には、遅滞なく自らの制裁リストを更新して顧客等の氏名等と照合するとともに、制裁リストに該当する顧客等が認められる場合には、より厳格な顧客管理を行い、同名異人か本人かを見極めるなどの適切かつ慎重な対応が必要と考えています。さらに、国連安保理における決議を経ることなく、特定の国・地域から特定の国・地域に対して経済制裁が行われることもあり得るため、取引に関係する者や物品・サービスが特定の国・地域の制裁対象に関係していないか、慎重な確認が必要となる場合もあることに留意が必要であるものと考えます。

したがって、このような対応を確実に実施するために必要なデータベースやシステム等の整備、人材の確保、資金の手当てを、直面しているリスクに応じて実施していただくことが重要であると考えています。

(注) FATF においては、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散に関する金融制裁として、国連安保理により制裁対象として指定された個人・団体が保有する資金・資産を遅滞なく凍結することを求めています。

【対応が求められる事項】⑤

信頼性の高いデータベースやシステムを導入するなど、宝石・貴金属等取扱事業者の規模や特性等に応じた合理的な方法により、リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築すること

【Q】

「リスクが高い顧客を的確に検知する枠組みを構築すること」とありますが、「リスクが高い顧客」には、外国 PEPs は含まれますか。

【A】

一般的に、外国 PEPs は、汚職等を敢行する潜在的なおそれがあることから、高リスク顧客の中に含まれて管理されているものと考えられます。そこで、宝石・貴金属等取扱事業者は、適切に外国 PEPs を検知できる枠組みの整備が必要となりますが、具体的な高リスク顧客の範囲や検知の方法等については、各宝石・貴金属等取扱事業者において、その業務特性等に応じて、個別具体的に決定し、必要に応じて適切に対応することが必要と考えられます。

なお、外国 PEPs については、その地位や職務等を勘案して、リスク評価を行う必要があり、離職している場合には、年数にかかわらず離職後の経過期間も考慮することが、よりきめ細かい継続的顧客管理の実施に資することになります。

【対応が求められる事項】⑥

商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価の結果（Ⅱ-2（2）で行うリスク評価）を踏まえて、全ての顧客について顧客リスク評価を行う（Q1～4）とともに、講ずべき低減措置を顧客リスク評価に応じて判断すること（Q3、Q4）

【Q1】

「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」とは、取引開始時点で当該顧客のリスク評価を行うことも求められているのでしょうか。

【A】

取引開始時点においても、単に取引の可否や本部協議の要否を判断するだけでなく、継続的顧客管理のために、経済産業省が作成・公表している「宝石・貴金属等取扱事業者における顧客（個人・法人）のリスク評価項目について」を参考にす等、必要な顧客リスク評価を行うことが求められます。

【Q2】

「全ての顧客について顧客リスク評価を行う」手法は、どのようなものがあるのでしょうか。

【A】

顧客リスク評価とは、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に対する自らのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価結果を踏まえて実施する全ての顧客に対するリスク評価を意味しています。

本ガイドラインは、宝石・貴金属等取扱事業者に対し、全ての顧客の顧客リスク評価を行うことを求めています。その手法については、宝石・貴金属等取扱事業者の規模・特性や業務実態等を踏まえて様々な方法があり得ます。例えば、利用する商品・サービスや顧客属性等が共通する「顧客類型ごと」にリスク評価を行うことや、「顧客類型ごと」ではなく、個別の「顧客ごと」にリスクを評価することが考えられます。

【Q3】

リスク評価を行う顧客類型について、どのような類型があるのでしょうか。また、リスクの高い顧客類型はどのような類型があるのでしょうか。

【A】

各宝石・貴金属等取扱事業者によるリスク評価の際に行う顧客類型ごとの分析方法は、宝石・貴金属等取扱事業者の業務全体から見たリスク状況によって異なりますが、例えば、顧客属性に着目したものとしては、反社会的勢力や制裁対象者については原則取引不可先とした上で、過去に疑わしい取引の届出対象となった顧客や不正な取引を行っている疑いのある顧客のほか、不芳情報を把握した顧客等については高リスク先として管理することが考えられます。

このほか、例えば、取引内容や状況により分類する方法としては、高リスクと評価した商品・サービスを利用している顧客を一つの類型として、高リスク先として管理することも考えられます。また、過去に取引があったものの前回取引と期間が空いている顧客との取引については（これらの取引が再開するまでは）低リスク先と評価する一方、公的書類又は他の信頼できる証明書類等に基づき本人特定事項を確認できていない既存顧客等の類型については、高リスク先と評価した上で、あらかじめ明確化された方針にしたがって顧客情報の調査を実施することが考えられます。

【Q4】

国内 PEPs 及び国際機関 PEPs の顧客管理についてはどのように考えれば良いのでしょうか。

【A】

宝石・貴金属等取扱事業者においては、全ての顧客について顧客リスク評価を行うとともに、リスクに応じた顧客管理を行うことが求められます。

この点、国内 PEPs 及び国際機関 PEPs（注）についても同様であり、取引時、継続的顧客管理等の過程において得た情報等に基づき、他の顧客と同様に顧客リスク評価を行い、本ガイドラインⅡ—2（3）（ii）で求めるリスクに応じた対応を行うことが重要と考えます。

（注）国際機関 PEPs とは、例えば当該機関の長官、副長官及び理事会やそれと同等な委員会のメンバーといった、上級管理者をいう。なお、国際機関とは条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体をいう。

【対応が求められる事項】⑦

マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと判断した顧客（Q1）については、以下を含むリスクに応じた厳格な顧客管理（EDD）を実施すること（Q2）（省略）

【Q1】

「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと判断した顧客」とは、犯収法第4条第2項前段に規定する厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引等（以下本質問において「高リスク取引」といいます。）を行う顧客を指すのでしょうか。あるいは、それに加えて、又は別途に「高リスク取引」を行わない高リスク顧客を指すのでしょうか。

【A】

ここで定める「マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが高いと判断した顧客」とは、宝石・貴金属等取扱事業者において策定した顧客の受入れに関する方針等に基づき、必要な情報を確認・調査した結果、受入段階においてマネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスクが高いと判断された顧客のほか、受入後、継続的な顧客管理措置の中で、リスク評価を見直した際に、あらかじめ定められた方法で高リスクと判断された顧客を意味します。

なお、犯収法上の高リスク取引を行う顧客について、法定の各項目を確認することは、法令対応として、最低限対応が必要な措置であると考えます。

【Q2】

リスクの評価によっては、特定取引（犯収法施行令第7条。顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引（同法施行規則第5条）を含みます。）の際に実施する取引時確認、厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引（同法施行令第12条）の際に実施する取引時確認以上のことが求められるケースもあるのでしょうか。

【A】

リスクベース・アプローチによる顧客管理においては、犯収法等の法令に定める取引時確認は、最低限の対応ですので、それに加えて、何らかの追加的措置を講ずることは必然的にあり得るものと考えます。いずれにせよ、各宝石・貴金属等取扱事業者には、その規模や特性等に応じて、本ガイドラインの趣旨に沿った適切な対応が求められています。

【対応が求められる事項】⑧

顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではない（Q1）などのリスクが高い取引等について、取引開始前又は多額の取引等際し、**営業実態や所在地等を把握するなど追加的な措置を講ずること（Q2）**

【Q1】

「顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではない」とは、どのような場合をいうのですか。

【A】

例えば、合理的な理由なく事業所と宝石・貴金属等取扱事業者との取引場所が離れている遠隔地取引の場合や、1回あたりの購入額が少額でも頻繁に購入し結果的に多額の購入となる場合、顧客の収入や資産等に見合わない取引の場合、本人確認書類の提示の拒否や偽造が考えられる場合のほか、取引の内容が顧客から申告を受けている営業内容等の情報と整合しない場合等の高リスクと認められる取引のことを指します。

【Q2】

「顧客の営業内容、所在地等が取引目的、取引態様等に照らして合理的ではない」場合において、想定している追加的な措置があれば教えてください。

【A】

証跡を徴求しつつ合理的な説明を求めることや、宝石・貴金属等取扱事業者

において、顧客への訪問又は実地調査の実施も考えられますが、少なくとも、このようなリスクの高い場合においては、営業実態や所在地の把握は必須であると考えます。

その上で、顧客からの協力が得られない場合等には、合理的ではない事項が明確になるまで、一定の取引について上級管理職等の承認等の手続を行うことが必要と考えられますが、いずれにせよ、リスクが高い取引等に対する追加的な措置については、当該取引の特性・リスク等に応じて、個別具体的に判断することになります。

【対応が求められる事項】⑨

マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが低いと判断した顧客については、当該リスクの特性を踏まえながら、当該顧客が行う取引のモニタリングに係る敷居値を上げたり、顧客情報の調査範囲・手法・更新頻度等を異にしたりするなどのリスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）（Q1～Q5）を行うなど、円滑な取引の実行に配慮すること

【Q1】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」とは、具体的にどのような措置をいうのでしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける SDD とは、顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定の条件を満たした顧客について、顧客情報を更新するなどの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが低く維持されていることを確認する顧客管理措置のことをいいます。

【Q2】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」について、犯収法上の「簡素な顧客管理」（犯収法施行令第7条第1項柱書及び犯収法施行規則第4条第1項柱書）とは何が異なるのでしょうか。

【A】

SDD は、犯収法上の「簡素な顧客管理」とは異なる概念です。SDD は、主として顧客情報の更新の場面を問題にしているものであり、継続的な顧客管理を行う上での実態把握やリスク評価の見直しの際に行う措置を意味しています。犯

収法上の「簡素な顧客管理」のように、取引時確認等の場面に適用されるものではありません。

【Q3】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を行う対象を整理するに当たっての留意点を教えて下さい。

【A】

SDDを適用できる対象は、なりすましや不正利用等のリスクが低いことが一般的に考えられる以下①から③までに則していることを想定しています。

- ① 全ての顧客に対して、具体的・客観的な根拠に基づき、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等に係るマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの評価結果を総合して顧客リスク評価を実施し、低リスク先顧客の中からSDD対象顧客を選定すること
- ② 定期・随時に有効性が検証されている取引モニタリングを適用して、SDD対象顧客の取引が把握され、不正取引等を的確に検知するための体制を構築していること
- ③ SDD対象顧客についても、取引時確認等を実施し、顧客情報が更新された場合には、顧客リスク評価を見直した上で、必要に応じて顧客管理措置を講ずること（SDD対象顧客に対して顧客リスク評価の見直しを実施した場合に、再度SDD先と整理することを妨げるものではありません）

上記①から③までを充たした上で、自社の顧客等のリスクを分析し、SDD対象顧客を選定することが求められます。

また、以下（注1）から（注3）までも、リスク分析にあたって考慮することが考えられます。

- （注1）法人や営業性個人は、取引関係者や親子会社等、関与する者が相当に存在することが多く、法人や営業性個人の行う取引に犯罪収益やテロリストに対する支援金等が含まれる可能性が相応にあるものと考えられます。
- （注2）本人確認済みでない顧客（1990年10月1日より前に取引を開始した顧客等）は、顧客情報が正確でないことによりリスク評価や疑わしい取引の検知を適切に実施できない可能性があるため、本人確認済みでないという事実や当該顧客の取引履歴データ等も踏まえてリスクを分析する必要があるものと考えられます。
- （注3）直近1年間において、捜査機関等からの外部照会又は口座凍結依頼を受けた実績がある顧客や疑わしい取引の届出実績のある顧客は、犯罪に関与又は巻き込まれている等のリスクが相応にあるものと考えられ

ます。

【Q4】

具体的には、どのような顧客について、「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」とする余地があるのでしょうか。

【A】

例えば、経常的に同様の取引を行う場合で、保有している顧客情報と当該取引が整合するもの等については、SDD 対象とすることが可能であると考えられますが、いずれにしても、個々の顧客について検証した上で、SDD 対象の顧客を判断することが必要になるものと考えます。

【Q5】

「リスクに応じた簡素な顧客管理（SDD）」を実施することとした場合、どのような管理を実施することになるのでしょうか。

【A】

本ガイドラインにおける SDD とは、顧客リスク評価の結果、「低リスク」と判断された顧客のうち、一定の条件を満たした顧客について、顧客情報を更新するなどの積極的な対応を留保し、取引モニタリング等によって、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが低く維持されていることを確認する顧客管理措置のことをいいます。

SDD 対象とした顧客であっても、特定取引等に当たって顧客との接点があった場合、不芳情報を入手した場合、今までの取引履歴に照らして不自然な取引が行われた場合等には、必要に応じて積極的な対応による顧客情報の更新を実施し、顧客リスク評価の見直しを行うことが必要になるものと考えます。

特に、公的書類等の証跡が不足している SDD 対象顧客が来店した場合等、本来更新すべき情報を最新化する機会があれば、当該機会を活用し、必要な情報更新を実施する体制を構築することが必要であるものと考えます。

2016 年 10 月に施行された改正犯収法施行規則に定める方法により、本人特定事項（実質的支配者を含む）、取引目的及び職業等を確認することができていない顧客については、時機を捉えて、同規則に定める方法で確認することが考えられます。

【対応が求められる事項】⑩

後記「(v) 疑わしい取引の届出」における【対応が求められる事項】のほか、以下を含む、継続的な顧客管理を実施すること

- イ. 取引類型や顧客属性等に着目し、これらに係る自らのリスク評価や取引モニタリングの結果も踏まえながら、調査の対象及び頻度を含む継続的な顧客管理の方針を決定し、実施すること (Q1) (Q2) (Q3)
- ロ. 各顧客に実施されている調査の範囲・手法等が、当該顧客の取引実態や取引モニタリングの結果等に照らして適切か、継続的に検討すること
- ハ. 調査の過程での照会や調査結果を適切に管理し、関係する役職員と共有すること
- ニ. 各顧客のリスクが高まったと想定される具体的な事象が発生した場合等の機動的な顧客情報の確認に加え、定期的な確認 (Q4) (Q5) に関しても、確認の頻度を顧客のリスクに応じて異にすること
- ホ. 継続的な顧客管理により確認した顧客情報等を踏まえ、顧客リスク評価を見直し (Q6)、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること (Q7)
特に、取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映 (Q8) すること

【Q1】

継続的な顧客管理を導入する際、これまで管理を行っていない既存顧客等はどうに取り扱えばよいでしょうか。

【A】

前提として、商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証して得られたリスク評価を踏まえ、全顧客に顧客リスク評価がなされていることが必要となります。既存顧客に対する顧客リスク評価は、既存の顧客情報に基づく暫定的な顧客リスク評価を行った上、最新の顧客情報に基づいて当該仮の顧客リスク評価を見直し、そのリスクに応じた頻度により、あるいは、随時に顧客情報を更新する必要があります。

【Q2】

「調査」する情報について、具体的な内容を教えてください。例えば、本人特定事項や取引目的、職業、事業内容等の再確認は該当しますか。

【A】

まず、「調査」の目的は、調査結果を踏まえて顧客リスク評価を見直すことにより、実効的なリスク低減措置を講ずることにあります。そのため、個別の顧

客について、保有している全ての情報を一律に更新することは、必ずしも必要ではなく、同顧客について、リスク管理上必要な情報を調査することが必要となります。

調査すべき情報としては、ご指摘の例のほか、顧客のリスクに応じて、例えば、顧客及びその実質的支配者の資産・収入の状況、資金源等が含まれ得るものと考えます。また、申告されている属性から判断した資産・収入に比べて、取引金額が不自然に高額な場合には、疑わしい取引の届出の対象として検証する仕組みの構築が求められます。

いずれにせよ、いかなる項目を調査対象とするかについては、対象となる顧客の顧客リスク評価や取引の特性等に応じて、個別具体的に判断することになりますが、顧客リスク評価に必要な情報を収集するために必要な調査を実施することが求められています。

なお、継続的顧客管理における顧客情報の更新については、顧客に対してより一層丁寧な説明を行うことが必要になるものと考えます。

【Q3】

「調査の対象」については、どのように考えればよいのでしょうか。

【A】

基本的には、全ての顧客が継続的顧客管理の対象となり、「調査の対象」となるものと考えます。

但し、取引開始後に取引不可先と整理された顧客等については、そのほかの顧客とは異なる管理が必要となるものの、定期的な情報更新は不要となるものと考えます。なお、長期での取引がない場合において、改めて取引が開始する場合においては、顧客の状況変化等を検知できる体制等を設ける必要があります。

【Q4】

定期的な確認を求められる「顧客情報」はどの範囲を指すのでしょうか。

【A】

定期的な確認項目や頻度については、リスク評価を適切に行うために必要な情報であり、対象となる顧客の特性・リスク等に応じて、個別具体的に判断することになります。この点、例えば、高リスク顧客については、通常の顧客における確認項目に加えて、定期的に、例えば1年ごとに、資産・収入の状況、資金源、商流等を確認した上で、更にリスクが高まったと想定される場合については、個別に確認を実施することなどが考えられます。これに加えて、各宝石・貴金属等取扱事業者において設定した確認項目や頻度が実効的なものとな

っているかを含め、実施状況につき検証を行い、必要があれば見直しを行う体制とすることも求められます。

【Q5】

定期的な顧客情報の確認方法に関して、犯収法にて顧客からの申告による確認が認められるケース（例えば通常の特定期間における「実質的支配者」の確認等）については、顧客情報の更新確認は顧客からの申出ベースによる確認で認められるとの理解で良いでしょうか。

【A】

本ガイドラインには、顧客及びその実質的支配者の本人確認事項等の調査において、「信頼に足る証跡」を求める旨の記載がありますが、顧客の申告の真正性等を確認するため必要な証跡を求める趣旨であって、あらゆる確認事項に対して、一律に書面での証跡を求めるものではありません。

いずれにせよ、リスクに応じた頻度での定期的な確認についても、単一の法令・ガイドライン等で求められる最低水準を画一的に全ての顧客に当てはめるのではなく、リスクに応じて証跡を求めて確認を行うといった対応が求められます。

【Q6】

顧客属性や取引類型を踏まえて、「高リスク先」とした顧客について、その後に情報更新を行った結果、中リスク先あるいは低リスク先と判断することもあり得るのでしょうか。

【A】

顧客リスク評価は定期又は随時に見直しをしていただく必要性があるところ、「見直し」には、上方遷移及び下方遷移のいずれもあり得るものと考えます。

したがって、一度高リスク先と評価した顧客について、その後、取引内容等が変化したことや追加情報を得たことなどによって、当該顧客の顧客リスク評価を、中程度のリスクと評価することもあり得るものと考えます。

もっとも、こうした顧客リスク評価の見直しのためには、適切に顧客の実態を把握する必要がありますので、引き続き、顧客の実態調査の質の向上に努めていただく必要があります。

【Q7】

「顧客リスク評価を見直し、リスクに応じたリスク低減措置を講ずること」とは、具体的にどのような措置が求められていますか。

【A】

リスクに応じたリスク低減措置とは、EDD、CDD、SDD というように顧客管理の方法を変更するのみならず、取引モニタリングにおける敷居値やモニタリングシナリオを変更したり、取引時に調査する顧客情報の収集の内容・方法を変更したりするなどの措置を講ずることが求められています。

【Q8】

「取引モニタリングにおいては、継続的な顧客管理を踏まえて見直した顧客リスク評価を適切に反映すること」とは具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

取引モニタリングについては、顧客リスク評価と適切に連動させるため、モニタリングシナリオや敷居値を変更するなどの対応が求められます。

【対応が期待される事項】 a.

団体の顧客についてのリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、当該団体が形成しているグループも含め、**グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを勘案すること**

【Q】

「グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを勘案すること」について、具体的にどのようなことを想定しているのでしょうか。

【A】

団体のリスク評価に当たっては、当該団体のみならず、実質的支配者が同一の自然人や配偶者である場合や資本関係や一定の法的取決めに基づく関係等を有する団体も紐づけし、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクについて勘案することを求めています。

具体的には、グループのうち顧客のリスク評価に重大な影響を及ぼし得る先（制裁対象国周辺地域と取引を行っている先等）がある場合に、そのリスクも踏まえて当該団体のリスク評価をするということを想定しております。

Ⅱ－２（３）リスクの低減

（iii）取引モニタリング・フィルタリング

（柱書）

リスク低減措置の実効性を確保する手段としては、個々の顧客に着目する顧客管理のほかにも、取引そのものに着目し、宝石・貴金属等取扱事業者における取引状況の分析、異常取引や制裁対象取引の検知等を通じてリスクを低減させる手法があり、宝石・貴金属等取扱事業者においては、これらを組み合わせで実施し、リスク低減措置の実効性を高めていくことが有効である。

【Q】

取引の「モニタリング」と「フィルタリング」の定義を教えてください。

【A】

本ガイドラインにおいては、「取引モニタリング」とは、過去の取引パターン等と比較して異常取引の検知、調査、判断等を通じて疑わしい取引の届出を行いつつ、当該顧客のリスク評価に反映させることを通じてリスクを低減させる手法をいいます。

他方、「取引フィルタリング」とは、取引前やリストが更新された場合等に、取引関係者や既存顧客等について反社会的勢力や制裁対象者等のリストとの照合を行うことなどを通じて、反社会的勢力等による取引を未然に防止することで、リスクを低減させる手法をいいます。

【対応が求められる事項】①

疑わしい取引の届出につながる取引等について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引モニタリングに関する適切な体制を構築し、整備すること

イ. 自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること

（省略）

【Q1】

「自らのリスク評価を反映したシナリオ・敷居値等の抽出基準を設定すること」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

取引モニタリングに当たっては、画一的なシナリオや敷居値によって不公正

取引の疑いがある取引を検知するのではなく、リスクに応じて、適用するシナリオや敷居値を異にする対応を求めています。例えば、高リスク顧客に対するシナリオと低リスク顧客に対するシナリオを、リスクに応じて適用するなど、画一的なシナリオ適用にならないように求めているものです。

ただし、適用するシナリオを、全てリスクに応じて専用シナリオに変更しなければならないわけではなく、画一的に適用する基本シナリオと一部リスクに応じた専用シナリオを適用するという対応も可能と考えます。

なお、上記内容を実現するための検討、検証期間は必要と考えられますので、適切な計画を策定した上、当該検討等を実施すること、シナリオや敷居値の有効性について、定期的に見直しを行うことが重要であると考えます。

【対応が求められる事項】②

制裁対象取引について、リスクに応じて検知するため、以下を含む、取引フィルタリングに関する適切な体制 (Q1) を構築し、整備すること

イ. 取引の内容（送金先、取引関係者（その実質的支配者を含む）、輸出入品目等）について照合対象となる制裁リストが最新のものとなっているか、及び制裁対象の検知基準がリスクに応じた適切な設定となっているかを検証するなど、的確な運用を図ること

ロ. 国際連合安全保障理事会決議等で経済制裁対象者等が指定された際には、遅滞なく照合する (Q2) など、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置 (Q3) を講ずること

【Q1】

「取引フィルタリングに関する適切な体制」とは、どのようなことを想定しているのでしょうか。

【A】

例えば、制裁対象者や制裁対象地域について、アルファベットで複数の表記方法があり得る場合には、スペリングの違いについて幅をもって検索できる「あいまい検索機能」の適切な設定に加えて、制裁リストに複数の名称を登録することのほか、他の顧客の継続的顧客管理措置や取引モニタリング、取引フィルタリング、疑わしい取引の届出調査の過程で把握した情報や公知情報等から入手した取引不可先情報や、システムの検知し深堀調査を行うためのキーワード等（制裁対象国・地域や制裁対象者でないものの、リスクの高い特定の国・地域名や氏名、団体名等）を宝石・貴金属等取扱事業者独自の照合リストに追

加することなどにより、制裁対象取引に関するリスク管理やリスクに応じた調査を適切に行うことなどが含まれると考えます。

【Q2】

「遅滞なく照合する」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

外務省告示の発出日以降、宝石・貴金属等取扱事業者が、速やかに制裁対象者リストの更新に着手し、合理的な期日までに差分照合を完了することを求めています。

【Q3】

「国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じた必要な措置」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

国内の制裁については、法令等遵守と同様の対応が必要と考えられ、未然防止措置を講ずる必要があります。

国外の制裁に関しては、取引関係者や決済に利用される通貨等を踏まえ制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討することが求められており、宝石・貴金属等取扱事業者自らのリスク評価に従い、特に、取引量、営業地域や経営戦略を踏まえて、適宜適切に未然防止措置を講ずることが考えられます。

なお、国外の制裁については、制裁適用の要件を十分に確認し、必要な対応を検討することが求められます。

Ⅱ－２（３）リスクの低減

（iv）記録の保存

【対応が求められる事項】①

本人確認資料等の証跡のほか、顧客との取引・照会等の記録等、適切なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実施に必要な記録（Q1）を保存すること（Q2）

【Q1】

ここでいう「必要な記録」とは、どのようなものを指すか教えてください。

【A】

犯収法により作成が求められる確認記録（第6条）、取引記録（第7条）、本ガイドラインⅡ－２（３）（vii）【対応が求められる事項】③イ、ロ及びハに記載する事項に関する記録、顧客との取引経緯の記録等、宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理に必要な全ての記録を指します。

【Q2】

記録の保存の方法は、電磁的記録による保存でも良いでしょうか。また、保存期間について、顧客の属性やリスク等に応じて判断して良いでしょうか。

【A】

記録の保存の方法は、電磁的記録による保存も含まれます。

記録の保存期間については、一律に一定期間の保存を求める趣旨ではありませんが、関係法令に保存期間の定めがある記録については、当該保存期間に従う必要があります。

いずれにせよ、関係法令による要請等を踏まえつつ、各宝石・貴金属等取扱事業者の規模や特性、顧客のリスク等に応じて、個別具体的に判断することになります。分析可能な形で整理するなど、適切に管理することが求められます。

Ⅱ－２（３）リスクの低減

（ⅴ）疑わしい取引の届出

（柱書）

疑わしい取引の届出は、犯収法に定める法律上の義務であり、同法の「特定事業者」に該当する宝石・貴金属等取扱事業者が、同法に則って、**届出等の義務を果たすことは当然**である。

【Ｑ】

疑わしい取引の「届出等の義務を果たすことは当然」とありますが、どのような義務があるのでしょうか。

【Ａ】

特定業務に係る取引について、当該取引において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあるかどうか、又は顧客等が当該取引に関し組織的犯罪処罰法第 10 条の罪若しくは麻薬特例法第 6 条の罪（いわゆるマネー・ローンダリング罪）に当たる行為を行っている疑いがあるかどうか（注）を判断し、これらの疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を届け出る義務があります（犯収法第 8 条第 1 項、同法施行令第 16 条）。

また、上記届出を行おうとすること又は行ったことを顧客等又はその関係者に漏らすことは禁じられています（同法第 8 条第 3 項）。

なお、捜査機関等からの捜査関係事項照会書や個別の要請に応じる場合であっても、別途調査及び検討し、疑わしい取引に該当すると判断したものについて、疑わしい取引の届出を行う必要があります。

（注）マネー・ローンダリング罪の前提犯罪には、詐欺、入管法違反、覚せい剤取締法違反等のほか、平成 29 年 6 月の組織的犯罪処罰法の改正によって前提犯罪の対象が拡大され、例えば、法人税法や所得税法等の各種税法違反も含まれていることについても、ご注意ください。

【対応が求められる事項】①

顧客の属性、取引時の状況その他宝石・貴金属等取扱事業者の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、(省略) **法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること**

【Q】

「法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理体制の強化にも必要に応じ活用すること」について、どのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

犯収法上求められている疑わしい取引の届出義務の履行及び義務履行を適切に実施できる体制整備等のみならず、疑わしい取引の届出を実施した取引について分析することに加え、宝石・貴金属等取扱事業者自らのリスク評価や取引モニタリングのシナリオ・敷居値に反映できるような情報を抽出し、リスク管理体制の強化に活用することが求められます。

また、疑わしい取引の検知に際しては、システムによる検知のほか、顧客から取引の申込を受け付ける職員等の気づきも重要となるため、疑わしい取引の届出を実施した取引の分析結果や疑わしい取引の事例等を職員等に定期的に還元するなどして、職員等が不審・不自然な取引等を検知し、本部に報告することができるような体制の構築が必要であるものと考えます。

そのほか、検知から届出までの時間の管理及び効率化、誤検知率を低下させるためのシナリオの見直しや取引モニタリングの有効性の検証等の取組等も必要と考えます。

【対応が求められる事項】④

既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと

【Q】

「取引区分に応じて、疑わしい取引の該当性の確認・判断を適切に行うこと」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

顧客の商流や取引形態を把握し、取引区分の違いに応じて、疑わしい取引の該当性を検討し、届出の要否について判断することが求められます。

例えば、居住地とは異なる地域の店舗で取引を行おうとする場合や、通常の購入額や量と明らかに異なる内容の取引の場合等、普段行う取引を行う場合と比べ、リスクが高いと考えられるため、その理由を十分に確認し、疑わしい取引でないか慎重に検討することが考えられます。

こうした対応を実施できるようにするためには、当該顧客の通常利用する店舗や、通常利用する取引、当該顧客の取引目的については、リスクベースで把握することが必要であると考えられます。

【対応が求められる事項】⑥

実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと

【Q】

「実際に疑わしい取引の届出を行った取引についてリスク低減措置の実効性を検証し、必要に応じて同種の類型に適用される低減措置を見直すこと」について、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

疑わしい取引として届出した場合、的確に届出義務を履行するだけでなく、同種の類型の取引について、リスク低減措置が適切に機能しているのか、取引を行うに際して追加的に調査を行う必要があるか、疑わしい取引の届出の検討対象としているかなどについて事後的に検証し、検証結果を踏まえて、当該リスク低減措置について見直す必要性があるか、その場合には、どのような対応が必要かといった観点で検討を実施し、必要に応じて見直すことを求めています。

【対応が求められる事項】⑦

疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客について、顧客リスク評価を見直すとともに、当該リスク評価に見合った低減措置を適切に実施(Q2)すること

【Q1】

「疑わしい取引の届出を契機にリスクが高いと判断した顧客」とありますが、届出を提出した顧客については、高リスク先として管理しなければいけないの

でしょうか。また、疑わしい取引と判断された場合は、直ちに取引を遮断する必要があるのでしょうか。

【A】

疑わしい取引として届出がなされた場合、宝石・貴金属等取扱事業者は、当該顧客との取引において収受した財産が犯罪による収益であるとの疑いが認められる以上、届出実施後に当該顧客の顧客リスク評価を実施・見直す必要があります。この見直した顧客リスク評価の結果に基づいて、リスクに見合った低減措置を実施するよう求めており、一律に高リスクとして管理するように求めているわけではなく、また直ちに取引を遮断する必要はありませんが、制度の性質上、リスクが高いと判断することが一般的であると考えます。

【Q2】

リスクが高い顧客に対して低減措置を適切に実施とはどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

リスクが低いと判断した場合は、通常よりも低減措置（例：簡素な顧客管理等）が可能ですが、顧客のリスク評価に応じて低減措置の実施を見直すことを想定しています。なお、リスクに応じた厳格な低減措置をあらかじめ明確化しておくことなどの対応が望ましいと考えられます。

Ⅱ－２（３）リスクの低減

（vi）ITシステムの活用

【対応が求められる事項】①

自らの業務規模・特性等に応じたITシステムの早期導入の必要性を検討し、システム対応については、後記②から⑤の事項を実施すること

【Q】

業務規模・特性等次第ではITシステムの導入まではしなくて良いという理解で良いでしょうか。また、どのような場合に、ITシステムの活用が求められるのでしょうか。

【A】

ITシステムについては、各宝石・貴金属等取扱事業者において、自らの業務規模・特性等に応じて、導入の必要性及び導入すべきITシステムの機能等を検討することが求められます。他方で、宝石・貴金属等取扱事業者の業務の実態によっては、ITシステムの積極的活用により適切なリスク管理が強く求められる場合があります。

例えば、インターネット等を活用した非対面取引が大宗を占める宝石・貴金属等取扱事業者や取引量等に鑑みて従業員の手作業のみによって確認することが困難である場合は、リスク管理に必要な顧客情報の取得やその情報の質の管理については、そうでない宝石・貴金属等取扱事業者と比して、厳格な体制が求められる可能性がある点に留意する必要があります。こうした事業が急速に拡大しているときには、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクが経営戦略を策定した際に想定していたもの以上に拡大している可能性があることについて、経営陣の慎重な判断が必要となります。

Ⅱ－２（３）リスクの低減

(vii) データ管理（データ・ガバナンス）

【対応が求められる事項】③

確認記録・取引記録のほか、リスクの評価や低減措置の実効性の検証等に用いることが可能な、以下を含む情報を把握・蓄積し、これらを分析可能な形で整理するなど適切な管理を行い、必要に応じて当局等に提出できる体制としておくこと

- イ. 疑わしい取引の届出件数（国・地域別、顧客属性別等の内訳）
- ロ. 内部監査や研修等（**関係する資格**の取得状況を含む。）の実施状況
- ハ. マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理についての経営陣への報告や、必要に応じた経営陣の議論の状況

【Q】

「関係する資格」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。外部団体が付与する資格に限定されず、社内で実施する試験に関する社内資格も含まれるのでしょうか。

【A】

「関係する資格の取得状況」における「関係する資格」とは、一般的には、外部団体や業界団体が付与する資格のほか、社内で取得が推奨されている社内資格等も含まれ得るものと考えます。

なお、「Ⅲ－５ 職員の確保、育成等」における「関係する資格」も同様と考えられる。

Ⅲ－１ マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の策定・実施・検証・見直し（PDCA）

【対応が求められる事項】②

リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと

【Q】

「リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等が実効的なものとなっているか、各部門・営業店等への監視等も踏まえつつ、不断に検証を行うこと」とは、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

リスクの特定・評価・低減のための方針・手続・計画等については、宝石・貴金属等取扱事業者において、適切に遵守されることに加え、所管部署等による適切な牽制機能が発揮される必要があり、リスク傾向の変化等が把握された場合や運営上の課題等が認められた場合には、不断に検証を実施し、実効性を確保するよう求めたものとなります。したがって、方針・手続・計画等については、策定されただけでは不十分であって、組織的に、実効性を確保する検証や改善を継続的に実施していく必要があると考えます。

Ⅲ－２ 経営陣の関与・理解

【対応が求められる事項】②

役員（Q1）の中から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う者を任命し（Q2）、職務を全うするに足る必要な権限等を付与すること

【Q1】

当該項目における「役員」の定義について教えてください。

【A】

本ガイドラインⅢ－２【対応が求められる事項】②における「役員」とは、会社法上の取締役その他これに準ずる地位にある者を意味します（いわゆる執行役員等、会社法上の役員に該当しない者であっても「役員」に該当し得ます。）が、経営会議等組織の方針を決定する権限のある会議体における発言権及び議決権を有する者であることを要します。

いずれにせよ、各宝石・貴金属等取扱事業者においては、その規模や組織構造等に応じて、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を果たすことができる者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与することが求められます。

【Q2】

「役員の中から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う者を任命し」とありますが、リスク対策を担う役員を第1線に周知することも踏まえ、マネロン担当役員等を組織上明確にする方が良いでしょうか。

【A】

ガイドライン本文において記載しているとおり、役員の中から、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う者を任命し、職務を全うするに足る必要な権限等を付与し、当該役員に対し、必要な情報が適時・適切に提供され、当該役員が宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与対策について内外に説明できる体制を構築することが必要と考えます。

また、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る責任を担う者」については、組織図に明記したり、ディスクロージャー誌や年次報告書といった対外公表文書にも記載したりするなど、組織の内外に周知されることが望ましいものと考えます。

Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等）

（柱書）

以下では、宝石・貴金属等取扱事業者に求められるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の機能を、三つの防衛線の概念の下で整理した上で「対応が求められる事項」を記載しているが、各宝石・貴金属等取扱事業者において、業務の特性等を踏まえ、項目によっては異なる整理の下で**管理体制等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築すること**も考えられる。その場合であっても、それぞれの管理体制の下で、「対応が求められる事項」が目標としている効果と同等の効果を確保することが求められる。

【Q】

「（中略）管理体制等（外部へのアウトソーシングを含む。）を構築すること」について、どのような点に留意することが求められていますか。

【A】

業務委託先が取引時確認や顧客管理業務の一部を実施している場合においても、委託元の宝石・貴金属等取扱事業者が顧客管理に関する責任を負います。このため、例えば、当該委託先を第1線と位置付け、第2線が必要な牽制・支援を行い、委託元の責任で必要な文書管理を行うことなどが必要であると考えられます。この場合、第3線は、第2線において委託先の牽制や支援を適切に実施しているかを監査することとなります。また、外部へのアウトソーシングに関し、個人情報の授受が行われる場合は、個人情報の共有に関する合意があらかじめ得られていること、守秘義務契約の締結や情報セキュリティに問題ない先であることの確認がなされていることにも留意する必要があります。

Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等）

（１）第１の防衛線（事業部門）

【対応が求められる事項】①

第１線に属する全ての職員が、自らの部門・職務において必要なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を十分理解し、リスクに見合った低減措置を的確に実施すること

【Ｑ】

ここでは、具体的にどのような点に留意することが求められていますか。

【Ａ】

第１線に属する全ての職員においては、直接顧客等と対峙することから、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を十分理解した上、当該方針等に沿ったリスク低減措置を実施することが求められます。したがって、第１線に属する全ての職員に対しては、職務において必要な知識付与の機会を確保するとともに、適切な対応が実施されていることを確認する必要があります。

なお、ベストプラクティスとしては、次のような流れが望ましいものと考えます。まず、第２線が、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する企画、リスク評価書を含む書類・規程・手続類の策定、品質管理等を行うことを前提に、事業部門（第１線）が、自律的に、第２線において定めたルールに則って商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスク評価及び顧客リスク評価並びに低減措置を実施することが考えられます。さらに、第２線が品質管理業務の一環として第１線によるリスク評価の適切性を判断し、リスクに応じたリスク低減措置を再検証することが考えられます。そして、PDCA サイクルを回しながら、第３線が独立した立場から内部監査を実施し、牽制機能を発揮する体制へと高度化していくことが考えられます。したがって、第１線の職員において、当該宝石・貴金属等取扱事業者が直面するリスクを十分に理解した上、第２線が定めたリスク低減措置を適切に実行してだけでなく、第２線に対して、第１線のリスク認識を的確に伝達する体制を整備することが必要であると考えます。

【対応が求められる事項】②

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等を分かりやすく明確に説明し、第1線に属する全ての職員に対し共有すること

【Q】

ここでは、具体的にどのような点に留意することが求められていますか。

【A】

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等における各職員の責務等を分かりやすく明確に説明し、第1線に属する全ての職員に対し共有することとは、単に分かりやすく明確に説明を実施することだけではなく、第1線に属する全ての職員が、自らの責務を自覚し、適切な対応が可能となる程度まで理解させる必要があり、必要に応じて、理解度を確認することも必要であると考えます。

Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等）

（２）第２の防衛線（管理部門（コンプライアンス部門やリスク管理部門等））

【対応が求められる事項】①

第１線におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等により、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制が有効に機能しているか、独立した立場から監視を行うこと

【Ｑ】

第２線に求められる「第１線におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の遵守状況の確認や、低減措置の有効性の検証等」とは、具体的にどのようなことが求められているのでしょうか。また、独立した立場とありますが、事業部門と管理部門、内部監査部門が兼ねることは認められないのでしょうか。

【Ａ】

第２線は、第１線が担う取引時確認業務や取引時確認記録の作成・保存業務について、法規制等の遵守のみならず、自らのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制が有効に機能しているかという観点から、疑わしい取引の届出の分析等により認識した事項の直面するリスクをも踏まえ、定期的に検証することなどが求められます。

特に、取引時確認業務等を非対面で行う場合には、対面の場合と比してリスクが高いことから、当該リスクに応じた管理体制が求められることとなります。仮に、取引時確認業務等に不備があり、本人特定事項等の顧客情報の正確性が確保されていない場合には、法令違反となりかねないだけでなく、リスク管理上必要な顧客情報が把握できていないこととなります。すなわち、正確な顧客情報の把握は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制の前提となっており、これがなければ、自らの直面するリスクの特定・評価を実施することができず、顧客リスク評価に基づく継続的顧客管理や取引モニタリング等の自らのリスクに見合った低減措置を講ずることができません。

このため、第２線は、第１線の手続等の遵守状況や低減措置の有効性について、定期的に確認・検証することが求められると考えます。

なお、第三者的な立場で独立した立場で監視を行うことが望ましいものの、例えば事業部門と管理部門が兼ねていた場合、同一人物が両方の立場を兼ねるのではなく、別々の人物で行うことが望ましいと考えます。

【対応が求められる事項】②

第1線に対し、マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係る情報の提供や質疑への応答を行うほか、具体的な対応方針等について協議をするなど、**十分な支援を行うこと**

【Q】

「十分な支援を行う」では、どのようなことが求められているのでしょうか。

【A】

第2線における第1線に対する支援は、情報提供や質疑への応答のみならず、例えば、個別案件に対する対応について、自ら有する専門性を十分に発揮した助言、外部専門家や当局との対話等を通じて、第1線の対応を後方から支援することであり、所管部署として全社的なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策との整合性を図りつつ、最大限、取引の円滑化に配慮して対応を実施するための支援が必要であると考えます。

Ⅲ－３ 経営管理（三つの防衛線等）

（３）第３の防衛線（内部監査部門）

【対応が求められる事項】①

以下の事項を含む監査計画を策定し、適切に実施すること

（省略）

- イ. マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等の適切性
- ロ. 当該方針・手続・計画等を遂行する職員の専門性・適合性等
- ハ. 職員に対する研修等の実効性
- ニ. 事業部門における異常取引の検知状況
- ホ. 検知基準の有効性等を含む IT システムの運用状況
- ヘ. 検知した取引についてのリスク低減措置の実施、疑わしい取引の届出状況

【Q】

「**以下の事項を含む監査計画を策定し、適切に実施する**」とありますが、具体的にどのような点に留意することが求められているのでしょうか。

【A】

第３線においては、独立した立場から第２線が策定したマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策が、第１線及び第２線において実効的に実施されているかを確認し、経営陣へ報告することが重要であると考えます。したがって、上記【対応が求められる事項】①に記載されているイ.～ヘ.は、監査計画に最低限盛り込むべき項目となっており、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性を確認するために必要と思われる内容については、追加等を検討し、適切に監査を実施することが求められると考えます。

【対応が求められる事項】②

自らの直面するマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクに照らして、監査の対象・頻度・手法等を適切なものとする

【Q】

ここでは、どのような点に留意することが求められているのでしょうか。

【A】

例えば、取引の検証に当たって、取引量が増えている国・地域等について、取引量が増えていることを踏まえて自らの直面するマネロン・テロ資金供与・

拡散金融リスクを評価し、検証の手法を適切に設定することが必要であるものと考えます。したがって、全ての分野についてサンプリングによる調査を行うのではなく、リスクを分析した上、必要に応じて悉皆的に調査を行うことが求められるものと考えます。

なお、自らの直面するリスクを踏まえ、検証の手法を設定する際には、第2線が実施したリスク評価を援用することのみならず、必要に応じて第3線がリスク評価を行うこともあり得るものと考えます。

Ⅲ－４ グループベースの管理体制

(柱書)

宝石・貴金属等取扱事業者がグループを形成している場合には、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る方針・手続・計画等を策定し、グループ全体に整合的な形で、必要に応じ傘下事業者等の業態等による違いも踏まえながら、これを実施することが重要である。

(省略)

【Q】

グループベース、グローバルベースの管理体制整備に関し、管理対象とするグループ会社の範囲や各社に求める水準は、各宝石・貴金属等取扱事業者の業態に応じた個別の判断で行って良いのでしょうか。

【A】

グループの範囲については、本ガイドラインがグループベースの管理体制の構築を求めている趣旨に鑑み、グループ各社のリスク等に応じて、個別具体的に判断する必要がある。(連結)子会社や持分法適用会社といった持分割合によって機械的に判断されるものではありません。

グループを形成する各事業者に求められる水準についても、グループ各社のリスク等に応じて、個別具体的に判断する必要がありますが、それらの判断は、グループ全体を監視している本社のグループ管理を統括する部署の承認を得る必要があります。

【対応が求められる事項】②

グループ全体としてのリスク評価 (Q1) や、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性確保等のために必要なグループ内での情報共有体制 (Q1) (Q2) を整備すること

【Q1】

「グループ全体としてのリスク評価」や「グループ内での情報共有体制」について、具体的にどのような体制が想定されているのでしょうか。

【A】

「グループ全体としてのリスク評価」は、現在形成しているグループのほか、例えば、国内外の事業を買収することなどにより、新たにグループを形成する場合においても、事前に買収先のマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクを

分析・検証することが必要であると考えられます。

また、「グループ内での情報共有体制」は、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の実効性確保等のために必要となる、グループ内における情報共有体制のことを意味しており、同体制については、例えば、進出先国の情報管理に関する法令等に留意しつつ、グループ内で共有される情報の利用、管理等を含むものを想定しています。

【Q2】

国内のグループ会社間の顧客情報・取引情報の情報共有体制の整備に当たり、個人情報保護法や金融商品取引法等我が国の法制上、どこまでの情報の共有が可能でしょうか。

【A】

（個人情報保護法との関係）

個人情報保護法第27条第1項では、個人データの第三者提供には、原則として本人の同意が必要と規定されています。ただし、例外として「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができるとされています。

上記例外的な場合に該当するか否かは、個別具体的な事例に即して総合的な利益衡量により判断される所、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」3-1-5（2）では、これに該当し得る例示として、「暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報」が挙げられています。犯収法に基づく疑わしい取引の届出に係る顧客情報・取引情報がこれらの情報に該当する場合には、当該顧客情報・取引情報も上記例外的な場合に該当し得るものと考えますが、例外の要件に該当するか否かは個別具体的な事情に照らして判断していただく必要があります。

なお、上記例外的な場合に該当しない個人データについては、本人の同意に基づく提供又は共同利用（同法第27条第5項第3号）によることが考えられます。

【対応が求められる事項】⑥

外国に本社を置く宝石・貴金属等取扱事業者グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制及び我が国宝石・貴金属等取扱事業者との取引状況について、当局等を含むステークホルダーに説明責任を果たすこと

【Q】

「外国に本社を置く宝石・貴金属等取扱事業者グループの在日拠点においては、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制及び我が国宝石・貴金属等取扱事業者との取引状況について、当局等を含むステークホルダーに説明責任を果たすこと」とありますが、具体的にどのような点に留意することが求められているのでしょうか。

【A】

外国に本社を置く宝石・貴金属等取扱事業者グループの在日拠点に対して、グループ全体としてのマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスク管理体制について、説明を求められた場合等には、当局等に対する説明責任を果たすことが求められています。したがって、当局等の求めに対して説明できない場合には、相応の行政対応がなされる可能性があると考えられます。

Ⅲ－５ 職員の確保、育成等

【対応が求められる事項】④

研修等の効果について、研修等内容の遵守状況の検証や職員等に対するフォローアップ等の方法により確認し、新たに生じるリスク等も加味しながら、**必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直すこと**

【Q】

「必要に応じて研修等の受講者・回数・受講状況・内容等を見直す」とありますが、具体的にどのような対応が求められているのでしょうか。

【A】

NRA の内容や、FATF における勧告、解釈ノート、セクターごとのガイダンス等が改訂されたり、宝石・貴金属等取扱事業者が直面するリスクに変化が生じたりした場合には、必要に応じて、従来の研修をアップデートした上で、既受講者も対象とした検証を実施することが求められるものと考えます。

以 上

【別紙3】

宝石・貴金属等取扱事業者における
顧客（個人・法人）のリスク評価項目（案）について

令和〇年〇月〇日
経済産業省製造産業局
鉱物課・生活製品課

本リスク評価項目（案）は、宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネロン・テロ資金供与・拡散金融リスクの理解を深め、当該リスクの低減を図ることを目的に、宝石・貴金属等取扱事業者が実施するリスクベースアプローチに基づく顧客管理の実施に当たっての参考として頂くべく、顧客のリスク評価項目（案）を提示するものである。

顧客管理の実施に当たっては、マネロンガイドライン^{※1}やガイドラインに関するよくある質問（FAQ）^{※2}をよく参照すること。

なお、当該項目（案）については、国家公安委員会が公表している「犯罪収益移転危険度調査書」等で、危険度が高い（あるいは危険度が認められる）とされる等、公表されている情報を基に整理したものであり、具体的な項目等は、個々の事業者の判断により、追加・削除等することが期待される。

※1：宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策ガイドライン

【経済産業省 HP】

・・・公表時に追加・・・

※2：宝石・貴金属等取扱事業者におけるマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）

【経済産業省 HP】

・・・公表時に追加・・・

1. 取引形態

取引形態・内容	取扱いの有無	固有リスク
(1) 対面取引	○or×	中
(2) 非対面取引	○or×	高
(3) 現金取引	○or×	高
(4) 金融機関を通じた取引	○or×	中
(5) クレジットカードによる取引	○or×	中
(6) 暗号資産 ^{※1} ・電子決済手段による取引	○or×	高
(7) 現金200万円を超える取引	○or×	高
(8) 同一顧客が、短期間のうちに多くの宝石・貴金属の売買を行う取引	○or×	高
(9) 分割取引 ^{※2} （顧客の1回当たりの取引額が少額であっても、頻繁に購入することにより結果として多額となる取引）	○or×	高
(10) 顧客の収入や資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う取引	○or×	高
(11)		

※1：犯罪収益移転危険度調査書によると、暗号資産は、利用者の匿名性が高く、その移転が国境を越えて瞬時に行われるという性質を有するほか、暗号資産に対する規制が未導入又は不十分な国もあることから、そうした国の暗号資産交換業者が犯罪に悪用された場合には、その移転を追跡することが困難となることが指摘されている。このため、暗号資産による取引を行う場合には、適切な暗号資産交換業者を利用するとともに、顧客がその匿名性を悪用し、第三者に成りすまし、又は、架空の人物の名義を語って取引を行う可能性もあることから、顧客の本人確認を慎重に行う必要がある。

※2：分割取引に該当する場合、顧客において正しい認識がないと、脱税を幫助してしまう恐れがあることから、顧客の認識を確認するなど慎重に対応することが求められる。

2. 1. 顧客の属性（個人の場合）

顧客の属性	固有リスク
(1) 反社会的勢力（暴力団等）	極高
(2) 経済制裁対象者 ^{※1} 、国際テロリスト ^{※2} 等	極高
(3) 疑わしい取引該当先（第三者に成りすましている疑いのある顧客、架空の人物の名義を語っている疑いのある顧客等）	高
(4) 外国の重要な公的地位を有する者（外国 PEPs）等	高
(5) 非居住者	高
(6)・・・（適宜追加）	

※1：外為法に基づく資産凍結等対象者のリストを参照のこと。以下の財務省 HP に最新の各種リストが公表されるため、適宜更新すること。

【財務省 HP】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

※2：国際テロリスト等資産凍結法に基づく資産凍結等対象者のリストを参照のこと。以下の国家公安委員会 HP に最新のリストが掲載されるため、適宜更新すること。

【国家公安委員会 HP】

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/terrorism/zaisantouketu.html>

2. 2. 顧客の属性（法人の場合）

顧客の属性	固有リスク
(1) 反社会的勢力（暴力団等）	極高
(2) 経済制裁対象者、国際テロリスト等	極高
(3) 疑わしい取引該当先（第三者に成りすましている疑いのある顧客、架空の人物の名義を語っている疑いのある顧客等）	高
(4) 外国の重要な公的地位を有する者等が実質的に支配している法人	高
(5) 実質的支配者が不透明な法人	高
(6) 外国に本社を有する法人（外国との取引）	高
(7)・・・（適宜追加）	

3. 国・地域（当該国と関連する又は関連が疑われる取引）

国・地域		該当の有無	固有リスク
(1) FATF ブラックリスト掲載国（FATF 声明により対抗措置が要請されている国・地域 ^{※1} ）	北朝鮮	○or×	極高 ^{※4}
	イラン	○or×	極高
(2) FATF ブラックリスト掲載国（FATF 声明により厳格な顧客管理が要請されている国・地域 ^{※1} ）【ミャンマー】		○or×	極高
(3) FATF グレイリスト掲載国（マネー・ローンダリング等対策のために FATF 監視プロセス下に指定された国・地域 ^{※1} ）【アルジェリア、レバノン、シリア等 ^{※2} 】		○or×	高 ^{※5}
(4) 拡散金融リスク評価書にて脅威の主体とされた国・地域 ^{※3} （(1)～(3)に該当する国・地域を除く。）	ロシア	○or×	極高
(5) その他の国・地域			高

※1：ここで記載している国・地域は 2025 年 10 月に公表された FATF 声明によるものであり、最新の対象となる国・地域については、毎年 2 月、6 月、10 月頃に FATF 会合の結果を踏まえて、以下の財務省 HP に最新のリスト（①行動要請対象の高リスク国・地域（いわゆるブラックリスト）及び②強化モニタリング対象国・地域（いわゆるグレイリスト））が掲載されるため、適宜更新すること。

【財務省 HP】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/index.html

※2：グレイリストへの掲載国は 2026 年 2 月時点で、アルジェリア、アンゴラ、ボリビア、ブルガリア、カメルーン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ハイチ、ケニア、ラオス、レバノン、モナコ、ナミビア、ネパール、南スーダン、シリア、クウェート、パプアニューギニア、英領バージン諸島、ベネズエラ、ベトナム、イエメンの 22 か国。

※3：拡散金融リスク評価書（2025 年 12 月）にて脅威の主体とされた国・地域は、北朝鮮、イラン、ロシアの 3 か国となっている。以下の財務省 HP に、最新の拡散金融リスク評価書が掲載されているため、適宜更新すること。

【財務省 HP】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/councils/aml_cft_policy/index.html

※4：2025 年 10 月現在、北朝鮮との取引については、FATF よりコルレス関係を終了するために必要な措置の実施を求められており、当該国と関連する取引と認められる場合は謝絶する必要がある。

※5：当該国に関連する又は関連が疑われる取引にあたっては、その他の国・地域に関連する取引よりも慎重な対応が求められる。

以上